

田無市・保谷市  
合併に関する広報紙  
(縮刷版)

平成10年5月25日～平成12年12月15日

田無市・保谷市合併協議会

# **通号主要目次**





## 田無市・保谷市合併に関する広報紙（縮刷版）・通号主要目次

### 合併特集号第9号

平成12年6月15日発行・・・ 51

### 合併特集号第12号

平成12年11月15日発行・・・ 57

### 合併協議の概要 新市建設計画の概要 開票集計経過・結果公表スケジュール

- 投票日は7月30日
- 投開票オブズマンを市民公募
- 協議会会議結果・第16回

- 市民意向調査の概要
- 市民意向調査調査票
- 市民説明会を開催
- 出張説明会もご利用ください
- 投開票オブズマンを公募

- 各施設等の名称について
- 住所表記の変更内容一覧
- 住所変更等の手続について
- 田無市ひばりが丘団地にお住まいの方
- ～
- 郵便局からのお知らせ

### 合併特集号第10号

平成12年8月15日発行・・・ 53

### 合併特集号第13号

平成12年12月15日発行・・・ 59

- 新市名は「西東京市」
- 合併協定内容をすべて確認
- 協議会会議結果・第18回

- 合併協議会が最終会議
- 協議会会議結果・第19回
- その後の合併手続

- 合併期日は、平成13年1月21日
- 新市の名称は、「西東京市」
- 市民意向調査調査結果の概要
- 新市名公募各賞発表

- 全国から注目、視察相次ぐ
- 注目に恥じないまちづくりを
- 住所表記の変更内容一覧
- 郵便局からのお知らせ
- 住所変更等の手続について

### 合併特集号第11号

平成12年9月15日発行・・・ 55

### 調査公報

平成12年7月20日発行・・・ 61

- 両市長が都知事に合併申請
- 合併に伴う住所変更の内容と変更手続について
- 市の体制について
- 両市間の制度の調整について
- 合併前の申請にかかるもの
- 個別に対応していくこと

- 合併決断の日
- あなたの1票がまちの将来を決めます

- 調査票の書き方と意味
- 市民意向調査調査票
- 投票所一覧

- 不在者投票所一覧

# 項目別目次

## 田無市・保谷市合併に関する広報紙（縮刷版）・項目別目次

## 法定協議会「合併特集号」項目別目次

<b>◆経過報告</b>	
合併協議会発足	33
合併協議会発足にあたって	34
両市長が都知事に合併申請	55
その後の合併手続	59
合併協議会廃止手続	59
全国から注目、視察相次ぐ	59
注目に恥じないまちづくりを	59
<b>◆組織・運営</b>	
合併協議会委員名簿	33
会長・副会長・委員	34
会議運営に関する申し合わせ	34
協議会予算・平成11年度	34
合併協議会規約（抜粋）	34
合併協議会の役割と位置付け	35
<b>◆経過・スケジュール</b>	
法定の合併協議会設置から合併までの流れ	35
協議スケジュール（概要）	37
<b>◆協議会会議結果</b>	
協議会会議結果・第1回	34
協議会会議結果・第2回	35
協議会会議結果・第3回・第4回	37
<b>◆協議事項</b>	
合併の目標期日	35
合併方式	35
合併協議会での協議事項	35
組織・機構の取扱い（基本方針）	36
財産の取扱い	37
慣行の取扱い	37
一部事務組合等の取扱い	37
電算システムの取扱い（基本的な考え方）	39
事務事業の一元化（基本的な考え方）	39
消防団の取扱い	39
公共的団体の取扱い（その1）	39
使用料・手数料の取扱い（その1）	42
各種事務事業の取扱い（その1）	42
「負担」に関する協議事項概要	44
地方税	44
<b>◆説明資料</b>	
法定の合併協議会とは	33
財政支援制度の概要	38
合併による財政削減効果	39
両市単独市財政推計	40
<b>◆新市名公募</b>	
保育料	44
国民健康保険制度	44
下水道制度	44
地方税の取扱い	45
使用料・手数料の取扱い（その2）	45
国民健康保険制度の取扱い	45
下水道使用料の取扱い	45
事務所の位置の取扱い	46
町名の取扱い	46
補助金等の取扱い（その1）	48
一般職の身分の取扱い	48
特別職の身分の取扱い	48
電算システムの取扱い	48
介護保険制度の取扱い	49
公共的団体の取扱い（その2）	49
使用料・手数料の取扱い（その3）	49
条例・規則等の取扱い	49
補助金等の取扱い（その2）	49
各種事務事業の取扱い（その2・その3）	49
合併期日は、平成13年1月21日	50
新市の名称は、「西東京市」	53
市民意向調査の概要	41
市民意向調査の概要	43
市民意向調査調査票	41
投票開票オブズマンを公募	51
市民意向調査調査結果の概要	51
調査票の書き方と意味	52
市民意向調査調査票	54
市民意向調査の投票について	54
投票所一覧	55
新市名の公募について	34
新市名の公募について	35
新市名募集	35
新市名候補選定小委員会設置	38
ご応募ありがとうございました（新市名公募）	40
新市名公募結果	42
新市名選定経過	42
新市名最終候補5候補決定	43
新市名公募各賞発表	43
新市建設計画の検討予定及び骨子	39
新市建設計画重点施策	41
新市建設計画のあらまし	48
新市名公募各賞発表	54

田無市・保谷市合併に関する広報紙（縮刷版）・項目別目次

不在者投票所一覧.....	63	市民の声1.....	60
合併協議の概要.....	64	市民の声2.....	34
新市建設計画の概要.....	65	市民の声3.....	36
開票集計経過・結果公表スケジュール.....	66	市民の声4.....	40
		市民の声5.....	38
		市民の声6.....	42
		市民の声7.....	46
◆お知らせ			
ホームページへのアクセス一万余件を突破.....	44		
どう変わる市民の暮らし.....	47		
市民説明会を開催.....	52		
出張説明会もご利用ください.....	52		
合併に伴う住所変更の内容と変更手続について.....	55		
合併後の各種取扱いについて.....	56		
市の体制について.....	56		
両市間の制度の調整について.....	56		
合併前の申請にかかるもの.....	56		
個別に対応していただく事項.....	56		
合併による住所変更との取扱い.....	57		
各施設等の名称について.....	57		
住所表記の変更内容一覧.....	57		
住所変更等の手続について.....	58		
田無市ひばりが丘団地にお住まいの方へ.....	58		
郵便局からのお知らせ.....	58		
住所表記の変更内容一覧.....	58		
郵便局からのお知らせ.....	59		

田無市・保谷市合併推進協議会だより

# 「みのり」

平成10年5月25日～平成11年9月1日



# TANASHI HOYA

## 合併推進協議会だより

発行 田無市・保谷市合併推進協議会  
編集 田無市・保谷市合併推進協議会事務局  
〒188-8666 田無市南町5-6-13田無市

田無市・保谷市合併推進協議会ホームページ  
<http://www.tanasi-hoya.co.jp>

〒188-8666 田無市南町5-6-13田無市役所内 電話 0424(64)1311 内線302・303

両市の合併は、これまでに例のない新しい形での合併であり、今後、新しい時代に向けた「平成の合併」として各方面からの注目を浴びることと思います。しかし、何よりもまず、両市に住んでいる市民の皆さんに注目していただきことが肝要であり、そのために、この協議会をよりを中心とした情報提供に大いに力を注ぐ所存です。

こうした情報をもとに、市民の皆様の間で合併に関する活発な論議が行われることを心から願っております。

既に両市の市報でもお知らせしましたように、田無市と保谷市の合併に関する調査、研究等を行つたため、去る2月16日に任意の合併協議会である田無市・保谷市合併推進協議会を発足いたしました。平成10年度がスタートした4月1日には、会長市である田無市に事務局を正式に設置し、これからよりよいよ本格的な活動が開始されます。合併推進協議会は、市民の皆様に合併に対する関心を高めてもらつたための材料を十分に提供していくことを主な目的として設立したものであり、この協議会たより「みのり」は、その要ともいえる事業として発行するものです。これからも、合併推進協議会の経過はもとより、合併に関する様々な情報をできる限り皆様にご提供して参ります。

今後は、この「みのり」をとおして、合併推進協議会の動向や会議結果および合併に関する情報等を広く市民の皆様にお知らせして参りますのでよろしくお願い申し上げます。

「みんなが、のぞむ、理想のまちづくり」に向け、「この「みのり」が、市民の皆様に少しでも役立てばと、願つております。

- ・協議会、幹事会、専門部の開催
- ・先進事例の調査研究
- ・合併推進協議会よりの発表
- ・新市将来構想の策定準備
- ・その他の調査

## 第3回会議結果報告

第3回会議は、5月14日(木)に開催されました。

平成6年に勝田市と那珂湊市が合併して誕生した茨城県ひたちなか市と、平成8年に隣接町との間で任意協議会を設立し、現在協議中の茨城県取手市を観察することに決定しました。

隔月発行

創刊号 1998年(平成10年)5月25日

# みのり

田無市・保谷市合併推進協議会だより

「みのり」

発刊にあたつて



会長



副会長  
保谷市長 保谷高範

## 田無市・保谷市合併推進協議会発足と現在までの経緯

- 平成9年 1月 保谷市長選挙において、現保谷市長が田無市との合併を公約に掲げ、再選を果たす。

4月 田無市長選挙において、現田無市長が保谷市との合併を公約に掲げ、4選を果たす。

6月 6月定例市議会において、田無市長は保谷市との合併に関する質問に対して、「今任期中には、両市の合併に具体的な道筋をつけたい。まず、任意の合併協議会の設立に向けた両市の事務レベルでの協議・連絡調整の場を設け、課題の整理や共同調査・研究などを実施していくたいと考えている」と答弁。

9月 保谷市の9月定例市議会において、両市の合併について協議するための合併協議会を設置する決議が議員提出議案として提案され、可決される。

11月 田無市も11月臨時議会において、両市の合併について協議するための合併協議会を設置する決議が議員提出議案として提案され、可決される。

12月 田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会が設置される。

平成10年 2月 田無市・保谷市合併推進協議会が発足、第1回会議を開催。

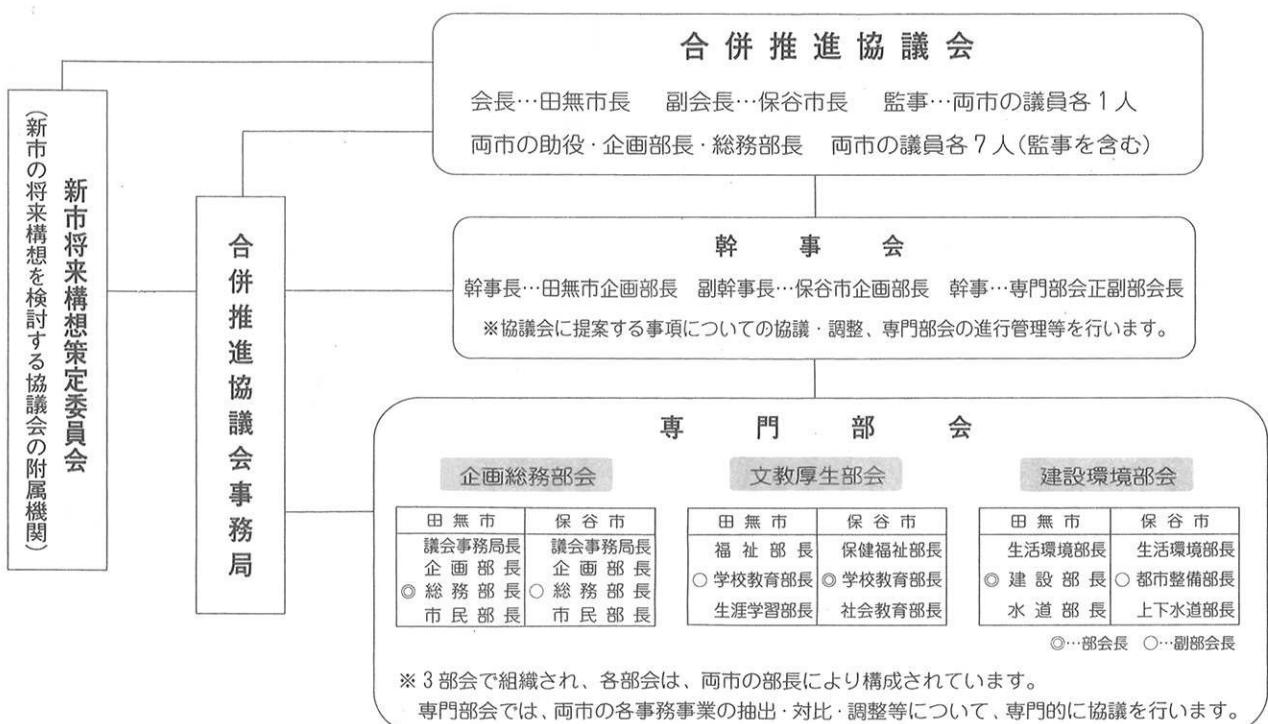
4月 田無市役所内に田無市・保谷市合併推進協議会事務局を設置。

4月 田無市・保谷市合併推進協議会第2回会議を開催。

5月 田無市・保谷市合併推進協議会第3回会議を開催。

5月 田無市・保谷市合併推進協議会委員研修を開催。

## 田無市・保谷市合併推進協議会の組織体系図



## 市町村の合併って どういうことですか

「市町村の合併」とは、二つ以上の市町村が一つの市や町になることで、その方式には、新設合併(新設合併)と編入合併(吸収合併)があります。

「新設合併」とは、例えばA市とB市が合体して一つになってC市という新しい市になることをいい、「編入合併」とは、例えばD市にE町が吸収されて一つになつてD市になることをいいます。

合併の方式については、合併協議会の中で話し合われることになりますが、一般的には、市町村の規模がほぼ同等の市町村同士が合併する場合や、多くの市町村が一度に合併する場合は「新設合併」となり、市町村規模が相當に異なる市町村が合併する場合は「編入合併」となります。

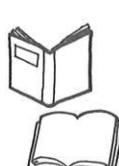
合併方式によつて、新市町村名・議員の定数・在任期間、市町村長の身分の取り扱いなどが異なりますが、どの合併の方式をとっても、合併後の計画的なまちづくりについては、事前に合併協議会などで十分協議されることになります。



平成10年度田無市・保谷市合併推進協議会予算			
1.歳入		(単位:千円)	
款	項	本年度予算額	説明
1 負担金	1 負担金	32,000	
2 諸収入	1 諸収入	4	2市負担金
		4	
		32,004	預金利子
歳入合計		32,004	
2.歳出		(単位:千円)	
款	項	本年度予算額	説明
		6,132	
1 運営費	1 会議費	1,484	将来構想策定委員謝金 委員会賄 速記委託料
			960 106 418
	2 事務費	4,648	臨時職員賃金 普通旅費 文具消耗品等 委員保険料等 パソコン等借上料
			2,478 135 353 111 1,571
		24,349	
2 事業費	1 事業推進費	24,349	委員研修講師謝金 視察旅費 広報紙印刷 広報紙等配布委託料 将来構想策定等委託料
			100 1,600 3,608 5,683 13,358
3 予備費	1 予備費	1,523	
		1,523	
	歳入合計	32,004	

これから田無市・保谷市合併推進協議会の開催日程については、市報または協議会で、皆さんにお知らせします。

**会議は傍聴できません**



田無市役所3階の田無市・保谷市合併推進協議会事務局で、これまでの記録や先進市の合併の記録等)を自由(?)ご覧になります。お気軽に立寄りください。

合併関係資料を  
閲覧できます



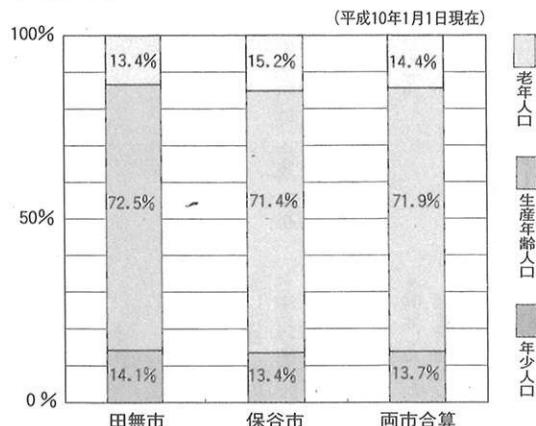


人口が昭和35年から昭和40年にかけて急激な伸びを示しています。田無では57%の増、保谷では52%の増となっています。これは、両市とも急激なベッドタウン化により、多く

は過去8回、35年国勢調査の結果に  
れ線グラフにしたも  
れをみると、両市  
時点では町)とも、  
人口が、昭和35年  
から昭和40年にかけ  
て激急な伸びを  
示しています。田  
無では57%の増、  
保谷では52%の増  
となっています。  
これは、両市とも  
急激なベッドタウ  
ン化により、多く

一般的に、老齢化指数が100パーセントを超えると高齢化が進んでいます。

グラフ2 年齢階層別人口



平成9年4月1日  
現在、全国には669  
の市があります

全国都市面積下位10市	
1	蕨市(埼玉県) わらび
2	鶴ヶ谷市(埼玉県) はとがや
3	柏江区(東京都) かしわ
4	田無市(東京都) たなみ
5	上福岡市(埼玉県) じょうふくおか
6	向日市(京都府) むこうじ
7	国立市(東京都) くにたち
8	与野市(埼玉県) よのじ
9	藤井寺市(大阪府) ふじいでら
10	保谷市(東京都) ほや

さなえ  
さなえ…。「つか」「になる」とことは、それだけ力が強くな  
ることだと思う。みのるくんとみのりだって、別々に何かを  
するより一緒にほうがたくさんのことができるでしょ。「一  
になるために」、これからいろいろあると思つけど、未来の一  
とを考えてがんばる、つて市長さんが話していたそよう。  
ふくん。そうか…。おばちゃん、また、いろいろ教えてね。

それには、二つの市はとても小さくて、田無は全国で4番目、保谷は10番目に小さい市なの。だから、二つの市が一緒になって、面積も人口も増えて、市の形もまともると、いろいろなことがよくなるんじゃないかな。

みんなよく保谷に買いたい物に行くでしょ。みのりも保谷市の幼稚園に行つてたものね。

ぼくも保谷から田無のみのりちゃんと遊びに来てるよ。…って言つても走つて一 分だけどね。

そうね。みのるくんのおうちは、保谷だけど、すぐ近くね。



みのり あ、本当に。お母さんが赤ちゃんをだっこしてゐるみたい。  
さなえ 田無と保谷はおとなり同士で、接してゐる部分もとても広いから、たくさん的人がお互いの市を利用しているので。お母さん

みのり  
みのりちゃん、保谷と田無が一緒になるかもって話知ってる?  
「がっぷこ」でしょ。 知ってるよ。みのりくんと一緒に市の市になれたかられしいけど、どうして田無と保谷との合併なのかな?..ねえ、お母さん、どうして田無と保谷なの?  
うねえ、お母さんが思うには...ほい。  
ふたつの市を見ていたんなさい。保谷が田無を包み込むような形になつててる  
よ。

今を見てみよう。

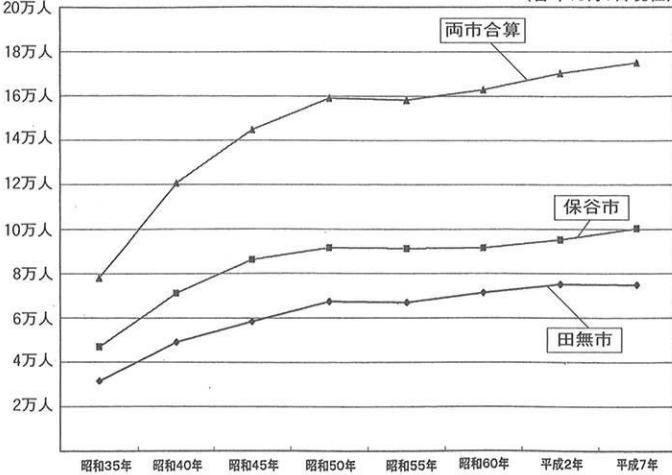
今号からスタートしたこのコーナーでは、田無市と保谷市の現況について、グラフや表を用いながら、ご紹介していきたいと思います。

保谷田無

その1  
人口

### 国勢調査人口の推移

(各年10月1日現在)



みのり みのる  
ちゃん クン の  
教え  
ちょっと

## 合併推進協議会だより

発行 田無市・保谷市合併推進協議会  
 編集 田無市・保谷市合併推進協議会事務局

〒188-8666 田無市南町5-6-13田無市役所内 電話 0424(64)1311 内線302・303

隔月発行

VOL.3 1998年(平成10年)9月25日

みのり



## 新市将来構想策定委員会が開催されました

○依頼状の交付  
 第1回会議  
 第2回会議  
 ○新市将来構想策定委員会の運営について  
 ○合併事例紹介(あきる野市)  
 ○両市のまちづくりの概況、基盤について

合併後の新市の将来構想案を策定するため、委員18人で構成される新市将来構想策定委員会が発足しました。

○委員長および副委員長の選出  
 委員長1人に小島将志委員が、副委員長2人に倉持忠勝委員および小西嗣朗委員がそれぞれ選出されました。

以上のことが確認されました。

また、都市イメージ調査として、田無市、保谷市および両市が合併した場合に人口・面積で同規模となる三郷市と近隣の武藏野市のイメージについて記入してもらい、次回会議までに事務局でとりまとめる」としました。

○新市将来構想策定委員会の運営について  
 ○合併事例紹介(あきる野市)  
 ○両市のまちづくりの概況、基盤について

第5回合併推進協議会  
 会議結果報告

## 合併の必要性・効果、魅力あるまちづくりについて検討が始まります

事務局から「今後における会議の検討項目」として、  
 ①田無市・保谷市の合併の必要性  
 ②田無市・保谷市における合併の効果  
 ③魅力あるまちづくりの可能性(新市ビジョン)  
 について、資料を協議会に示し、説明しました。

この資料は、両市の税金、手数料・使用料、小・中学校、社会福祉施設、社会体育施設等の現況、人口推計等についてまとめて解説できるものに分け、ポイントを明確にすべきであるとの意見が出されました。

今後は、資料等を基に具体的に話し合いが進められていくことになります。

■新市将来構想策定委員会第1回会議について  
 7月28日に第一回会議が開催され、今後の運営方法、検討内容等について話し合われました。

○田無市・保谷市のまちづくり的主要課題について  
 都市基盤・生活環境・教育・文化・福祉・医療・市民生活の6つの分野に分類し、現状での課題等について事務局から説明が行われました。

○両市都市イメージ調査の結果について  
 調査は、委員のほか両市の職員各30人も対象として実施し、結果をまとめたところ、田無市、保谷市に対するイメージはほぼ同じで、「家庭的」「緑が多い」「親しみのある」という人が多く、一方、三郷市、武藏野市に対する「都会的」「新しい」「魅惑的」「明るい」「にぎやか」というイメージが強いという結果が出ました。

### これからの合併協議会での検討項目

(職員の適正配置、財政の効率化(管理費等の見直し)等の合併の効果を検討するにあたっての課題についてもまとめたものです。

なお、会議の中で、現在両市で課題となっているものの中には、合併によって解決できるものと、合併以外の方法でたとえば広域行政や共同利用などによって解決できるものとに分け、ポイントを明確にすべきであるとの意見が出されました。

今後は、資料等を基に具体的に話し合いが進められていくことになります。

■新市将来構想策定委員会第1回会議について  
 7月28日に第一回会議が開催され、今後の運営方法、検討内容等について話し合われました。

○タウンウォッチングについて  
 まちづくりの主要課題を抽出するにあたり、両市を委員自ら実際に見てみようということとして、次回の策定委員会会議予定日の9月22日、「東大農場、明治薬科大学跡地、ひばりヶ丘駅周辺、保谷」もれびホール等を視察します。

田無市・保谷市合併推進協議会第5回会議が、8月11日(火)に開催されました。

今回は、「今後における会議の検討項目について」を議題として話し合いが行われました。また、新市将来構想策定委員会第一回会議の結果や事務事業実態調査の進ちょく状況について報告がありました。

## ひたちなか市、取手市へ視察研修

合併推進協議会では、去る7月21日・22日に、合併の先進市として、茨城県のひたちなか市を、また、現在任意の協議会を立ち上げ、藤代町との合併の検討をしている茨城県の取手市を視察しました。

取手市では、協議会で検討されている内容や、協議会の運営等について、事務局からお話を伺い、今後、お互いの協議会を運営するうえで情報交換等を密にしてることとしました。

ひたちなか市では、合併したときの課題や問題点、合併後の市民の反応、合併後の効果等についてお話を伺いました。この合併は、ひたちなか地区の港湾開発に絡んだ合併であったため、田無市・保谷市の場合は、必ずしも一致しないものの、今後、田無市・保谷市が合併を検討するうえで参考になるものでした。

合併推進協議会  
 第6回会議開催のお知らせ

日時 10月14日(水)  
 場所 田無市役所議会棟4階  
 全員協議会室

※会議は傍聴できます。詳しく述べるものの、「親しみのある」「緑が多い」などのイメージを伸ばすようなまちづくりを考えたらください。

## 地方税の比較

税目	田無市	保谷市
市民税		
個人	所得割 標準税率 2,500円/年	標準税率 2,500円/年
法人	法人税割 12.3/100(標準税率) <sup>(3)</sup> 13.5/100 <sup>(4)</sup> 14.7/100 <sup>(5)</sup>	12.3/100(標準税率) <sup>(1)</sup> 14.7/100 <sup>(2)</sup>
均等割	標準税率	標準税率
固定資産税	1.4/100	1.4/100
軽自動車税	標準税率	標準税率
市たばこ税	一定税率	一定税率
都市計画税	0.26/100	0.22/100
特別土地保有税		
保有	1.4/100	1.4/100
取得	3/100	3/100

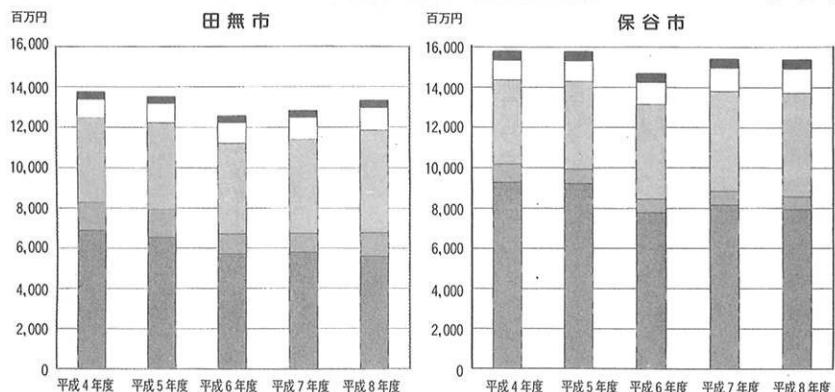
田無市と保谷市の税率(表)を比較すると、都市計画税と法人市民税の法人税割を除き同じ税率になっています。法人市民税の法人税割は、田無市において資本金1億円以上10億円未満の法人について13.5%という税率を設けています。他の法人の税率が異なるほかは、ほぼ同じです。

都市計画税は、地方税の規定により税率を区分の0・3未満に押さえることとされています。一方、市税決算額の推移が、現在の田無市では100分の0.22と6年度に、減税の影響などから個人市民税を中心で大きな落ち込みが見られます。

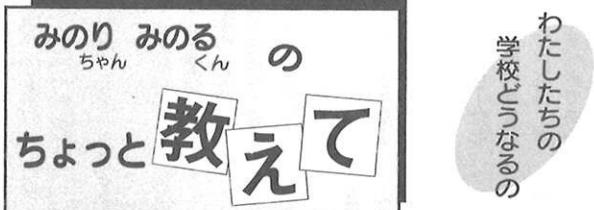
# の今を見てみよう！

## その2 税金

## 市税収入の推移



込みが見られ、その後も依然、厳しい状況が続いています。



わたしたちの  
学校となるの

みのり みのるくん、かわいいバスに乗って学校行ってたよね。

みのる うん、「キャンバス」でしょ。保谷の町の中を走ってるんだ。ぼく学校が遠いからね、1年生のときだけ乗ってたんだ。今はお母さんと市役所に行くときなんかに乗ってるよ。

みのり ふへん。みのりもバスで学校に行きたいな。

みのる え～。だって、みのりちゃんの学校近いじゃない。  
ぼくなんか、みのりちゃんよりずっと時間がかかるんだから。



みのり そっか、そうだよね。ねえ、ねえ、「がっぺい」したら、みのりくん、みのりの学校と一緒に行けるのかな。

みのる そうだね。ぼくんなんかみのりちゃんの学校のほうがうんと近いんだもん。ね、おかあさん。

ほなみ そうね…。学校には「学区域」というのがあってね。この区域の子はこの学校で決まってる。田無は田無、保谷は保谷の学区域で、それぞれ市の学校に通ってるけれど、合併して一つの市になれば、学区域も変わって同じ学校と一緒に通えるようになるかもしれないわね。

みのる わあ～。そうなったら、学校でも一緒に遊べるね。

ほなみ ん～。でも、すぐに変わるかどうかはわからないわ。

学校のことだけじゃなくてね、たとえばみんながよく行く公園や図書館や公民館のようないろいろな施設が田無にも保谷もあるでしょ。そういう施設の「効率的配置」っていうのも、これからの大切なお話し合いの一つなのよ。

みのり こうりつてきはいち？

ほなみ そう、少し難しいことばだけれど、「そこに住んでいる人が使いやすいようなところに必要な施設がきちんとあるか」っていうことなのよ。1か所にいろいろな施設が集まってしまったり、ある地域にはなかったり、ではないでしょ。

みのり ふへん、難しいことたくさん話しあうんだね。

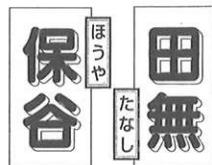
みのり そうだよね。小学校のこと、中学校のこと、それから…。え～っと、公園のこと…それから…。  
そうだ！「せいきん！」

ほなみ あら、みのりちゃんすごいわね。そうね、「税金」のことでも大切なことね。それから、ホールや体育の施設なんかを使うときの料金のこと、おばさん気になるわ。今ね、そういう田無と保谷のいろいろなお仕事のことを細かく調べて、比べるために、「資料」を作っているよう。その「資料」をもとにして、これはどうしよう、ここはこうしよう、って話し合っていくんでしょうね。

みのり よし、ぼくも保谷と田無のこと、いろいろ比べてみようかな。

みのり そうね。おもしろそう。きっと知らないこともあるんじゃないかな。みのるくん、保谷のこともっと教えてね。田無のことなら、みのりにまかせて。

ほなみ あらあら…。もう少し早く話して、夏休みの自由研究にすればよかったがしら。



西原自然公園(20,013.93m<sup>2</sup>)  
保谷市東町



文理台公園(16,671.21m<sup>2</sup>)  
保谷市東町

# TANASHI HOYA

## 合併推進協議会だより

発行 田無市・保谷市合併推進協議会  
編集 田無市・保谷市合併推進協議会事務局  
〒188-8666 田無市南町5-6-13田無市役所内 電話 0424(64)1311 内線302・303

田無市・保谷市合併推進協議会ホームページ  
<http://www.tanasi-hoya.co.jp>

隔月発行

VOL.4 1998年(平成10年) 11月25日



田無市・保谷市合併推進協議会第6回会議が、10月14日(水)に、第7回会議が11月10日(火)に開催されました。

第6回会議では「田無市・保谷市における合併の意義と効果」、第7回会議では「合併の効果・ねらい」「まちづくりの基本的な考え方」について話し合いが行われました。

また、新市将来構想策定委員会会議(第3回・第4回)の結果報告等がありました。

第6回 合併推進協議会  
第7回

### 会議結果報告

## 「合併の意義と効果」 21世紀を機に両市民が飛躍するための合併

### 協議会で共通認識されました

#### 第6回会議

##### 合併の意義と効果について

事務局から、「田無市・保谷市における合併の意義と効果」の会議資料に基づき、次のような説明を行いました。

合併の意義については、「①社会潮流から見た合併の必要性

②地域特性からの合併の必要性

③広域行政の手法」の三項目から両市の合併の必要性を、また、両市の合併の効果については、「①町村合併における合併効果の一般的な全体像 ②両市における合併効果の全体像 ③合併における一般的なデメリットに対する検証 ④両市における具体的な合併効果の検証」の四項目から説明を行いました。特に合併効果の④については、行政能力強化、地域一体的なまちづくりの実現について、シミュレーションを用いた検証を提示しました。たとえば行政財力の強化としては、議員・職員の定数減・退職による人件費削減等を、地域一体的なまちづくりの実現としては、小中学校区域の見直しや市内循環バスの運行等を一定の条件のもとで試算した数値を示しながら検証を行

いました。しかし、これはあくまで例示であり、経費の削減、人件費の削減によって生まれる余力(財政力)を具体的にどの事業等に振り向けるのかについては、今後市民の皆さんのご意見をお聞きしながら、新市将来構想策定委員会で検討されることになります。

◎新市将来構想策定委員会第3回会議について  
◎事業実態調査の進ちょく状況について

#### その他の報告事項

◎新市将来構想策定委員会第3回会議について  
◎事業実態調査の進ちょく状況について

#### 合併効果・ 合併のねらいについて

前回に引き続き、両市における具体的な合併効果の検証を行いました。

#### 第7回会議

はじめに事務局から、行政サービスの向上、住民負担の軽減についてシミュレーションを行い説明を行いました。  
行政サービスの向上として、介護保険の充実、保育園や老人ホームなどの福祉関連施設の整備、地域情報化推進による市政への直接参加機能の確立について検証を行いました。



事務局職員から説明を受けながら視察する委員。  
テレビ局の取材も受けました ～東大農場で～

## 新市将来構想策定委員会から 第3回会議(タウンウォッチング) 第4回会議報告

新市将来構想策定委員会第3回会議が9月22日(火)に、

第4回会議が10月27日(火)に、それぞれ開催されました。

第3回会議では、タウンウォッチングとして両市の主な施設などを視察しました。また、第4回会議では、第6回協議会会議の報告がされ、その後、タウンウォッチングの感想等を出し合いました。

#### 新市将来構想策定委員会第3回会議・第4回会議について

第3回会議(タウンウォッチング)が9月22日に、第3回会議が10月27日に、それぞれ開催されました。

第3回会議では、委員自らが両市の公園、施設等をめぐり、自然環境、道路状況、学区域など両市の現況を視察しました。

実際にまちを見て回ることにより、小学校の通学区域、災害

立について検証を行いました。また、住民負担の軽減については、まず地方税の調整として、税率の異なる法人市民税の一部と都市計画税について、もし税率を低い方へ合わせた場合どのくらいの減税額になるかを試算し、提示しました。

次に国民健康保険料税の調

整として、両市で異なる所得割額、試算額、均等割額、平等割額を示し、モデル世帯を基に両市の保険料税を試算した結果、所得や固定資産の水準によつて田無市方式と保谷市方式

を

示すことを

おこなうことで、提示しました。

以上の合併効果を踏まえ、これまで狭い市域で両市が進めてきた施設整備や行政サービスを両市が合併することにより効率化されることになります。

次に、各種使用料、手数料の調整として、手数料についてはほぼ同様の取扱いになつていて、使用料についてもさほど影響がないということを提示しました。しかし、下水道使用料については、慎重な検討を要するとして、提示しました。

最後に各種使用料、手数料の

調整として、手数料についてはほぼ同様の取扱いになつていて、使用料についてもさほど影響がないということを提示しました。

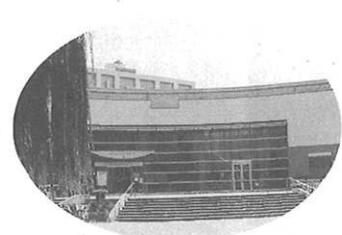
最後に各種使用料、手数料の

調整として、手数料についてはほぼ同様の取扱いになつていて、使用料についてもさほど影響がないということを提示しました。</

## 使用料

		田無市	保谷市		
<b>体育室</b>					
主体育场	3.0時間(午前)	4,200円	3時間	5,000円	
	3.5時間(午後)	4,900円			
	3.5時間(夜間)	7,000円			
	全日	16,800円		20,000円	
ダンス室	3.0時間(午前)	1,050円	3時間	1,400円	
	3.5時間(午後)	1,250円			
	3.5時間(夜間)	1,650円			
	全日	4,200円	全日	5,600円	
トレーニング室	3.0~ 3.5時間	大人 小人	250円 100円	2時間	200円
				2時間	1,000円
会議室				全日	4,000円
<b>軟式野球場</b>					
		無料	2時間	800円	
照明料	1時間	4,000円			
<b>テニスコート</b>				2時間	800円
				2時間	500円
<b>学校施設</b>					
校庭		原則無料	1時間	昼間 夜間	100円 150円
照明料	1時間	1,300円			
体育室		原則無料	1時間	昼間 夜間	100円 200円

両市の各種使用料・手数料は、左表のとおりです。  
この比較表からもわかるように、手数料は、ほぼ同様の取り扱いになっています。ごみ処理やし尿処理については、差異が定などに違いがあるため、概見られますが、これは事業所によって多少の違いがあります。  
また、使用料については、施設が、その施設の形態や時間の設定などに高い安い、と比べるには難しい状況にあります。



べることは難しい状況にあります。

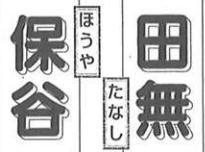
保谷市スポーツセンター(上)と  
田無芝久保第二運動場(テニスコート)(下)



## 手数料

	田無市	保谷市
<b>市民税関係証明書</b>		
所在地証明書	150／1件	150／1件
納税証明書	150／1件	150／1件
<b>法人市民税関係証明書</b>		
評価証明書	150／1件・5筆以上1筆ごと20円 150／1件・5種以上1種ごと20円	150／1件・5筆以上1筆ごと30円 150／1件・1種以上1種ごと30円
公課証明書	150／1件・5筆以上1筆ごと20円 150／1件・5種以上1種ごと20円	150／1件・5筆以上1筆ごと30円 150／1件・1種以上1種ごと30円
納税証明書	150／1件	150／1件
ごみ処理	1kgあたり33円	1kgあたり30円
し尿処理	36%あたり580円	36%あたり330円
<b>住民票写し</b>		
全部	150円	150円
一部	150円	150円
記載事項	150円	150円
労基法第111条	無料	原則無料
<b>印鑑</b>		
登録証交付	150円	150円
登録証再交付	150円	150円
印鑑登録	150円	150円

もし田無市と保谷市が合併する意見をお聞きしたいと 考えています。	そこで、両市の市民の皆さんは、まちづくりに対する意 向を把握するため、また、策 定委員会における検討の素材 として活用させていたくた め、「21世紀フォーラム」を開催し、より多くの市民の皆さ んのご意見をお聞きしたいと 考えています。	田無市・保谷市合併推進協議会の附属機関である新市将来構想策定委員会では、現在、合併による新市のまちづくりについて検討を行っています。	そこで、両市の市民の皆さんは、まちづくりに対する意 向を把握するため、また、策 定委員会における検討の素材 として活用させていたくた め、「21世紀フォーラム」を開催し、より多くの市民の皆さ んのご意見をお聞きしたいと 考えています。
マ全体テーマ 合併によるま 可能です。	マ主体テーマ 合併によるま 可能です。	「21世紀フォーラム」は、参考意見を出しやすいようにするた め、「人前で意見を言うのは 軽に参加していただける方 の話し合いです。	「21世紀フォーラム」は、参考意見を出しやすいようにするた め、「人前で意見を言うのは 軽に参加していただける方 の話し合いです。
局へ当日会場での申し込み ・保谷市合併推進協議会事務	午前9時から電話で、田無市 12月3日(木) ▽申込み	▽定員各回おむね50人 ▽対象・在勤・在学の方 ▽申込みで開催を予定しています 203市民会議室(2月・3月は、 保谷こもれびホール小ホール 催日時は、2月1日号の市報 でお知らせします)	▽定員各回おむね50人 ▽対象・在勤・在学の方 ▽申込みで開催を予定しています 203市民会議室(2月・3月は、 保谷こもれびホール小ホール 催日時は、2月1日号の市報 でお知らせします)



# の今を見てみよう！

## その3 使用料・手数料

### ワークショップ 方式ってなーに



- ほなみ あら、みのりちゃん、お母さんとお買い物？
- さなえ あらあ。
- みのり あ！おばちゃん、こんにちは。  
あれ、みのるくんは？
- ほなみ きょうはね、お父さんと一緒に、スポーツセンターに行ってます。
- みのり えっ、ほんと！ 市役所の隣のでしょ。みのりね、きのうお母さんと一緒にそこのプールに行ったの。楽しかった～。温水プールなんて、みのり初めて！ それにね、「キャンバス」にも乗ったんだよ。
- ほなみ あらそう、よかったわね。
- さなえ そうそう、そう言えば、そこできのう、合併の関係の「21世紀フォーラム」開催のポスターが貼ってあったけど…。ご存じ？
- ほなみ ええ。ワークショップ方式の話し合いでしょ。
- さなえ 「ワークショップ」ってなにかしら？ 気軽に意見を言える会議みたいだけ…。
- ほなみ わたしもこの前、初めて知ったの。サークル仲間の集まりでね、この方式で、これから運営なんかについて話し合ったのよ。
- ふつう、会議っていうと、ちょっと堅苦しかったり、発言する人としない人がいたりするでしょ。それがね、ゲーム感覚っていうのかしら。とても活気があって、みんなそれぞれが自分の意見を言える雰囲気なの。
- この前のときはね、自分がこういうことをやりたいっていう内容を紙に書いて、それを黒板にペタペタと貼って。それを内容によって分けて、これとこれを一つにしたらもっとおもしろくなるとか。そんなやり方で、進行役の人もとてもスムーズに話をすすめてくれてね。わたしも自分の思っていることをいろいろ話せたわ。
- 「ワークショップ方式」って言っても、いろんな方法があるでしょけど、今までの「会議」っていうイメージとは違うと思うわ。
- さなえ なんだか、おもしろそうね。
- みのり お母さん、そのお話し合いに出るの？
- さなえ そうね。おばちゃんにいろいろと聞いてから考えようかな。
- ほなみ あら、一緒に参加してみる？



「みのり」は古紙混入率70%の再生紙を使用しています

## 合併推進協議会だより

発行 田無市・保谷市合併推進協議会  
編集 田無市・保谷市合併推進協議会事務局  
〒188-8666 田無市南町5-6-13田無市役所内

田無市・保谷市合併推進協議会ホームページ  
http://www.tanasi-hoya.co.jp

電話 0424(64)1311 内線302・303

特集号

VOL.5 1998年(平成10年)12月10日

みのり

今回の資料は、協議会会議での検討の素材として事務局で作成したものでした。したがって、3面でご紹介している「田無市・保谷市の合併の効果について」も、一定の条件のもとにシミュレーションした場合の検証で、協議会における基本方針として定められたものではありません。

また、この資料の内容だけではなく、その他の事項についても、協議会で検討していくことになります。

## 田無市と保谷市の合併のねらいは?

◎豊かさを実感できるまちづくりを目指して

田無市と保谷市との合併を一言で表現するならば、「21世紀を機に両市民が飛躍するための合併」となります。新市が誕生することによって、これまで狭い市域で両市が進めてきた施設整備や行政サービスが効率化され、多くの他の事項についても、協議会で検討していくことになります。

そこで、今号では、協議会で提示した資料に基づいて、両市の合併の必要性・効果・基本コンセプトについての概要をお知らせします。

去る10月14日(第6回)・11月10日(第7回)の協議会会議で、「田無市・保谷市合併の検討(必要性・効果・目標)」の資料をもとに検討し、協議会として、次のことことが共通認識されました。

両市の合併の意義については、社会潮流・地域特性から見て、その必要性が確認され、また、合併の効果については、これまで狭い市域で両市が進めてきた施設整備や行政サービスを両市の合併により効率化し、これによって生まれる財政的余力と人的余力をもとに、市民のための真の豊かさを実現すること、「21世紀を機に両市民が飛躍するための合併」であることが共通認識されました。

さらに、田無・保谷カラーの実現(まちづくりの方向性)について、その基本的な考え方に関する確認され、その具体的な内容を、今後、新市将来構想策定委員会において検討していくこととして確認されました。

合併の意義と効果について

協議会で共通認識された内容をお知らせします

## 「21世紀を機に両市民が飛躍するための合併」



## 「田無市・保谷市合併の検討」資料内容

## 1. 田無市・保谷市の合併の意義

- (1) 社会潮流から見た合併の必要性
  - ① 地方分権と合併必要性
  - ② 高齢化と合併の必要性
  - ③ 少年人口・生産年齢人口の減少と合併の必要性
  - ④ 変化の時代と合併の必要性
- (2) 地域特性からの合併の必要性
  - ① 地域間競争時代と合併の必要性
  - ② 地形的特性からの合併の必要性
- (3) 広域行政の手法
  - ① 一部事務組合制度の概要
  - ② 広域連合制度の概要
  - ③ 市町村合併制度の概要
  - ④ 広域行政制度に対する評価

## 2. 田無市・保谷市の合併の効果

- (1) 市町村合併における合併効果の一般的な全体像
- (2) 田無市・保谷市における合併効果の全体像
  - ① 田無市・保谷市における合併効果の捉え方について
  - ② 田無市・保谷市における合併効果について
- (3) 合併における一般的なデメリットに対する検証
- (4) 田無市・保谷市における具体的な合併効果の検証
  - A 財政力強化
    - ① 管理部門経費(議会費・総務費)の削減効果
    - ② 議員・職員の定数減・退職による人件費削減効果
    - ③ 合併市町村まちづくり推進事業費
    - ④ 地方交付税の特例措置
  - B 行政力強化
    - ① 組織の再編成と人材の適正配置

## ② 人材の有効活用制度の導入

## C 地域一体的なまちづくりの実現

- ① 小中学校の校区の見直し
- ② 中学校給食の実施
- ③ 公園・緑地の整備
- ④ 市内循環バスの運行

## D 行政サービスの向上

- ① 介護保険の充実
- ② 福祉関連施設の見直しによる福祉サービスの向上
- ③ 高齢者支援型総合情報システムの構築
- ④ 地域情報化推進による市政への直接参加機能の確立

## E 住民負担の軽減

- ① 地方税の調整
- ② 国民健康保険料(税)の調整
- ③ 各種使用料・手数料の調整

## 3 田無市・保谷市合併の基本コンセプト(合併のねらい)

## 4 田無・保谷カラーの実現(まちづくりの方向性の検討)

- (1) 既存計画のまちづくりの方向性
- (2) 合併効果から伺えるまちづくりの方向性
- (3) 地域資源から伺えるまちづくりの方向性
- (4) 広域的な位置付けから伺えるまちづくりの方向性
- (5) 社会潮流に対応したこれらのまちづくり
- (6) 主要課題から伺えるまちづくりの方向性
- (7) 新市まちづくりの基本理念(案)
- (8) 新市のまちづくりの将来像(案)
- (9) 新市のまちづくりの基本方針(案)



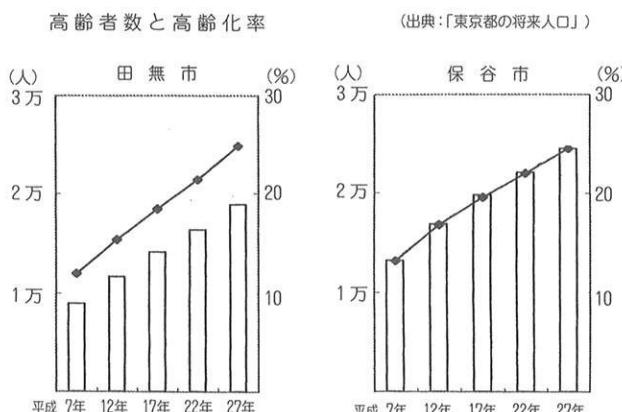
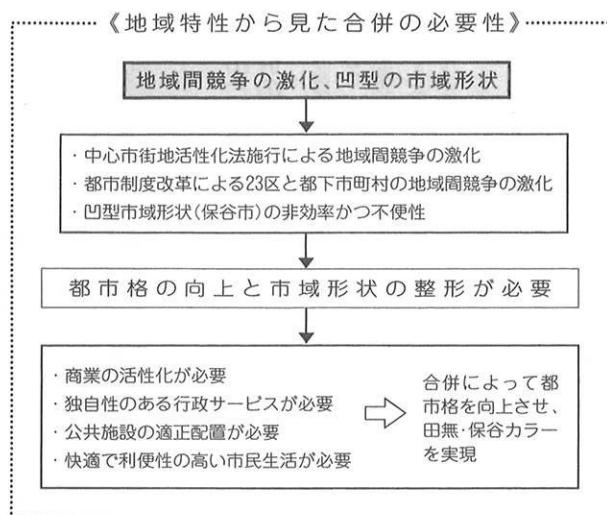
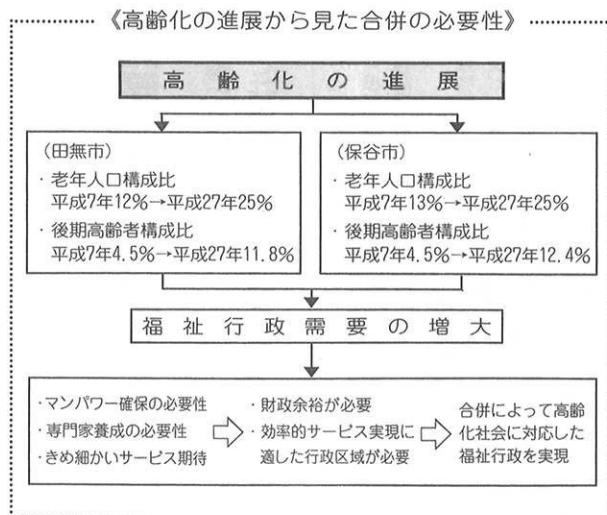
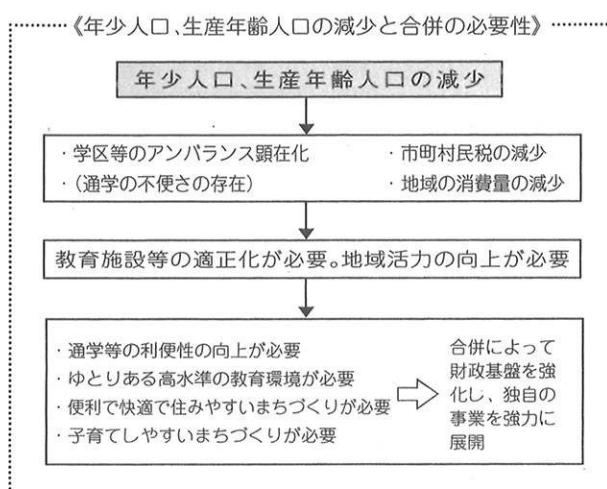
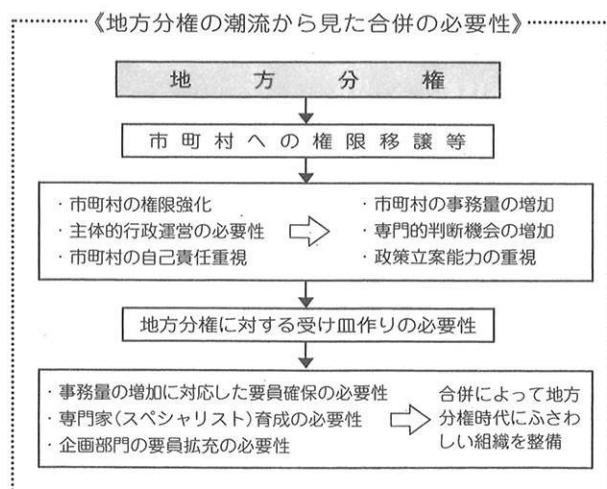
また、地域が整形化されることにより、市民が生活しやすい環境を提供することができます。以前に控えた21世紀の社会問題に対し積極的に投入して、生活者の暮らしを一段と改善していくことが可能になります。

また、この資料の内容だけではなく、その他の事項についても、協議会で検討していくことがあります。これは今まで協議会で検討していくことがあります。

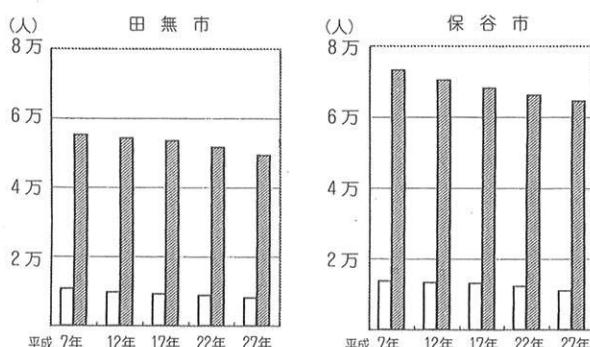
ゆとりをもって生活できるようになります。

こうした悲観的な将来像を避け、市民が大きな安心と期待などを提供することができます。田無市と保谷市の合併のねらい

## 田無市・保谷市における合併の必要性



年少人口(左側)と生産年齢人口(右側) (出典:「東京都の将来人口」)



○ 地方分権の潮流から見た合併の必要性

地方分権の推進による様々なな権限委譲が進展することが予想されます。市は、組織体制を整え、市民のニーズや地域の特性に対応できるまちづくりを主体的に進めていくことが重要になつてきます。

合併は、分権時代に対応する自治体の役割を果たす上で、一層組織 자체を強化していくためにも必要となります。

○ 高齢化の進展から見た合併の

高齢化の進展は、福祉や医療の行政需要を増大させ、それに応する体制の拡充、施策の充実が一層重要になってきます。一方で、年少人口の減少は、教育施設や学区等の再編について検討を促すものです。このような課題を解決するためには、合併による人的資源、施設上の資源を活用し、一層適正な教育環境を提供していく必要があります。

○地域特性から見た合併の必要性

地域の特色を活かしたまちづくりは、商業等の活性化を促します一方で、地域間の競争をも促します。地域間競争が一層進むことが予想される中、公園や文化施設の拡充・福祉活動の活発化等市民が期待する施策を実現させるためには、合併による財政基盤の強化が不可欠であり、企画部門の拡充が必要となります。

### 田無市・保谷市の 合併の意義

## 必要性 年少人口・生産年齢人口の減少と合併の必要性

因になり、それらに対応するためには転入者が増加し、買い物

## 田無市・保谷市における合併の効果



※上記の項目は、両市が合併した場合、実現が可能と思われるものについて、シミュレーションしたもので、協議会での基本方針として定められたものではありません。

### 田無市・保谷市の合併の効果

#### 効果の全体像

両市の合併の効果の全体像を示すと、上のようにになります。

現在、地方分権の推進、高齢化、年少人口・生産年齢人口の減少等、両市をとりまく状況は厳しさを増し、今後行政サービスの多様化、高度化が想定されています。両市の合併は、21世紀展望して、これまで以上に質の高い高度な行政サービスを実現するための手段と考えることができます。

また、両市の合併は、「市民のための真の豊かさを実現」する手段としての「市民のための究極の行政改革」です。そして、その目的は、「21世紀に向けた新たなまちづくりへの挑戦」であり、「田無・保谷カラーの実現」にあります。それこそが、今後の田無市・保谷市の最良の選択と考えられます。

○田無市・保谷市における合併効果について

両市が合併した場合の実現可能な「効果」について具体的に検討しています。上図の「財政力強化」「行政力強化」「地域一体的なまちづくりの実現」「住民負担の軽減」の部分がこれにあたります。これらの中、「地域一体的なまちづくりの実現」は、新市将来構想策定委員会における田無市・保谷市のイメージ調査や新市ビジョンに対する意見の結果に基づいて、市民がまち

づくりに對して最も期待しているものを優先的に掲げています。これはあくまでも例示で、もし合併したら可能かどうかを検証したものです。

これらについては、今後新市将来構想策定委員会で、21世紀フォーラム等で出される意見等を反映させた新市将来構想を策定していく予定です。

#### 合併におけるデメリットの検証

##### ①行政区域の拡大や議員数による特徴

市町村合併では、行政面積が拡大し合併前に比べて議会議員数が減少することから、市民の意見が行政に届かなくなる、反映されにくくなるといったことが一般的に懸念されています。

しかし、田無市と保谷市では、行政面積で全国でもそれぞれ4番目、10番目に小さな市で、合併したとしても、人口規模も合わせて、近隣の三鷹市と同等程度になるに過ぎず、同程度の各団体の状況を見ても、合併したから直ちに市民の意見が行政に届きにくくなるとは考えにくいものと思われます。

議員の絶対数は減少することになりますが、現在両市で行われている市民参加の手法を継続し、あるいはさらに発展させるこにより、また、合併効果によって生じた余力を地域情報化の各種施策につぎ込む等、市民がま

く、合併によって地域閾格差が大きなものとなるわけではなく、田畠市と保谷市の行政面積は、合併したとしても特別大きいです。

②市役所が遠くなり、行政サービスが低下する?

市町村合併では、行政面積は拡大し、市役所の位置は1つに定めなければならぬことから、一般的に周辺部から市役所までの距離が遠くなり、行政サービスが受けにくくなる。不便になるといったことが懸念されています。

田畠市と保谷市の合併の場合についても、確かに現在の市役所周辺の地域など、極めて限定的な地域については、市役所が遠くなつて不便になることもあります。しかし、まだなんとかはるかもしませんが、たとえば、合併効果によって生じる余力を用いて窓口サービスをオンライン化・市内の施設のどこでも窓口サービスが受けられるようにする等、現在の両市の市庁舎や出張所等の各施設を有効に活用することにより、全体としてこれまでより便利にすることは十分可能であると考えられます。

③中心部だけ良くなり、周辺部が取り残される?

特に行政区画が広い団体同士の合併の場合、中心地区に重点的に公共投資がなされ、合併したことにより地域閾格差が拡大するといったことが懸念されています。しかし、①でも述べたように、田畠市と保谷市の行政面積は、合併したとしても特別大きなものとなるわけではありません。



紅葉が鮮やかで美しい文理台公園（上）保谷市と「タコ公園」の愛称で親しまれる田無市民公園（下）

具体的な合併効果の検証

拡大するとは考えにくい状況です。むしろ合併によって強化された財政力で一體的な整備が進めやすくなることから、特に現在の両市境の地区などにおいては、合併によるメリットの方がはるかに大きなものになると考えられます。

(上) 保谷市と「タコ公園」の愛称で親しまれる田無市民公園(下)

除いて両市の差異はありません（みのり第3号に掲載済み）。そこで、二つの地方税について、低い基準の方に統一した場合、法人市民税で約26万円の減税、都市計画税では、約1億7千万円（平成8年度）の減税になります。

とになります。  
◎地方税の調整  
住民負担の軽減  
地方税については、法人市民

なります。では、現実的にこの  
ような人員削減は可能でしょうか。  
ここでは、職員減少について  
ては退職者(定年)による減少の  
みとし、前年度の退職者数の3  
分の2を新規採用すると想定し  
た方式によると、2010年ま  
でに198人の減少が見込める結果  
となります。つまり、2010  
年までに約200人の職員数の減少  
を実現した場合、1人当たり90  
万円として換算すると約18億円

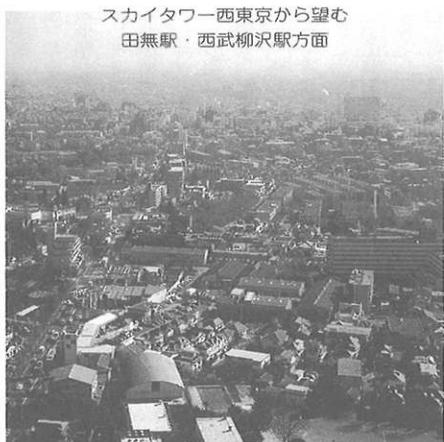
（二）の結論としては、「地方税の調整に際して、低い基準に統一する」とも十分可能である」と可能性を示すだけとします。

### 国民健康保険料(税)の算出方式(平成10年度)

田 無 市		保 谷 市
A 所得割額	(所得金額一控除額)×5.00%	(所得金額一控除額)×5.33%
B 資産割額	固定資産税額×20.00%	固定資産税額×20.00%
C 均等割額	加入者数×15,000円	加入者数×11,140円
D 平均割額	一世帯あたり8,400円	一世帯あたり6,680円
国民健康保険料(税) ～ 年間 ～	国民健康保険料(年間) = A+B+C+D (最高限度額47万円)	国民健康保険料(年間) = A+B+C+D (最高限度額49万円)

### 下水道使用料率表

汚水の種類	排出量	田無市	保谷市
一般汚水	10立方メートル以下の分	373円	520円
	10立方メートルを超える 20立方メートル以下の分	1立方メートル につき 80円	1立方メートル につき 83円
	20立方メートルを超える 50立方メートル以下の分	1立方メートル につき 115円	1立方メートル につき 128円
	50立方メートルを超える 100立方メートル以下の分	1立方メートル につき 143円	1立方メートル につき 145円
	100立方メートルを超える 200立方メートル以下の分	1立方メートル につき 172円	1立方メートル につき 175円
	200立方メートルを超える 500立方メートル以下の分	1立方メートル につき 218円	1立方メートル につき 225円
	500立方メートルを超える 1,000立方メートル以下の分	1立方メートル につき 258円	1立方メートル につき 265円
	1,000立方メートルを超える分	299円	320円



「みのり」は古紙混入率70%の再生紙を使用しています

みのり第6号の発行は、来年2月の予定です

今回紹介した資料を希望の方には、合併推進協議会事務局で差し上げています。

の減額となります。下水道使用料は、下水道事業自体が独立した事業であり採算確保が原則であること、および受益者負担を原則としていることなどから、慎重な見直しを要します。

～年間

～  
-ATB1C1D  
(最高限度額47万円)  
-ATB1C1D  
(最高限度額49万円)

第8回合併推進協議会 会議結果報告



**21世紀に向けて  
みのり多い合併を！**

また、最終的にとりまとめた  
新市将来構想については、概要版として全戸配布する予定です。

○平成11年度協議会予算(案)について

平成11年度の協議会の歳出予算(案)として、新市将来構想の概要版の作成・全戸配布、広く市民の皆さんに情報提供するためのホームページの開設等により、前年度に比べ、約1千200万円ほど多い4千400万5千円を計上しています。

# 平成11年度 事業計画(案)について

#### **市民説明会の開催やホームページの開設**

合併に向けて具体的な検討と市民への情報提供の充実

報告事項

## ○田無市・保谷市行財政現況調書について

田無市・保谷市合併推進協議会第8回会議が、2月9日(火)に開催されました。

田無・保谷21世紀フォーラムの結果報告、新市将来構想策定委員会の報告、平成11年度の協議会事業計画(案)・予算(案)等について話し合いが行われました。

試みで市民の皆さんに合併についていろいろな面からの自由発言いただくことができました

○新市将来構想策定委員会第5回～7回会議の結果について  
新市のまちづくりの課題・問題点の整理、新市の将来像などを検討しました。

○平成11年度協議会事業計画

○平成10年度協議会予算の流  
充用について  
○田無・保谷21世紀フォーラム  
の結果について

平成11年度では、新市将来構想の中間まとめを市民の皆さんにお知らせすると共に市民説明会を両市で開催し、さらに説明会で出されたご意見等を踏まえ

○平成11年度協議会事業計画

田無市・保谷市合併推進協議会 第7回会議の資料「田無市・保谷市における合併の検討」(必要性・効果目標)を事務局が説明し、その後合併によるまちづくりの検討を行いました。

○田無保合21世紀フォーラム  
(第1回)の報告  
○合併によるまちづくりの検討  
(グループ討議)

21世紀フォーラム 第1回で  
出された意見等を参考にしながら、少子化分野、福祉分野、都市基盤分野、生活環境分野の4グループに分かれて、まちづくりの課題・問題点を整理し、将来像の検討を行いました。

学校の統廃合による跡地利用、安全な通学路名、首脳の登場、

新市将来構想策定委員会第5回会議が11月24日(火)に、第6回会議が12月22日(火)に、第7回会議が1月26日(火)にそれぞれ開催されました。

## 問題点について検討

介護の人材育成、確保、ごみ問題等それぞのグループで課題を整理し、地域の中で支え合つまちづくり、安全で快適なまちづくり、市民参加のまちづくりなど八つの新市の将来像を設定しました。

○田無・保谷21世紀フォーラム  
（第2回）の報告

提示したプロジェクト（案）について意見交換をして、さらに、これらのプロジェクト（案）に基づき、合併による新市のまちの将来像について検討し、次の六つのテーマに集約しました。

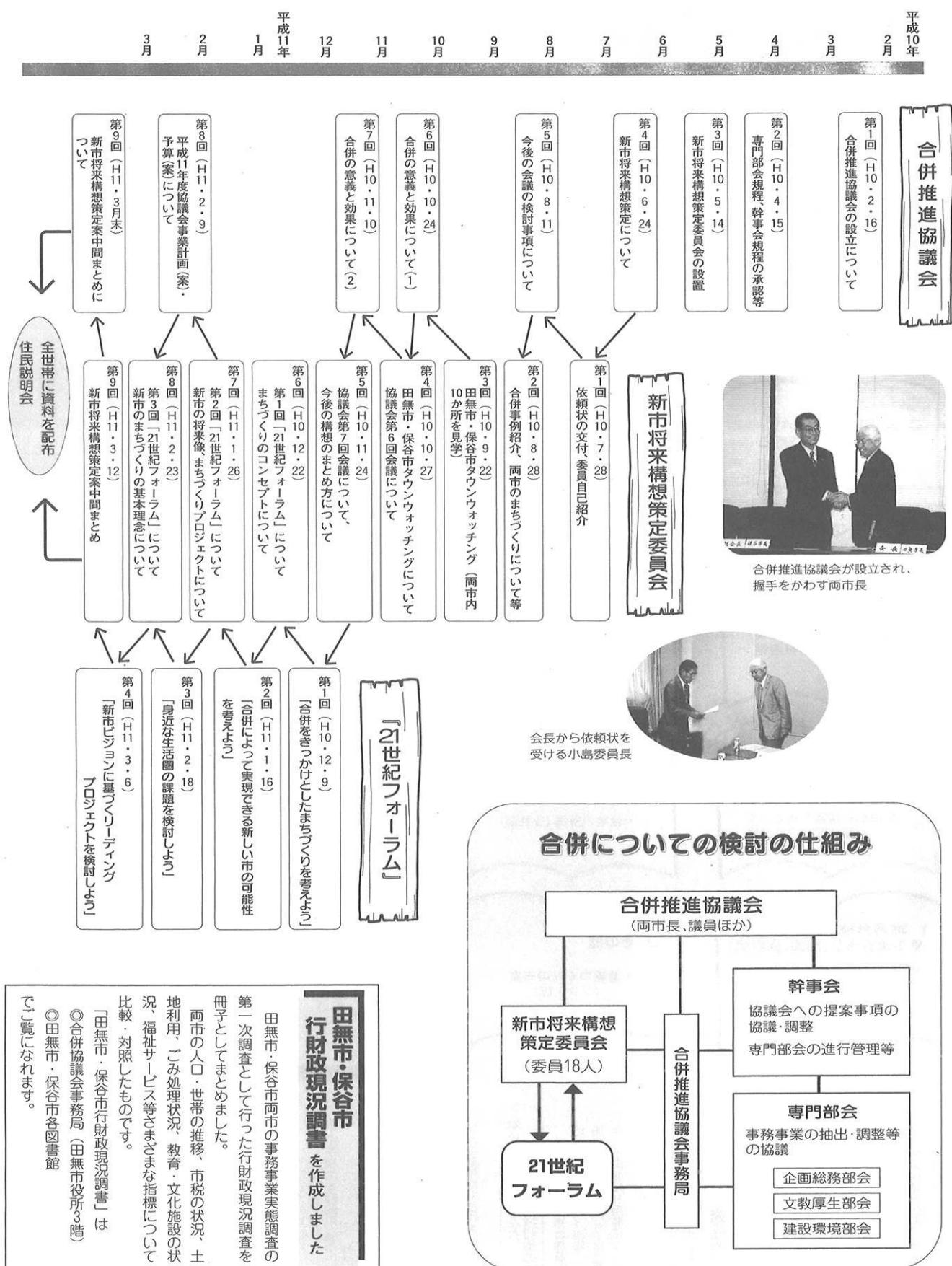
①地域の中で支え合う福祉のまち ②環境にやさしく美しいまち ③若者を育てるまち ④安全で快適なまち ⑤さまざまな産業が育つまち ⑥市民参加のシステムづくり

今後、新市将来構想策定委員会では、新市のまちづくりの基本理念を検討し、3月には合併推進協議会に中間報告書を提出する予定です。





# 合併についての検討の流れ



「みのり」は古紙混入率70%の再生紙を使用しています

## 合併推進協議会だより

発行 田無市・保谷市合併推進協議会  
 編集 田無市・保谷市合併推進協議会事務局  
 〒188-8666 田無市南町5-6-13田無市役所内 電話 0424(64)1311 内線302・303

田無市・保谷市合併推進協議会ホームページ  
<http://www.tanasi-hoya.co.jp>

隔月発行

VOL.7 1999年(平成11年)4月15日

みのり

## ごあいさつ



会長

田無市長 末木達男

田無市と保谷市の合併問題は、かねてそれぞれの市で大きな政治課題となっていましたが、昨年2月、任意の合併協議会である「田無市・保谷市合併推進協議会」を設立し、両市が同じ土俵にたって、さまざまに協議を重ねて参りました。

第7回の協議会会議においては、両市の合併の必要性と効果について協議会で確認し、両市民が飛躍するための合併である」という共通認識を持ちまし

その後、「新市の中間まとめ」については、協議会の附属機関である新市将来構想策定委員会に、協議会での両市の合併の必要性と効果の確認を踏まえ検討をお願いするとともに、委員会での検討に際しましては、「21世紀フォーラム」を併せて開催し、広く市民の皆様のご意見をお聞きしながら検討をすすめていた

だきました。

そして、第9回の協議会において新市将来構想策定委員会から「新市将来構想案」の中間まとめのご報告をいただき、協議会で承りました。

このたび市民の皆様にお示しする「新市将来構想案」の中間まとめは、まさに市民の皆様の手作りの構想案であると確信しております。

これまで多くご協力をいたしました協議会ならびに新市将来構想策定委員会の皆様、そして、将来構想案の策定に当たり新たな試みとして実施した「21世紀フォーラム」にご参加いただいた市民の皆様、あるいは激励の言葉はもとより、

# 『新市将来構想案』 中間のまとめをお知らせします

時に苦言を、時にご意見等をくださいましたすべての皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

今後は、「新市将来構想案」の中間まとめの内容を、両市の市民の皆様にご理解いただくとともに、市民説明会を通して、さらに広くご意見等をいただきながら、最終の「新市将来構想」をまとめたいと考えております。

なお、市民説明会は、両市で5月中旬以降開催する予定でございます。その際には、協議会の会長である私と副会長の保谷市長も出席し、直接市民の皆様と意見交換をしたいと考えております。多くの市民の皆様のご参加をお願い申し上げます。

合併は、市民の皆様の生活にさまざまな影響を及ぼします。

今回お示した「新市将来構想案」の中間まとめをぜひご覧いただき、これをきっかけとして両市のすべての市民の皆様が、両市の合併について関心をよせて、あるいは活発に論議していくだければ幸いです。

お示いたします。

副会長

保谷市長 保谷高範



「新市将来構想」は、田無市と保谷市にとって合併が必要なのが、またどういう効果があるのか、これらを検証したうえで、それでは実際に新市になつた場合、どのような新市の将来像が描けるのかということをとりまとめたものといえます。

両市合併への道のりは未だ途半ば、いえ、まだ半分にも到達していないかもしれません。これからが本番なのです。

これらの道のりを、「これまでにも増して、両市の市民の皆様とともに手を携えて進んでいきたい」と思っています。

両市の市民の皆様におかれましても、合併を自らのこととしてお考えいただき、「これからも、

合併についてのご意見等をどんどんお寄せいただきたいと思いま

ます。

なお、今回の「新市将来構想案」の中間まとめは、この「みのり」のほかに、4月15日に開設いたしました田無市・保谷市合併推進協議会のホームページでもご覧いただけるようになります。また、メールでもお問い合わせください。

両市の合併は、両市の市民が本的に望む形で実現したい、それがわれわれの願いです。そのためにも皆様のご意見というものがとても重要になりますし、それには皆様のご協力が不可欠

です。

皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げる次第です。



## 田無市・保谷市における合併の必要性

### 合併の必要性のとらえ方

田無市・保谷市の合併の必要性を社会潮流からみた場合と、地域特性からみた場合に分けてとらえ、前者は「地方分権の推進」・「高齢化の進展」・「年少人口、生産年齢人口の減少」の側面から、後者は「地域間競争の激化」・「市域形状」の側面から検討しています。

#### 《地方分権潮流から見た合併の必要性》

##### 地方分権の推進状況

地方分権とは、各自治体の自主性、自立性を尊重し、地域住民の自己決定権の拡充を目指して、自治体へ権限を拡充していくことです。  
 ①市町村への権限委譲は、人口規模に応じてなされます。特に人口20万人以上の市は、開発行為の許可などを含め、多くの権限委譲が期待されます。  
 ②自治体独自の条例や基準を設ける必要があります、自治体の政策立案能力に関して格差が生じる時代となります。



##### 地方分権により生じる課題

- ①自治体の能力の違いが、地域の行政サービスの差や地域の活力などに直接的に影響することが予想されます。
- ②一層主体的に行政運営に取り組むことが必要となり、特に職員の政策立案能力が重要になってきます。
- ③権限委譲が進展するにつれて市の事務量は増加し、さらに新しい分野での事務の発生、一層専門的な判断機会の増加なども予想されます。

##### 合併による課題の解決

このような時代の流れに対応するためには、合併によって地方分権に対する適切な受け皿作りを進めておくことが必要となります。  
 ①権限委譲に対応した要員の確保、専門的人材の育成などを図り、分権時代にふさわしい組織体制を整えることです。  
 ②個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成していくうえでは、企画部門の拡充を図り、住民ニーズ、地域特性、時代変化に応じたまちづくりを主体的に進めていくことが重要です。

#### 《高齢化の進展から見た合併の必要性》

##### 高齢化の進展状況

長寿化と少子化傾向の進行に伴い、平成27年には4人に1人は65歳以上という高齢社会が到来すると予測されています。  
 (田無市) 平成7年 平成27年  
 - 65歳以上 8,958人(12.0%) → 約 18,900人(24.8%)  
 - 75歳以上 3,194人(4.3%) → 約 9,000人(11.8%)  
 (保谷市) 平成7年 平成27年  
 - 65歳以上 13,220人(13.2%) → 約 24,500人(24.5%)  
 - 75歳以上 4,463人(4.5%) → 約 12,400人(12.4%)



##### 高齢化の進展により生じる課題

- このような急速な高齢化の進展は、福祉や医療面での行政需要を大幅に増大させるものと予想されます。
- ①介護等に関わるマンパワーの確保が必要となります。
  - ②高齢者単独世帯への生活支援の拡充が必要となります。
  - ③救急医療体制の拡充が必要となります。
  - ④専門的な人材確保などが求められます。
  - ⑤予防医学や高齢者への生きがいづくりが一層重要になります。

##### 合併による課題の解決

市民の約4分の1を占める高齢者に対して適切な行政サービスが提供できるように、体制や仕組みを整備していくことが必要です。こうした高齢社会に対応するためには、合併により行政のスケールメリットを生み出したり、地形的にも効率的な行政区域を確保することが重要になります。

#### 《年少人口、生産年齢人口の減少から見た合併の必要性》

##### 年少人口、生産年齢人口の減少化の状況

全国的な少子化傾向に歯止めがかからず、わが国の年間出生数はほぼ一環して減少しています。

(田無市)	平成7年	平成27年
・14歳以下	10,660人(14.3%)	約 8,100人(10.6%)
・15歳以上64歳以下	55,187人(73.8%)	約 49,300人(64.7%)
(保谷市)	平成7年	平成27年
・14歳以下	13,690人(13.7%)	約 11,100人(11.1%)
・15歳以上64歳以下	73,197人(73.0%)	約 64,500人(64.4%)



##### 年少人口、生産年齢人口の減少化により生じる課題

年少人口の減少は、教育施設の統廃合や学区などに関する再検討を促すものです。将来の年少人口や道路計画などを地域ごとに検討し、一層適正な教育環境を提供することが必要となります。

一方、生産年齢人口の減少は、市町村民税や地域の消費量の減少等が危惧され、財政的にも地域経済的にも活力低下の要因となるものです。



##### 合併による課題の解決

この課題を解消するためには、合併により住民ニーズにかなった教育施設等の再編を実施することが必要であり、ゆとりある授業の実現のためにも、合併から生まれる人的資源や施設上の資源を活用した高水準の教育環境を提供することが重要となります。

また、地域経済を活性化するためには、転入者や買い物客が増加するような魅力あるまちづくりが一層重要です。

#### 《地域特性から見た合併の必要性》

##### 地域間競争の激化と凹型の市域形状

面積的にも人口規模的にも比較的小規模な両市が、これから地域間競争の時代に適切に対応していくためには、規模を拡大してスケールメリットを活用し競争力を強化することが必要です。

保谷市の市域の形状は、凹型形状をしていますので、公共施設の配置やサービスの提供が非効率的になってしまいう課題を抱えています。



##### 市域形状により生じる課題

南北方向の道路網は貧弱な状況であり、市内各所で渋滞を引き起こす一因となり、両市民や事業者に対して不便を与えています。

また、保谷市では、小学生が遠い学校へ通学していたり、他市を通して通学するなど、市域形状は市民にとって不便で非効率的なものとなっています。



##### 合併による課題の解決

市域形状によつてもたらされていく課題をなくし、利便性の高いまちを実現するためには、両市が合併して地域が一体的になる必要があります。市民の日常的な生活領域に市域を近づけるうえでも、両市の合併が望まれます。

また、地域間競争に対応するためには、合併による財政基盤の強化や、地域一体的なまちづくりが不可欠となります。

## 田無市・保谷市における合併の効果

### 合併効果のとらえ方

田無市・保谷市の合併は、「市民のための真の豊かさを実現」する手段としての「市民のための、究極の行政改革」であり、その目的は、「21世紀に向けた新たなまちづくりへの挑戦」言い換れば、「田無・保谷カラーの実現」にあります。

具体的には、合併という行政改革により「財政力強化」および「行政力の強化」を図り、その効果として「地域一体的なまちづくり」、「行政サービスの向上」および「住民負担の軽減」を実現することです。

合併という行政の一体化によって、現状維持では解決が困難な、あるいは時間のかかる多くの課題を解決する可能性が出てきます。そして、合併により実現できる効率性（無駄の削除）を市民生活のいかなる場に還元させるか、それこそ市民が主導的に決定していくべきと考えられます。

### 行政改革としての合併効果

#### 財 政 力 強 化

##### ①管理部門経費（議会費・総務費）の削減効果

(結論) 約12億円の経費削減が可能と推定されます。

(根拠) 田無市・保谷市が合併した場合、議会費・総務費といった管理部門経費からどの程度の費用削減が可能と見込まれるか、東京都27市のデータから分析すると、

$$\text{議会費} = 2\text{億}7,000\text{万円(固定費)} + 900\text{円} \times \text{人口}$$

$$\text{総務費} = 15\text{億円(固定費)} + 3\text{万}7,000\text{円} \times \text{人口}$$

この結果、人口規模にかかわらず費やさざるを得なかった約17億7,000万円の固定費の削減が可能と見込まれますが、この中には約5億5,800万円の人事費が含まれていますので、それを控除した約12億円が削減可能となります。

##### ②議員・職員の定数減・退職による人件費削減効果

(結論) 議員数の減少により約1億円の経費削減が可能と推定されます。

職員数の減少により約18億円の経費削減が可能と推定されます。

(根拠) 合併により、議員数は現状の52人(※注1)から40人へ12人減少しますので、年間約1億円の削減を見込むことができます。

職員数について、東京都下の近似団体と比較するとおおむね150人から200人の余剰人員が想定されます。この結果を踏まえ、前年度の退職者数の3分の2を新規採用すると想定した「3分の2採用方式」を検討した場合、2010年までに約200人の職員の削減が可能となり、年間約18億円の人件費削減が可能となります。

##### ③合併市町村まちづくり推進事業費

(結論) 事業費総額は、241億円と推定されます(平成7年度国勢調査人口に基づく)。

自主財源24億円および年間10億円の返済が必要となります。これらの財源は、管理部門経費の削減でねん出可能と想定されます。

(根拠) 合併特例法11条1項による

**注1:** 平成10年4月1日現在。保谷市では現議員の任期から定数を24にしており、また、田無市においても次の任期から議員定数を24とすることにしており、合計48になります。

まちづくり事業費 241億円		
地方交付税 115億円	5~10年返済 102億円	自主財源 24億円
地域総合整備事業債発行		

**注2:** 平成11年3月29日現在、市町村合併特例法案が国会に上程されました。

#### 《主な改正点》

①地域振興などのための合併特例債の発行を認める。

②地方交付税の特例措置を5年間から10年間に延長する。

##### ④地方交付税の特例措置(※注2)

(結論) 合併後5年間は、普通交付税が縮減されることなく交付されます。

6年目以降は段階的に縮減され、11年目以降は特例措置がなくなります。

(根拠) 合併特例法11条2項による。

#### 行 政 力 強 化

##### ①組織の再編成と人材の適正配置が可能になる

上記②の『議員・職員の定数減・退職による人件費削減効果』で検証した職員数が達成できれば、2010年までに198人の減少が見込めます。

近似団体と比較しても妥当な職員数が実現されますが、それを支えるのは、効率的な組織の再編成と人材の適正配置にあります。組織の再編成については、「担当者一人当たりの市民数」や「担当者一人当たりの予算額」など定量的な管理指標も採用しながら多角的に効率性を追求し、一方で、福祉や教育など直接市民にふれる行政サービス部門の専門家育成に努めることも可能となります。

##### ②人材の有効活用制度の導入

人材の適正配置と専門スタッフの育成を実現し、柔軟に人材の有効活用を図って行政力の向上を目指すために、民間企業で活用されている制度である「専門職制度」と「早期退職者優遇制度」の導入を検討します。

## 田無市・保谷市合併のねらい

## 21世紀を機に両市民が飛躍するための合併

「自己実現を応援する仕組みを拡充する」ための合併  
 「暮らしやすい生活環境を提供する」ための合併  
 「低成長時代に備えた行財政力強化」のための合併

## 市民生活における合併効果

下記の項目は、両市が合併した場合、実現が可能かどうか検証したもので、合併効果をすべて表したものではありません。

## 地域一體的なまちづくりの実現

## ①小中学校の学校区の見直し

学校区別の人口予測によれば、2010年には、全学年が1クラス編成となる小学校が20校中7校にものぼると推定されます。確かに、この問題は合併に直結した問題ではありませんが、根本的の解決には、両市の合併が不可欠ともいえる問題です。その結果として、市民の財産である学校跡地の活用に対しても、福祉施設、公園緑地、市民運動場など柔軟な転用が可能となります。さらに、安全確保のために通学路を一層整備し、教育環境の向上に努めることが重要と考えられます。

## ②中学校給食の実施

学校区の見直しに伴って、近隣各市で実施されている中学校給食の必要性や事業性を検討し、市民ニーズに応えることが可能となります。

## ③公園・緑地の整備

合併による財政効果を活用して公園整備が推進できることとともに、重複投資を避けた効率的投資が可能になります。さらに、人材的余裕と適正配置により、専門的職員を活用した新規事業の検討が可能となります。

## ④市内循環バスの運行

合併による財政効果を活かせば、現在、保谷市で運行されているキャンパスを拡充し、両市役所を連絡する循環路線の創設をはじめとして、長期的には福祉施設などの公的施設を循環する路線も創設でき、利便性の向上が図られます。さらにシルバーバスなど、福祉バスとしての活用も考えられます。

## ⑤駅周辺地域の整備

駐車場、駐輪場の整備を実施するとともに、長期計画としての道路の整備・拡充を図り、快適で安全な商業地域の実現が可能となります。また、地域間競争に対応するために、顧客吸収力に優れた魅力あるにぎわいをもつ駅周辺地域を演出することが重要と考えられます。

## 行政サービスの向上

## ①介護保険の充実

介護の問題が老後の最大の不安要因となっている中で、介護保険の充実は、財政力強化という合併効果を活用する中核ともいえる問題です。現在、両市において、介護保険に関する事業計画を策定するための「介護保険委員会」を設置し、要介護者数の推定をはじめ、各種の基礎データの調査を開始しています。今後、この介護保険委員会の報告に基づいて、合併による財政効果を活用すれば、介護保険においてどのような独自サービスが可能になるか検討する予定です。

## ②福祉関連施設の見直しによる福祉サービスの向上

保育に関する地域間格差に対しては、合併による広域的な対応が有効な解決策を与えるものと期待されます。また、需要に応じたきめ細かい保育サービスも、合併により強化された財政力と専門化が図られた多様な選択が可能となった福祉行政の下で、実現されるものと考えられます。

老人ホームは介護保険制度の中で民間施設を中心に解決されていく問題とも考えられますが、行政としても十分に補完機能を発揮していく必要があると考えられます。

## ③高齢者支援型総合情報システムの構築

高齢者支援型の情報システムに対するニーズとそれに対応したシステムの概要を検討すると、次の三つに整理されます。

- A 高齢者の文化活動を通じた交流を支援するシステム
- B 高齢者の家族ふれあいシステム
- C 健康管理総合システム



このような高齢者支援型総合システムは、近い将来、まちづくりにおける必要不可欠な要素として認識され、都市の魅力づくりに貢献するものと考えられます。

## ④地域情報化推進による市政への直接参加機能の確立

近年、行政による情報公開のみならず、市民による市政への直接参加を望む声が高まりつつあります。このような市民の声に応えるための解決策の一つとして、「地域情報化推進による市政への直接参加機能の確立」があります。具体的には、インターネットを活用した「市民と行政の双方向システム」の構築ですが、市報やパンフレット等で市民に伝達していた行政情報をインターネットで公開したうえで、さらに市民の質問に答えたり、意見交換したりするなど、市民と行政が討論できる場を提供してこそ、真の情報公開になるものと考えられます。

## 住民負担の軽減

## ①地方税の調整

地方税のうち両市に差異がみられるのは、法人税と都市計画税です。これを低い基準に統一した場合、約1億8千万円の減税となります。この減税分を合併に伴う財政効果で補うことは十分可能とも思われますが、今後の慎重な議論の中で決定すべきものと考えられます。

## ②国民健康保険料(税)の調整

国民健康保険については、所得や固定資産の水準により、いずれが低い水準か一概には言えない状況にあります。今後の十分な審議が必要と考えられます。

## ③各種使用料・手数料調整

使用料・手数料については、サービス内容や施設によって多少違いはありますが、低い方への統一を前提に検討できると考えられます。しかし、その調整については、今後の十分な審議が必要と考えられます。

## 新市のまちづくり体系図

まちづくりの将来像を実現するための基本的な考え方

- ◆市民参加のまちづくり
- ◆生活圈を重視したまちづくり
- ◆仕組みを重視したまちづくり
- ◆リーディングプロジェクトによるまちづくり

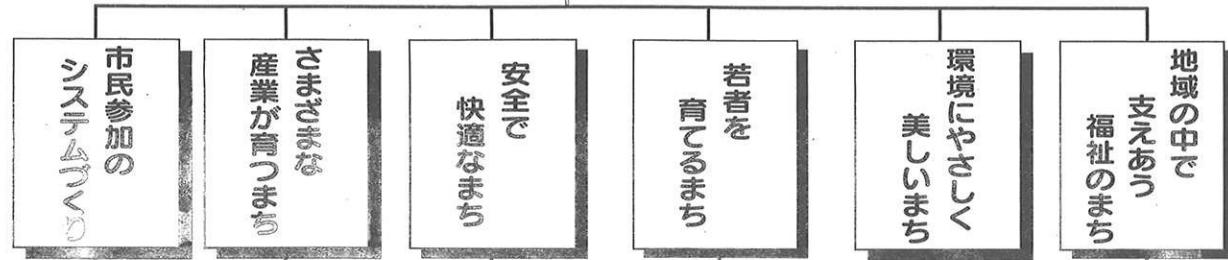
(まちづくりの基本理念)

**21世紀を拓き  
緑と活気にあふれ  
一人ひとりが輝くまち**



地域の中で  
支えあう

福祉のまち



まちづくりの将来像

プロジェクト案

新しい事業や企業が育ちやすいまちを実現します。さらに、地域商業を発展させ、にぎわいと活気のあるまちを実現したり、将来的に発展が期待されるフレーク等に対応したまちづくりを進め、地域間競争にも耐えられるようなまちを実現します。

行政と市民がともに考え、ともに行動することができるよう、市民がまちづくりに積極的に参加できる仕組みを整えます。行政と非営利団体との適切な役割分担の実現、非営利団体への支援拡充、情報公開制度の拡充などにより、幅広い市民の意見が反映されるまちを実現します。

安心して子どもたちを育てることができる環境を整えるとともに、子どもたち一人ひとりが尊重され、活気に満ちたまちを実現します。幼児期の子育てに対する支援機能を充実させて、子どもをもつ女性が自己実現できる環境を整えます。さらに、幅広い教育問題について相談できる仕組みを整えたり、情報化時代にふさわしい教育環境を整え、青少年の健全な成長を応援するまちを実現します。また、田無・保谷両市の伝統的な文化を次世代に適切に伝える仕組みを整えます。

安心して子どもたちを育てることができる環境を整えるとともに、通学環境の安全性向上を図ったり、防災機能を向上させて災害にも強いまちを実現します。また、公園や緑地など子どもたちが安心して遊べる場所を確保したり、スポーツやコミュニケーション活動が活発に行われるようなまちを創出します。このように市民の生活環境のさまざまな側面に対して、安全性、利便性、快適性を一層向上させて、暮らしやすいまちを実現します。

高齢者や障害者など社会的弱者に対してやさしいまちを実現します。高齢者や障害者などがゆっくりと散歩できたり、車椅子の外出が一層容易になるように、パリアフリーのまちを実現することでも、就業や社会参加への道も拓き、市民が地域の中でともに支えあう仕組みを整え、だれもが安心していきいきとした生活をおくることができる地域社会を創出します。

活動拠点やオフィス機器提供等によるNPO活動支援制度の創設  
・話し相手、買い物相手といった生活援助を中心としたふれあいボランティア活動の育成  
・多様な市民参加の仕組みづくり  
・計画づくりの初期段階から積極的に情報を公開していく情報公開制度の創設  
・ボランティア活動時間を貯めることができる「ふれあい切符制度」の創設  
・援助、医療、手話通訳など専門性を有した災害救援ボランティア組織の創設

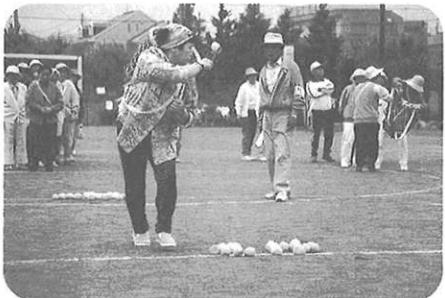
各駅周辺の空き店舗や空きオフィス等を活用したテレワークオフィスの整備  
・歩行者空間の整備、駐車場や駐輪場などの整備による商店街の活性化  
・情報交換、新規事業研究の場としてのスマートビジネス研究会の創設  
・交通渋滞地域の解消と防災機能を高める道路整備  
・地域の避難所等の防災施設の整備  
・中学校給食等に関する会議の開催  
・市立学校の運営事務などの機能を持つ複合型のコ/ミュニ-/ティ施設の整備  
・次世代に文化伝統を継承するための郷土資料館の整備  
・市民ブールや武道館などのスポーツ施設の整備  
・育児相談、いじめや非行問題など幅広い教育問題に対する相談センターの開設  
・学校教育や生涯学習におけるコンピュータ教育等の拡充  
・情報ネット上の不用品ショップの開設  
・再生品を積極的に利用していく運動としてのグリーン調達の推進  
・再生品を積極的に利用していく運動としてのグリーン調達の推進

・市民の憩いの場となる公園や広場の整備  
・緑と水と歴史を感じることができの散歩道の整備  
・武蔵境からひばりヶ丘までの道を名物道路にする  
・資源循環システムに役立つ市民菜園制度の創設  
・公共施設からの生ごみを活用するための肥化センターの整備  
・屋敷林等の保全や生物生息環境の復元等による地域環境の工コアップ  
・情報ネット上の不用品ショップの開設  
・再生品を積極的に利用していく運動としてのグリーン調達の推進  
・市民の憩いの場となる公園や広場の整備  
・余剰公共施設転用等による在宅介護支援センター等の福祉施設の整備  
・介護活動ボランティア団体間のネットワークの構築  
・在宅介護や自宅療養等の支援情報システムの導入  
・福祉や文化活動など非営利活動に必要な資格取得を支援する制度の創設  
・これまでの人生経験を生かす仕組みとしての専門家登録制度の創設  
・健康づくりの充実  
・パリアフリーのまちづくり  
・余剰公共施設転用等による在宅介護支援センター等の福祉施設の整備  
・介護活動ボランティア団体間のネットワークの構築  
・在宅介護や自宅療養等の支援情報システムの導入  
・福祉や文化活動など非営利活動に必要な資格取得を支援する制度の創設  
・これまでの人生経験を生かす仕組みとしての専門家登録制度の創設  
・健康づくりの充実



○健康づくりの充実  
市民が手軽に楽しく健康づくりに取り組むことができるよう、食事や運動に関するイベントや情報提供を進めます。

●良い家庭料理コンテストを開催したり、軽スポーツの講習会を拡充して、市民の生活習慣病の予防に努めます。



(2) 「環境にやさしく美しいまち」に関わるプロジェクト案  
●市民の憩いの場となる公園や広場の整備  
市内に散在する農地や休耕地、空き地などを活用して子どもの遊び場や市民の憩いの場となる公園や広場を確保します。

●緑と水と歴史を感じることができる散歩道の整備  
手軽な運動ができる、災害時には一時的な避難場所としても使用できる地域の広場を確保します。

(3) 「若者を育てるまち」に関わるプロジェクト案  
●多様な子育てニーズに対応した保育機能を備えた子育て支援  
○情報ネット上への不用品ショットの開設  
不用品の再利用やごみの減量化を図るため、市民の不用品情報を掲載したホームページを開設します。同時に市内に散在する公共施設には、操作が容易な端末を配置して、だれもが気軽に不用品情報を接することができます。

○育児相談、いじめや非行問題など幅広い教育問題に対する相談センターの開設  
育児に関する悩み、いじめ問題、青少年の非行問題など、幅広い子育ての悩みや子どもたちが抱える悩みについても、気軽に相談できる機関を開設します。専門家の指導のもとに、力

○学校教育や生涯学習におけるコンピュータ教育等の拡充  
小中学校において、高度情報化社会に対応した指導が十分にできるよう、教育用コンピュータの拡充、専門的指導者の確保、学校図書館への司書配置などを行います。

また、生涯学習の一環として、パソコンの修得等をテーマとした市民講座を積極的に展開します。

○まつりができる拠点づくり  
地域のまつりやイベントなどが開催できるように、広場や野外ステージ等からなる市民プラザを整備します。

○健康づくりの充実  
市民が手軽に楽しく健康づくりに取り組むことができるよう、食事や運動に関するイベントや情報提供を進めます。

●良い家庭料理コンテストを開催したり、軽スポーツの講習会を拡充して、市民の生活習慣病の予防に努めます。

両市の公園や緑地、神社や寺院などの歴史的資源、主要公共交通施設などを結ぶ散策道を整備します。

既存の街路や緑道、石神井川などを活用して、快適に周遊できる緑と水のネットワークを整えます。

●武藏境からひばりヶ丘までの道を名物道路にする(例)  
ひばりヶ丘駅前から南下して田無駅通り武藏境駅に至る道路に対し、桜並木などを配置して、新市の顔となる名物道路としていきます。

○資源循環システムに役立つ市民菜園制度の創設  
農家、農地所有者等の協力を得て、園芸や農業を市民が手軽に体験できる市民菜園制度を創設します。たい肥を積極的に使用し、資源循環社会システムや地域貢献活動の一翼を担う施設としていきます。

●屋敷林等の保全  
や生物生息環境の復元等による地域環境のエコアップ  
市内に残る屋敷林、鎮守の森などを積極的に保全し、昆虫や鳥類が生息やすい環境を守ります。

また、河川や路地を自然に近い形に改修することに努めたり、水棲生物が生息しやすい環境を計画し、工コアアップを図ります。

●次世代に文化伝統を継承するための郷土資料館の整備  
地域の固有の文化を後世に継承していく郷土資料館を整備します。

田無市と保谷市とのこれまでの歩みを紹介したり、特徴的な文化を保存继承していく拠点的な施設として整備します。

○学校教育や生涯学習におけるコンピュータ教育等の拡充  
小中学校において、高度情報化社会に対応した指導が十分にできるよう、教育用コンピュータの拡充、専門的指導者の確保、学校図書館への司書配置などを行います。

また、生涯学習の一環として、パソコンの修得等をテーマとした市民講座を積極的に展開します。

○地域の避難所等の防災施設の整備  
公共施設の統廃合による余剰施設や、学校の余剰教室などを活用して、地域の防災施設を整備します。緊急連絡や救助などに関わる設備や用具、医薬品や食糧なども備え、地域の防災機能を向上させます。

●集合、展示、ボランティア活動事務などの機能を持つ複合型のコミュニケーション施設の整備  
合併によって生じる余剰公共施設を活用して、集会施設、地域ボランティア活動の事務室、小規模な学習室や図書室、ギャラリーなどからなるコミュニケーション施設を市内に分散配置していきます。

## ○健康づくりの充実

市民が手軽に楽しく健康づくりに取り組むことができるよう、食事や運動に関するイベントや情報提供を進めます。

両市の公園や緑地、神社や寺院などの歴史的資源、主要公共交通施設などを結ぶ散策道を整備します。

既存の街路や緑道、石神井川などを活用して、快適に周遊できる緑と水のネットワークを整えます。

●公共施設からの生ごみを活用する堆肥化センターの整備  
学校給食や公共施設の食堂などから発生する生ごみ等を集めて、それをたい肥化して緑と花にあふれたまちづくりを支える施設を整備します。

市民に提供し、新市の緑化ごみ減量化資源循環等を支える施設とします。

●中学校給食等に関する会議の開催  
中学校給食や高齢者等への給食サービスに関して、さまざまな関係者からなる会議を開催し、給食の是非や適切なあり方について検討を行います。教育的な観点から市民ニーズへの対応まで、総合的な検討ができる会議を設けます。

可能であれば商店街に近接した位置に市民プラザを設けて、商店街の活性化にも貢献できるものとさせていただきます。

●再生品を積極的に利用していく運動としてのグリーン調達の推進  
市役所が先頭に立って再生品を購入して、グリーン調達を推進します。グリーン調達の普及を購入して、グリーン調達を進めます。

●市民プールや武道場などのスポーツ施設の整備

市民の健康づくりや生きがいづくりに役立つよう、健康面を整備したり、世代を超えて交流できる施設として、武道場などの屋内運動施設を整備します。



○交通過疎地域や主要公共施設間を結ぶ市内循環バスの運行拡充

コミュニティバスの運行を拡充し、交通過疎地域の利便性向上、主要公共施設へのアクセス向上、地域商業の活性化等を図ります。



○交通規制の強化、車両速度を低減させる舗装などによる安全な通学環境の確保

通学路の安全性を向上するため、歩行者空間の整備を進めます。

早急な道路拡幅が困難な道路に関しては、通学時間帯の交通規制を強化したり、路面や道路線形を工夫して、車両速度の低下や慎重な運転の実現を図り、通学路の安全性を高めます。

(5)「さまざまな産業が育つまち」に関わるプロジェクト案

各駅周辺の空き店舗や空きオフィス等を活用したテレワークオフィスの整備

駅周辺の空き店舗や空きオ

椅子、余剰公共施設を活用し、利用しやすい料金や運営体制のテレワークセンターを整備します。

フリーランサーや主婦なども

利用しやすい施設として、地域経済活動発展を誘発する環境を整えます。

○公共施設を効率的に機能させることによる情報システムの構築

合併によって倍増する公共施設を市民が手軽に予約できたり、身近な公共施設で住民票などをとれるように、利便性の高い情報システムを構築します。また、行政内部の事務処理等の効率化や、情報公開の拡充にも対応できる情報システムを実現します。

●歩行者空間の整備、駐車場や駐輪場などの整備による商店街の活性化

歩行者空間の充実、駐輪場や駐車場を配置、交通規制等により商店街を通過する通勤客や通学客を増加させて商店街を活性化させます。

○多様な市民参加の仕組みづくり

○情報交換、新規事業研究の場としてのスマートビジネス研究会の創設

市内の事業所の発展や市民の起業化を促進する組織として、スマートビジネス研究会を創設します。

また、先端的なビジネスを紹介したり、市民の起業化を中心として情報面から応援する仕組みを整えます。

(6)市民参加のシステムづくりにかかるプロジェクト案

○活動拠点やオフィス機器提供によるNPO活動支援制度の創設

非営利活動を一層促進していくため、NPO法人に対する支援制度を創設します。

余剰公共施設や空き教室などをNPO法人の活動拠点として提供したり、事務局の設備としてオフィス機器を提供するなどして、市民のNPO活動の活性化を促します。

○ボランティア活動時間貯めることができる「ふれあい切符制度」の創設

活動したボランティア時間

を貯めておき、自分や家族が必要になったときに引き出して使います。

○話し相手、買い物相手といつた生活援助を中心としたふれあいボランティア活動の育成

話した相手、買い物相手といつた生活援助を中心とした「ふれあいボランティア活動」

を育成するため、ボランティア活動支援制度を創設します。協力者を募り、運動を積極的に展開します。

○多様な市民参加の仕組みづくり

○市民参加条例の検討、市民のまちづくりの意見を専門的に取り扱う担当係の設置、市民、行政議員、市長との定期的な交流会の開催、まちづくりホームページや提案掲示板の開設などをを行い、常に市民がまちづくりに参加できる仕組みを整えます。

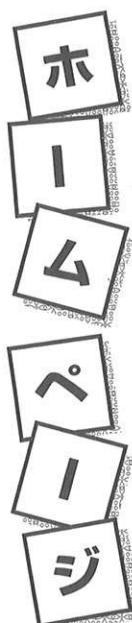
○計画づくりの初期段階から積極的に情報を公開していく情報公開制度の創設

市民と行政とが協力してまちづくりができるよう、情報公開制度を拡充します。

計画づくりの初期の段階から関連情報を市民に公開できることにつながります。また、会議資料をホームページでも協議会等の最新情報をできるだけ早く皆さんにご提供していくことで、ぜひご覧ください。

これからは、「みのり」と同様に、ホームページでも協議会等の最新情報をできるだけ早く皆さんにご提供していくことで、ぜひご覧ください。

4月15日から

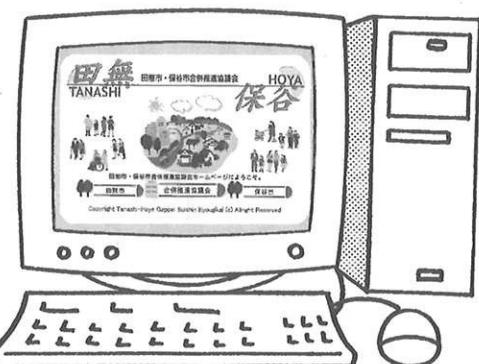


ご覧になります！

## 田無市・保谷市合併推進協議会の

### 田無市・保谷市合併推進協議会ホームページ

<http://www.tanasi-hoya.co.jp>



※田無市・保谷市のホームページにつきまして、協議会のホームページと一緒にものとして、6月中に開設する予定です。

### 第10回 田無市・保谷市合併推進協議会会議 開催のお知らせ

▼とき 5月19日(水)午後2時から

▼ところ 田無市役所4階全員協議会室

※合併推進協議会の会議は傍聴できます。  
詳しくは事務局へお問い合わせください。

「みのり」は古紙混入率70%の再生紙を使用しています



の統廃合や、ごみ問題など行政の現場から考えた「らしさ(合併すればこんなに良くなるという指摘)」を強調して欲しい。また、どの分野を優先して金を使つていくのか示してほしい。

**両市長** よそではできないことを打ち出していきたいと思います。環境にやさしいまちづくり、リサイクル社会の構築などを積極的に進めていきたいと考えています。

### 田無市と保谷市

**両市長** イベント情報の相互掲載は、早速やりたいと思います。

## みのり 田無市・保谷市の合併について

ビデオを貸し出します

市民説明会でも皆さんにご覧いただいた「みのりへ田無市・保谷市の合併にむけて~」(ビデオ)を貸し出します。どうぞご覧ください。

▷ビデオの形式等 VHS・36分 ▷貸出期間 1回につき3日以内

▷貸出方法 下記の貸出先へ電話で貸し出し状況を確認後、お越しください。

貸 出 先			
田 無 市		保 谷 市	
中央公民館	61-1170	柳沢公民館	64-8211
芝久保公民館	61-9825	住吉公民館	21-1125
谷戸公民館	21-3855	ひばりが丘公民館	24-3011
中央図書館	65-0823	柳沢図書館	64-8240
芝久保図書館	65-9825	下保谷図書館	21-3060
谷戸図書館	21-4545	ひばりが丘図書館	24-0264
出張所	谷戸出張所	中原出張所	61-2878
		柳橋出張所	0422-51-8439

また、交流についても考えています。  
見直しをお願いしたい。  
**両市長** 补助金制度については、今まで種々の問題に直面しながらも見直しを実施してきました。これは非常に重要な問題ですので、今後も、積極的に検討していきたいと思います。

### 広域合併

**市民** 財政的に厳しいので、2市合併ではなく、もっと広域の合併を目指したらどうか。少なくとも30万都市を希望する。そして、もっと痛みを伴う行事をしてほしい。

説明会では、皆さんからのぎたんない質問やご意見をいただき、有意義な会を持つことができました。ありがとうございました。

これら皆さんの声を参考に、今後も合併に向けての協議を進めていきたいと考えています。

田無市・保谷市合併推進協議会第10回会議が、5月19日(水)に開催されました。今回は、「市民説明会について」を議題として話し合いが行われました。

## 合併推進協議会第10回会議結果報告

報告事項 (事務局から)

その後、説明会で上映されるビデオ「みのり田無市・保谷市の合併にむけて」を鑑賞しました。

△協議会ホームページの状況について

4月15日に開設したホームページのアクセス件数が5月15日現在で約300件となり、電子メールによる意見等も両市民から20件受けています。

△合併特例法の改正案について

3月に閣議決定され、国会に提出されている改正案について、地方債の充当率が拡充されること等概要を説明しました。

△市民説明会(新市将来構想案中間まとめについて)

4回にわたり開催される市民説明会について、日程・場所等について事務局から説明しました。

市民説明会は、「新市将来構想案中間まとめ」の内容を広く市民の皆さんにご理解いただく、「新市将来構想策定にあたり、中間まとめの段階でより多くの方からご意見をいただいて反映させる」と目的として開催するものである」と等、会の主旨について説明しました。

会議では、説明会・シンポジウムの開催や両市役所内ビデオコーナーへのビデオの設置など、市民へ合併についての関心・理解を促すよう今後も情報提供していくとともに、シンポジウムについて8月中旬の開催を自途に、内容を充実させ、多くの市民の参加があるようできる限りのPRをしていくこと、また、シンポジウムを含めた今後のスケジュールについて、「みのり」で市民へ周知を図ること等について確認しました。

## 市民説明会・シンポジウムの開催など 積極的な情報提供を



田無市・保谷市合併推進協議会第10回会議が、5月19日(水)に開催されました。今回は、「市民説明会について」を議題として話し合いが行われました。

### 合併推進協議会

## ホームページ



~アクセス件数が1,900件を超える!~

4月15日に開設しました田無市・保谷市合併推進協議会のホームページのアクセス数は、6月7日現在1,900件を超越しました。

協議会では、皆さんに关心を持ってご覧いただくよう、充実した、新しい内容のホームページをご提供していきます。また、電子メールでのご意見等もお受けしていますので、皆さんのアクセスをお待ちしています。

ホームページのアドレスは――

<http://www.tanasi-hoya.co.jp>

### 合併推進協議会 第11回会議開催のお知らせ

日時 7月9日(金)午後2時から

場所 田無市役所議会棟4階全員協議会室

※会議の傍聴については、事務局へお問い合わせを

「みのり」は古紙混入率70%の再生紙を使用しています

## 合併推進協議会だより

発行 田無市・保谷市合併推進協議会  
編集 田無市・保谷市合併推進協議会事務局  
〒188-8666 田無市南町5-6-13田無市

田無市・保谷市合併推進協議会ホームページ  
<http://www.tanasi-hoya.co.jp>

〒188-8666 田無市南町5-6-13 田無市役所内 電話 0424(64)1311 内線302・303

VOL.9 1999年(平成11年)9月1日



昨年2月に発足した任意の合併推進協議会。12回の会議が開催されました。

事務局から次の二つについて  
報告を行いました。

第十一回会謫

田無市・保谷市合併推進協議会第11回会議が7月9日に、第12回会議が8月10日にそれぞれ開催されました。

「新市将来構想」が策定され、さらに一步進んだ具体的な検討を進めるため、現在の任意の協議会から法定協議会へと移行させる話し合いが進められました。

合併推進協議会  
第11回・第12回  
会議結果報告

法定協議会

## 10月 設置に向け

もってその任務を終了しましたが、21世紀フォーラムや説明会など市民参加型で新市のまちづくりを検討できたことは有意義に感じました。皆さんのお協力に感謝します。」「さういふところがどうもよくない。

その後、自由討議といつて  
で、委員から次のような意見  
質問が出されました。

# みのりある 「21世紀の合併」を！



# 「新市将来構想」を策定 新市の名称市民公募を検討

監事から、決算審査の結果、  
計数的に正確であり、内容もハ  
正、妥当な経理基準でなされて  
おり、正當であると認定した。

市はついで、より具体的な情報を示してほしい、新市将来構想の中に提示されているものが実際にいつころ実現できるのか、新市の将来像について具体的的な

してから提案すべきではないか  
この協議会の活動結果報告と  
あわせ、法定協議会設置につい  
ても、議案提出前、田無・保谷  
同時期に、全員協議会で説明し

◇平成11年度協議会補  
予算について  
資料に基づき、事務局  
より11年度の補正予算に  
いて説明を行いました。  
△「新市将来構想案最終  
とめ」について  
新市将来構想策定委員会  
会の小島委員長から、「  
市将来構想案最終まとめ

法定協議会設置に向けての具体的な取り組みについては、会長・副会長で十分協議の上、次回の協議会に提出することとした。

第12回会議

はされた市民説明会で出された市民さんからの意見、ホーリー・シティ寄せられた電子メール等の意見等を参考に「中間までは追加・変更する項目がないかの検討をし、最終段階で追加・変更を行いました。

◇法定協議会の設置について  
はじめに会長から、副会長と  
で協議した結果、法定協議会の  
設置については9月議会に提案  
したいと考えている。時期等を  
含め、きたんのない意見を出し  
てほしいとのあいさつがあり、  
事務局から、法定協議会の性質

◇法定協議会の設置について  
はじめに会長から、副会長とで協議した結果、法定協議会の設置については9月議会に提案したいと考えている。時期等も含め、きたんのない意見を出してほしいとのあいさつがあり、事務局から、法定協議会の性質規約、委員構成等について資料に基づき説明を行いました。

議会は、この12回会議をもって一応の活動を終了することとし、決算等残務整理については、会長に一任することの了解を得ました。

議題

例を参考に、両市同じ期日に議会に提出する旨の確認を行いま

◇法定協議会の設置について  
はじめに会長から、副会長とで協議した結果、法定協議会の設置については9月議会に提案したいと考えている。時期等も含め、きたんのない意見を出してほしいとの思いががあり、事務局から、法定協議会の性質・規約・委員構成等について資料に基づき説明を行いました。

議会は、この12回会議をもって一応の活動を終了することとし、決算等残務整理については、会長に一任することの了解を得ました。

## 合併推進協議会だより

市町村の合併の特例に関する法律(いわゆる合併特例法)では、市町村が合併しようとするときは、必ず合併協議会(法定協議会)を設置し、合併市町村の建設に関する基本的な計画(新市建設計画)の作成とその合併に関する協議を行うこととされています。

これに対し、任意協議会については法律上何の定めもなく、文字どおり任意に設置されるもので、協議される内容や範囲は決まっています。

先進事例では、福祉制度はじめとした各種制度の調整、地方税の取り扱いなど合併に関する具体的な事項(合併協定項目)に関する協議を任意協議会で行つた例も見られますが、田無・保谷両市では、新市建設計画の作成をはじめとした合併協定項目に関する協議および決定は、任意協議会の権限を超えるものであり、あくまでも法定協議会において行つべきものであると認識しています。

法定協議会の設置に関する議案は、両市の9月の定期市議会にそれぞれ提出される予定で、ここで議決されれば10月中旬には法定協議会が設置されることになります。

現在設置されている田無市・保谷市合併推進協議会は、任意の合併協議会(任意協議会)です。8月10日に開催された第12回協議会会議で、両市の議会の議決を経て設置する正式な合併協議会(法定協議会)への移行が確認されました。この任意協議会と法定協議会との違いについて、ご説明します。

市町村の合併の特例に関する法律(いわゆる合併特例法)では、市町村が合併しようとするときは、必ず合併協議会(法定協議会)を設置し、合併市町村の建設に関する基本的な計画(新市建設計画)の作成とその合併に関する協議を行うこととされています。

これに対し、任意協議会については法律上何の定めもなく、文字どおり任意に設置されるもので、協議される内容や範囲は決まっています。

先進事例では、福祉制度はじめとした各種制度の調整、地方税の取り扱いなど合併に関する具体的な事項(合併協定項目)に関する協議を任意協議会で行つた例も見られますが、田無・保谷両市では、新市建設計画の作成をはじめとした合併協定項目に関する協議および決定は、任意協議会の権限を超えるものであり、あくまでも法定協議会において行つべきものであると認識しています。

# 法定協議会と 任意協議会との 違いは?

## これまでの流れ



平成10年2月の記者会見で合併への取り組みを語る両市長



「21世紀フォーラム」は、計4回延べ250人の市民の参加がありました。新市に抱く希望や不安を本の葉の紙に書いて貼つたり、自分が新市の市長にならったら、どんな公約を掲げるかなど、ワークショップ形式で新しいまちづくりについて話し合いました。



市民説明会では、皆さんのかたんのないご意見・提案等を聞くことができました。とても有意義な会を持つことができました。

### 一人ひとりが輝くまち ～田無市・保谷市合併にむけて～ (新市将来構想・概要版)

#### 9月上旬 全戸配布します

田無市・保谷市の歴史や現状、合併の必要性・効果、新市のまちづくりなどをまとめた冊子「田無市・保谷市新市将来構想(概要版)」を9月上旬に全戸配布します。

また、全文については、両市の図書館で閲覧することができます。

平成9年9月 保谷市議会定例会において、田無市との合併について協議するための合併協議会を設置する決議を可決。

11月 田無市議会臨時会において、保谷市との合併について協議するための合併協議会を設置する決議を可決。

12月 両市の議会での議決を受け、任意の合併協議会の設立に向けた準備を行うため、田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会を設置。

※準備会では、延べ5回の会議を開催し、任意の協議会の事業計画や予算などについて検討。

平成10年2月 両市の合併に関する各種調査・研究などを行うため、田無市・保谷市合併推進協議会(任意の合併協議会)を設置、田無市・保谷市合同記者会見を開く。

※協議会では、延べ12回の会議を開催し、両市の合併の意義や効果を中心に検討を行う。

7月 新市将来構想について検討するため、協議会の附属機関として、市民代表を中心に構成された新市将来構想策定委員会を設置。

※委員会では、平成11年6月までに延べ11回の会議を開催し、新市のまちづくりのイメージについて、21世紀フォーラムや市民説明会などで出された意見・提言などを参考に、検討を行う。

12月 両市の沿革、人口等の基礎データ、財政指標、主要な事務事業など、約380項目についてとりまとめた田無市・保谷市行財政現況調書を発行。

12月 3月 ワークショップという新しい形式で新市の将来像について話し合う「21世紀フォーラム」を計4回開催。

平成11年4月 合併に関する情報をより幅広く提供するため、協議会のホームページを開設。

5月 「新市将来構想案中間まとめ」に関する市民説明会を両市で各2回開催。新市の将来像や合併について、両市民と会長・副会長が直接意見交換を行う。

7月 第11回協議会会議において、合併の意義と効果、新市のまちづくりの二つの柱で構成された新市将来構想を策定する。

8月 第12回協議会会議において、平成11年10月に法定協議会を発足させるため、両市議会の9月定例会に連議案を提出することを確認。

「みのり」は古紙混入率70%の再生紙を使用しています

たなし市報・市報ほうや

# 合併特集号

平成11年10月15日～平成12年12月15日



# たなし市報

合併特集号

ほうや市報

1999年(平成11年) 10月15日 No.1

●発行/田無市・保谷市

●編集/田無市・保谷市合併協議会事務局

●田無市南町五丁目6番13号 田無市役所内

●電話0424-64-1311 (代表)



**法定の合併協議会とは**

市町村の合併の特例に関する法律(いわゆる「合併特例法」)では、市町村が合併しようとするときは、必ず合併協議会を設置し、合併市町村の建設に関する基本的な計画(新市建設計画)の作成とその他の合併に関する必要な協議を行うこととされています。

今回設置された「田無市・保谷市合併協議会」は、まさしくこの合併特例法にいう合併協議会であり、合併による新市の基本計画ともいえる新市建設計画の作成をはじめ、新市の名称や合併の期日、両市で異なる事務事業を新市でひとつつの制度として実施するためどのように調整するかなど、合併するため必要な各種事項の協議を行い、その結果を合併協定書としてとりまとめることになります。

両市が合併するためには、両市議会での議決が必要です。つまり、合併協議会がとりまとめた合併協定書の内容によって合併するかどうか、最終的に判断するのは、両市の市議会であるということになります。

田無・保谷両市では、10月11日、法律に基づく正式な合併協議会である田無市・保谷市合併協議会が発足しました。会長には末木達男田無市長が、副会長には保谷高範保谷市長がそれぞれ就任し、これから合併に向けた本格的な協議が始まります。

両市では、これから合併特集号を毎月発行し、協議の内容をより早く、より詳しくお知らせしていきます。

## 田無市 保谷市 合併協議会発足

10月11日に第1回会議を開催

合併協議会委員名簿

行政職員	田無市	保谷市
末木達男(田無市長)	保谷高範(保谷市長)	
本村東(田無市助役)	比留間英人(保谷市助役)	
小島恵子	渡部保男	男
西村誠一	浅野高司	夫
浜野重男	林一夫	
野村俊介	佐々木順一	
田崎敏男	石毛茂	
倉根康雄	茂木千佳子	
土井節子	安斎慎一郎	
学識経験者		
倉持忠勝	小西嗣朗	小林廣子
清水浩子	竹尾格	竹内美代
山本佳子	横道清孝	松本義憲
安藤英二		

## 合併協議会発足にあたって

まず、両市の市民の皆様に田無市・保谷市合併協議会設置のご報告をさせていただきます。

これによって、両市は正式な合併手続に歩を進めることとなるわけになります。

して、かねてより「21世紀を展望した新しいまちづくりのために」田無市との合併を提唱してきた私としては、誠に感慨深いものがございます。

両市合併の最大のメリットは、行政財政力の強化にあります。多くの先進事例に見られるような広域的な開発事業や国家プロジェクトなどに後押しされたものではなく、純粋に行政財政力の強化を最大目的として掲げる、新しい時代の、いわば「平成方式の合併」として既に各方面からの注目を浴びております。この合併が成し遂げられれば、今後の地方自治体の方向性に大きな一石を投じることになるものと考えております。もちろん、そのための合併ではありませんが、この先駆的な取組により、強化した行政財政力を市民サービスに振り向けることで、市民サービスの維持・向上を図り、市民が全国に誇ることのできるような、住みやすいまちを創り上げていただきたい、それが私の願いです。

これから、具体的な合併の姿を描くために個別の事項について協議を行なうことになります。両市の市民にとってすばらしい21世紀の新市像を描いていくために、全力を傾けて参る所存です。

会長 田無市長 末木達男

副会長 保谷市長 保谷高範

# 第1回会議結果



第1回会議は、10月11日(月)  
午前10時から田無市役所で開催

◇会長・副会長・委員

まず、会長および副会長について、両市長の協議の結果、会長に末木達男市無市長が、副会長に保谷高範保谷市長がそれぞれ就任することになったことが報告されました。続いて各委員の紹介後、委嘱状が交付されました。

◇会議運営に関する申し合わせ  
会議運営を行なう上で必要な事項として、次のとおり申し合いました。

○議事の進行は、全会一致を原則とし、意見が分かれた場合は、三分の2以上の賛同をもつて議事を進める。

○協議会会議は、毎月第2第4

木曜日の午後2時から田無市役所で開催(ただし、本年中については適宜調整)  
○次回会議の協議事項について、あらかじめ、その前の会議において資料を添付のうえ提案する。  
○会議録の作成と公開  
○協議会会議の原則公開  
○協議資料は傍聴人にも配布する。ただし、附属資料は閲覧のみ。  
○各種規程等・平成11年度予算  
協議会の内部規程として事務局規程や傍聴規程など4つの規程を定め、平成11年度予算が下表のとおり了承されました。

◇新市名の公募について  
両市の合併問題に対する市民の皆さんの関心を高めるとともに、この合併協議への市民参加を進めるため、合併により誕生する「新しい市の名前」を募集することが確認されました。

募集の時期・方法等については、会議で決まりしやすいお知らせします。

◇第2回会議について  
協議会第2回会議を10月22日(金)午後2時から開催することを確認し、次の事項の協議を行うことについて事務局から提案と説明が行われました。

○合併の期日  
○合併の方式

## 平成11年度田無市・保谷市合併協議会予算の概要

### 【歳入】

(単位:千円)		
田無市・保谷市負担金	27,000	田無市13,500、保谷市13,500
その他の収入	2	預金利子
合 計	27,002	

### 【歳出】

(単位:千円)		
協議会会議運営費	6,777	委員報酬 3,737 協議会委員研修委託料 1,978 会議賄い・速記委託料など 1,062
事務経費	2,224	パソコン等借り上げ料 612 臨時職員賃金 1,127 旅費・事務用品費など 485
広報関係経費	10,550	協議会だよりの印刷・配布(月1回発行) 6,429 ホームページの開設 3,621 市民配布用資料作成用紙代など 500
新市名公募関係経費	1,422	ほう賞 300 ポスター等広報関係など 1,122
調査・研究関係経費	5,250	新市建設計画策定に係る基礎調査など
予備費	779	
合 計	27,002	

## 田無市・保谷市合併協議会規約(抜粋)

### (担任事務)

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 2市の合併に関する協議
- (2) 2市の合併に伴う新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、2市の合併に関し必要な事項

### (協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、東京都田無市南町五丁目6番13号田無市役所内に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、2市の長が協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者(前条第1項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

- (1) 2市の長及び助役
- (2) 2市の議会が選出する議員各7名以内
- (3) 2市の長が協議して定めた学識経験を有する者10名以内

2 委員は、非常勤とする。

(小委員会)

第12条 協議会は、担任事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、2市の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に於ける事務は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会の経費は、2市で均等に負担するものとする。

2 2市は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(監査)

第17条 協議会の出納は、2市の監査委員各1名に委嘱して監査する。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

### 附 則

1 この規約は、平成11年10月11日から施行する。

## 田無市・保谷市合併協議会 第2回会議開催のお知らせ

▷とき 10月22日(金)午後2時から

▷ところ 田無市役所議会棟4階全員協議会室

▷協議事項 合併の期日について、合併の方式について

※協議会会議は傍聴できます

協議会会議は傍聴できます。詳しくは、事務局までお問い合わせください。

合併特集号では、これからも市民の皆さんから寄せられたご意見などを掲載していくます。ご意見・ご質問などございましたら、事務局までお寄せください。

(電子メール／田無市在住男性)  
メールアドレス: gapppei@tanasi-hoya.co.jp  
電話番号: 0424-63-9585

1999年(平成11年) 11月15日 No.2

●発行/田無市・保谷市

●田無市南町五丁目6番13号 田無市役所内

●編集/田無市・保谷市合併協議会事務局

●電話0424-64-1311 (代表)

合併の目標期日は

平成13年(2001年)1月

## 合併の方式は「対等合併(合体合併)」 合併新市名は公募で

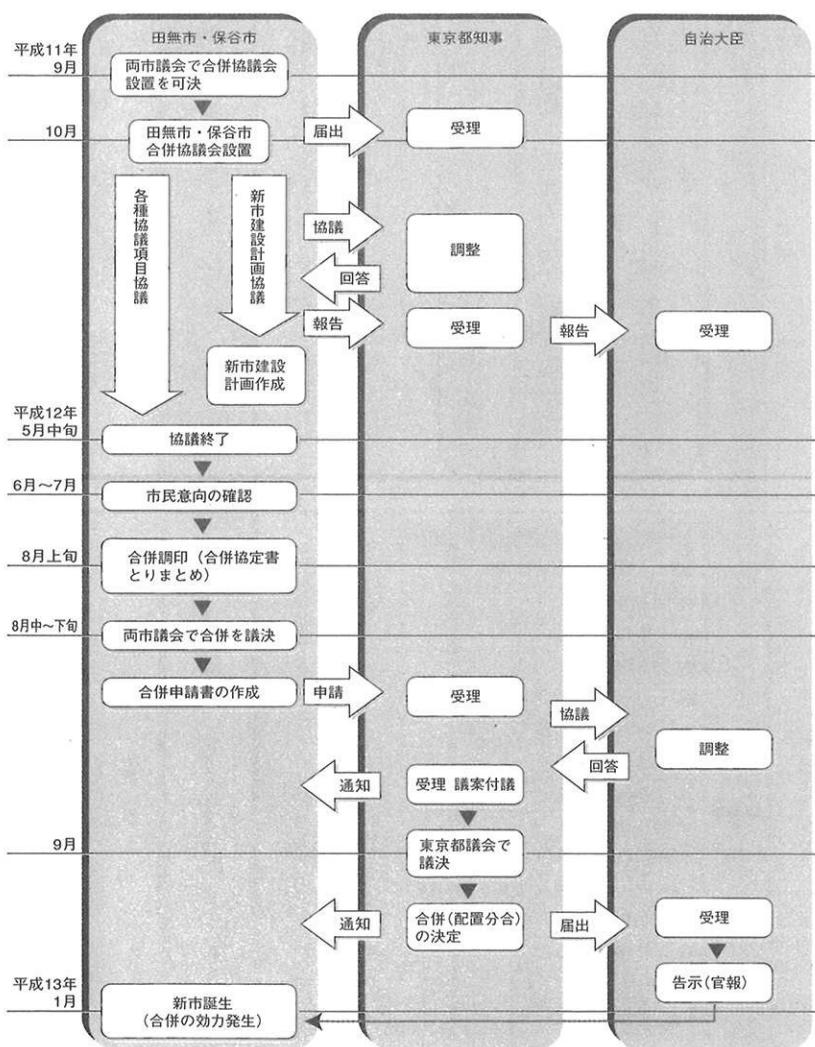


10月22日に開催された田無市・保谷市合併協議会第2回会議では、協議事項として「合併の期日」と「合併の方式」が話し合われ、合併の期日は当面の目標として、平成13年(2001年)1月に、合併の方式は、「合体合併(対等合併・新設合併)」にすることでそれぞれ合意しました。

また、合併新市名を公募することを確認し、11月1日から12月31日まで募集することになりました。

### 法定の合併協議会設置から合併までの流れ

(合併期日を平成13年1月と仮定した合併手続の流れ)



- 合併協議会の役割および位置づけ  
・事務局から次の事項について説明が行われました。  
・法定協議会と任意協議会の相違点  
・法定協議会の性格  
・法定協議会の権能  
・協議会協議項目(2面参照)  
・法定協議会設置から合併までの流れ(左図参照)

- 合併新市名の公募について  
前回の会議に引き続き合併新市名の公募について協議が行われ、11月1日から12月31日まで公募を行うことが確認されました。また、詳しく述べは2面)。

- 協議事項第1号「合併の期日について」  
平成13年(2001年)1月を当面の目標期日とすることが確認されました。

- 協議事項第2号「合併の方式について」  
合併合併(下記※参照)とすることが確認されました。

- 提案事項  
次回会議の協議事項として、次の事項が提案されました。

- 協議事項第3号「財産の取扱いについて」  
・協議事項第4号「慣行の取扱いについて」  
事務局から市報合併特集号(10月15日号)の発行と、ホーミングページの内容の刷新について報告されました。

### 第2回会議結果

認されました。

## 田無市と保谷市が合併した場合の

# 新しい市の名前を募集しています

▶応募できる人 どなたでも応募できます。

▶応募の方法 下記のいずれかにより応募できます。①新しい市の名前、②その理由(省略可)、③住所、④氏名、⑤年齢、⑥電話番号をご記入のうえ、応募してください。応募1件につき1点、お一人様何点でも応募できます。

●応募はがき(両市の市役所・図書館・公民館・出張所ほか主要公共施設で配布)

※応募はがきの配布は、在庫がなくなりしだい終了します。

●官製はがき

●電子メール(アドレス gappei@tanasi-hoya.co.jp)

●ファックス(ファックス番号 0424-63-9585)

※なお、「①新しい市の名前」には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用してください。漢字の場合は、ふりがなを振ってください。

▶締め切り 平成11年12月31日(金)消印有効

▶発表 合併協議会で決定し、合併特集号および合併協議会のホームページで発表します。

▶賞品 新市名に採用された名前を応募した方には「名付け親賞」としてお一人に旅行券10万円分を贈呈します。

※採用した名前の応募者が複数の場合には、抽選により名付け親賞1人を決定します。

▶問い合わせ先 田無市・保谷市合併協議会事務局 〒188-8666 田無市南町5-6~13田無市役所内、☎0424-64-1311(内線)213・302、ファックス…0424-63-9585、電子メール…gappei@tanasi-hoya.co.jp

※応募された作品に関する一切の権利は田無市・保谷市に帰属します。

合併協議会では、両市の合併問題に対する市民の皆様の関心を高めるとともに、この合併協議への市民参加を進めることで、新しい市として誕生する「新しい市の名前」を募集しています。

どなたでも応募できますので、新しい市としてふさわしい名前をふるって応募してください。



あなたが新市の名付け親に!?

## 合併協議会での協議事項

事項名	区分
自治体の存立に関わる基本的な事項	
新市の名称	
合併の方式	合意
事務所の位置	
合併の期日	合意(目標期日)
町名の取り扱い	
財産の取り扱い	提案
慣行の取り扱い	提案
機構及び組織の取り扱い	
条例、規則等の取り扱い	
事務事業の一元化に関わる事項	
市議会議員の定数および任期	
農業委員会委員の定数および任期	
特別職の職員の身分の取り扱い	
一般職の職員の身分の取り扱い	
一部事務組合等の取り扱い	
公共的団体等の取り扱い	
消防団の取り扱い	
地方税の取り扱い	
使用料・手数料の取り扱い	
下水道使用料の取り扱い	
国民健康保険制度の取り扱い	
補助金等の取り扱い	
電算システムの取り扱い	
介護保険制度の取り扱い	
各種事務事業の取り扱い(詳細内容は右表参照)	
新市建設計画に係る事項	
財政計画	
建設計画	

※ この協議項目は、現在行っている事務事業実態調査や先進事例などをもとに、現時点で協議会事務局が想定しているものです。今後、必要に応じて追加、統合等の調整を行います。

また、最終的な合併協定項目は、これらの協議内容をとりまとめ、改めて設定する予定です。

ご意見・ご質問などがありましたら、事務局までお寄せください。

ファックス…0424-63-9585  
電子メール…gappei@tanasi-hoya.co.jp

どうしても産業ベースで考えがちですが、住まい、憩い、楽しむといった観点から市民の意見を十分取り入れた都市計画をお願いします。できればアーバンビレッジ的な構想をお願いします。

(電子メール/保谷市在住男性)  
市民に対する情報が少なすぎ、行政だけで勝手に進めているという印象はぬぐえません。合併は、市民にとっても大きな問題なのだから、もっと市民にわかりやすい形で情報提供を行い、市民がしっかりと判断ができるようになります。また、合併に反対する人の意見も知らせてください。

(来序/田無市在住男性)

## 市民の声



各種事務事業の取り扱い(内訳)
企画・広報広聴関係事業
選挙関係事業
財務会計関係事業
総務関係事業
課税・納税関係事業
市民・年金関係事業
学校教育関係事業
生涯学習関係事業
福祉関係事業
保健衛生関係事業
防災・環境・自転車対策等関係事業
ごみ対策関係事業
産業文化関係事業
建設関係事業
都市計画関係事業



- ▽とき 11月15日(月)午後2時から
- ▽ところ 田無市役所議会棟4階全員協議会室
- ▽主な議題 財産の取り扱い、慣行の取り扱い
- ◇協議会会議は傍聴できます。詳しくは、事務局までお問い合わせください。

第3回 田無市・保谷市合併協議会開催の取り組み



# 法改正で財政支援制度が拡充

## 住民の活動支援などのための基金造成にも財政支援

### 合併した場合に受けられる財政支援

- 1 合併後10年間に新市建設計画(1)面ワンポイント解説参照に基づいて行うまちづくりのための事業(公園、道路整備など)の95%を借金(合併特例債)により行うことができ、その返済金(元本と利子)の70%が地方交付税(下記ワンポイント解説参照)で補われます。つまり、頭金5%、ローンの返済は借りたお金の30%(利子を含む)を返せばいいということになります。
- また、法律の改正によって、その標準事業費が、従来の24億円から337億円に拡大され、さらに国の補助費もこれ以上乗せされることになりました。
- 2 合併後10年間に、まちの振興のためにする貯金(基金の積立て)を95%に借金(合併特例債)で行なうことができ、その返済金(元本と利子)の70%が地方交付税で補われます。これは法改正による新しい制度で、標準額は22億円と試算しています。
- 3 一般的には、合併した場合の地方交付税の額は、合併しなかったと仮定して計算した額(両市の合算)よりも少なくなりますが、合併後10年間は、合併がなかつたとして計算した額が交付されます。法改正で5年から10年に延長されました。
- 4 合併前の準備経費(電算システムの変更、事務室改修など)や合併直後の臨時の経費(サービスのレベルや住民負担の水準を合わせるために必要な経費など)についても、それぞれ財政支援制度があります。
- 5 そのほか、東京都の独自の制度で、電算システムの統合や学校等の施設設備の均一化などの経費の2分の1以内

で合併支援特別交付金が交付されます。あきる野市では、3年間に5億3千万円が交付されました。

合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置

[改正前]		[改正後]	
標準事業費 241億円		標準事業費 337億円	
交付税措置 115億円	市返済 102億円	交付税措置 224億円	市返済 96億円
→ 地域総合整備事業債217億円 (241億円×90%)		→ 合併特例債320億円 (337億円×95%)	
↓ 自主財源 (10%) 24億円		↓ 自主財源 (5%) 17億円	

◎標準事業費は、自治省が合併後の人口規模等により設定した理論値です。  
◎改正前の地域総合整備事業債の地方交付税措置の割合は、52%と仮定しています。

### 【ワンポイント解説】

#### 地方交付税制度とは…

地方交付税制度とは、地方自治体が標準的な行政を行なうにあたって、その財源が地方税の収入だけでは不足する場合、その差額分を国から補てんしてもらう制度です。

これにより、全国どの地方自治体であっても、標準的な行政サービスの提供が可能となっています。

## 「新しい市の名前の募集」締め切り迫る!!

～締め切りは12月31日～

田無市と保谷市が合併した場合の新しい市の名前を募集しています。まもなく締め切りですので、是非ご応募ください。

△応募方法 応募はがき(在庫がなくなり次第配布は終了します)、官製はがき、ファクス、電子メールのいずれかにより、①新しい市の名前、②その理由(省略可)、③住所、④氏名、⑤年齢、⑥電話番号をご記入のうえ、12月31日(消印有効)までにご応募ください。新しい市の名前は、漢字(ふりがな)、ひらがな、カタカナでお願いします。採用された名前を応募された方には名付け親賞としてお一人(該当者が複数の場合には抽選により決定します)に「旅行券10万円分」を贈呈します。

△お問い合わせ・応募先 田無市・保谷市合併協議会事務局

〒188-8666 田無市南町5~6~13 田無市役所内  
☎0424-64-1311(内線)213・302、ファクス…0424-63-9585、  
電子メール…gappei@tanasi-hoya.co.jp

### 新市名候補選定小委員会設置

現在公募中の新市名の候補を5つ程度に絞り込むため、東京都職員(2人)を除く学識経験者の協議会委員計8人により構成される小委員会が設置されました。

選定のスケジュールは、以下のとおりです。

平成11年12月 → 平成12年1月中旬	選定基準の作成
1月下旬 → 2月中旬	選定(5つ程度まで)
2月下旬	協議会に報告(協議事項提案)
(未定)	協議会で最終決定(だい)、当選者を確定
(未定)	市報合併特集号・ホームページで発表

今回は、新市名公募に合わせて寄せられた意見特集です。  
【両市内在住の方から】

・新市名募集も結構だが、それより何より、合併後どこがどのようになつて何がよくなるのか、といったプランがいまだに見えない(提示されない)のはおかしい。そういうことを強くアピールすべき。

・合併大賛成、今まで合併しなかつたこの方が不思議です。

・合併した「場合」と一応断つてはありますが、いまだ合併が決定していないのに「新市名を募集」とは!

・合併大賛成、今まで合併しなかつたこの方が不思議です。

・行政の効率化をどんどん進めてください。

・公聴会等は土曜か日曜日に開催し、さまざまな住民が触れる

ようになります。

・合併に反対意見を唱える人もおりますが、現状のままでいい

と思っているのでしょうか。「行動をしなければ何も始まらない」という観点から、合併に賛成です。

・公聴会等は土曜か日曜日に開催し、さまざまな住民が触れる

ようになります。

・小学校の人数を増やしてほしい。給食も美味しい。

【両市以外の方から】

・昔からなじみの深かつた田無や保谷の名前が無くなってしま

うかもしれないのは寂しいですね。

・保谷市の形を考えると、合併が自然でしょう。

ご意見・ご質問などがありましたら、事務局までお寄せください。

ファクス…0424-63-9585

電子メール…gappei@tanasi-hoya.co.jp

### 市民の声



◇協議会会議は傍聴できます◇  
協議会会議は傍聴できます。詳しく述べて詳しくは、事務局までお問い合わせください。

保谷市 合併協議会開催のお知らせ

○第6回会議  
△とき 12月22日(木)午後2時から  
○第7回会議  
△とき 平成12年1月13日(木)午後2時から  
△とき 田無市役所議会棟4階全員協議会室(第6回・第7回とも)

# たなし市報

合併特集号

市報

# ほや

2000年(平成12年) 1月15日 No.4

●発行/田無市・保谷市

●田無市南町五丁目6番13号 田無市役所内

●編集/田無市・保谷市合併協議会事務局

●電話0424-64-1311 (代表)

## 合併による財政削減効果は約189億円

### 行政サービスの維持向上やまちづくりの財源に

12月に開催された合併協議会第5回、第6回会議では、両市がこのまま単独市であった場合の財政推計や合併した場合の財政効果に関する試算などが報告されました。

このうち、両市の合併による財政効果は、試算した項目だけで10年間に約189億円にのぼるものと試算されます。現行の行政水準を維持した場合、両市とも平成15年度には収支の均衡がとれなくなるという厳しい財政状況の中、この合併による財政効果を有効に活用していきことで、行政サービスの維持向上やまちづくりが可能になるとの報告がなされました。その具体的な活用方法は、今後の協議会の中で協議されていくことになります。

このほか、協議事項として「消防団」、「公共的団体等」の取扱いが協議され、両市が合併した場合の統合等に関する方針が確認されました。



### 第5回・第6回会議結果

重要な問題として、その統合に向けた基本的な考え方を確認されました。

○事務事業の一元化について  
両市でそれぞれに行っている事務事業を統一していくため、基本的な考え方として次の原則にたって調整を行い、整理されたものを協議会で具体的に協議していくことが確認されました。

◇一体性確保の原則  
◇市民福祉向上の原則

◇負担公平の原則  
◇健全な財政運営の原則  
◇行政改革推進の原則

◇適正規模準拠の原則

○新市建設設計画の検討予定として次とおり説明が行われました。

◇2月10日(第9回会議)まで  
新市建設設計画の今後の検討予定として次とおり説明が行われました。

◇2月10日(第9回会議)まで  
新市建設設計画の検討予定として次とおり説明が行われました。

○電算システムの取扱いについて  
いて(下欄)  
○電算システムの取扱いについて

現在、両市では非常に多くの業務が電算処理されていることから、市民サービスにかかる費用

で開催されました。  
○両市の財政推計について(詳  
しくは2面)  
○両市合併による財政効果につ  
いて(下欄)  
○電算システムの取扱いにつ  
いて(下欄)

2時から、それぞれ田無市役所で開催されました。  
○両市の財政推計について(詳  
しくは2面)  
○両市合併による財政効果につ  
いて(下欄)  
○電算システムの取扱いにつ  
いて(下欄)

※なお、一部事務組合負担金についても、年額2億1千600万円の削減効果が見込まれますが、実際の削減額は、今後、各加入団体との協議により定めるため、削減可能額には算入していません。

### 財政効果試算結果の概要

対象期間 平成13年度～平成22年度

試算項目	試算の手法	削減可能額
一般職人件費	退職者3分の2補充を基本に10年間に218人を削減	135億9,300万円
特別職人件費	類似都市の職員数になると仮定	8億8,000万円
市議会議員報酬	地方自治法に基づく定数措置により順次34まで削減	8億5,000万円
事務経費	類似都市程度になると仮定	9億8,600万円
消防事務事業	東京都への事務委託分について試算	26億3,000万円
計		189億3,900万円

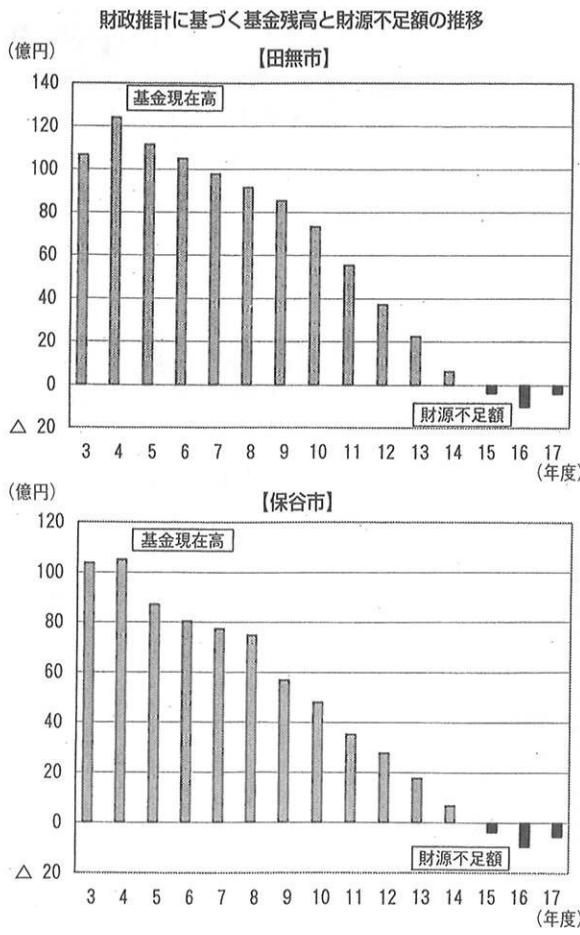
第6回協議会会議では、両市が合併した場合の合併効果を、特に財政面についての試算を行い、その結果が報告されました。

その結果、試算した項目だけで、合併後10年に約189億円の財政削減が可能であると推計され、これを有効に活用することで、各種支援制度による新市のまちづくり事業などの実施が十分に可能になるとされています。

これらの財政効果は、新市のまちづくり事業のほか、市民サービス水準の維持向上、あるいは税や使用料などの市民負担の軽減のための財源として活用することになりますが、その振り分けなど具体的な活用方法などについては、今後の協議会事項として、協議会で個別に協議されていくことになります。

### 両市合併による財政効果について

# 平成15年度には両市とも基金が底をつきまちづくりが困難に



第5回協議会会議では、両市がそれぞれ単独市のままで現在の行政水準を維持した場合の財政推計が報告されました。

両市とも平成15年度には基金(市の貯金)が底をつき、収支の均衡がとれない状態となり、このまま推移すれば、現在の市民サービスの水準を維持することやまちづくりを進めていくことがきわめて難しくなることが予想されます。

## 財政推計の概要

●推計期間  
新市建設計画の初年度となる平成13年度から平成17年度までの5か年度間について推計しました。

## ・手法

平成10年度決算および平成11年度予算等に基づき、各経費の過去の実績等を勘案し、それぞれに条件を設定して推計しました。

ただし、国民健康保険、下水道事業の両特別会計への繰出金は、平成10年度決算額で固定しま

ま、現行制度のもとで、それぞ

## 両市単独財政推計結果

### ・結果要旨

・両市とも、基金が底をつく平成15年度からは収支の均衡がとれない状況になります。

・収支の均衡をとるために、歳入に見合った歳出の構築(現行サービスの見直し(縮小・廃止等)や税・使用料等住民負担の引き上げなど)を図ることが必要となります。

・臨時の経費の削減で均衡を図るとした場合、まちづくりが困難になります。

・今後の行政サービス需要の増大によっては、さらに厳しくなることも予想されます。

## 市民の声



今回は、市民の皆さんから多く寄せられたご質問等について、Q&A形式でお答えします。

### Q2 合併して具体的にどのようになるのかわからない。

A2 合併後どのようなまちづくりを行うのか、市民サービスはどうになるのか、税金や使用料などの負担はどうなるのかなど、どの市民の関心の高い事項についてはこれら具具体的に協議されることになります。

まちづくりについては、任意協議会で作成した新市将来構想などを基に新市建設計画を作成します。税金や市民サービスなどについては、「負担と給付」の問題として、「地方税の取扱い」、「下水道使用料の取扱い」といった個別の事項として協議され

いく予定です。これらの内容を協議するためには、その前段として、現在の両市の財政状況や合併効果として生み出すことでの具体的に検証する必要があります。昨年中によ

うやくそれらの検証がおおむね完了した

### Q3 合併のデメリットはないですか?

A3 合併のメリット・デメリットは人によって異なります。誰にでも共通しそうな一般的に言われる合併のデメリットについ

ては、両市の合併の場合は、ほとんど該当

しないという結論を出していますが、個別

A1 いいえ、決まってはいません。  
正式に合併を決めるには、法律上、両市議会がそれぞれ合併を議決する必要があります。現在設置している合併協議会は、具体的にどのように合併するのかを協議して仮に定める、つまり、その議決のための議案の内容を定めることができます。合併協議会では、協議が固まる段階でその内容を明らかにし、合併に関する市民の意向確認を行なうことです。議会でこれから協議されることになります。

Q2 でもお答えしたように、市民の皆さ

んにかかるような内容が具体的に協議さ

れるのは、これからあると言えます。そ

の内容をお知らせすることが、結果として

メリット、あるいはデメリットをお知らせ

することになるものと考えています。

Q3 の問題では、デメリットはそれぞれにあると考えられます。

ご意見・ご質問などがありましたら、事務局までお寄せください。

ファックス: 0424-63-9585

電子メール: gappei@tanasi-hoya.co.jp

## 新市名公募に8000通を超える応募

### ご応募ありがとうございました

田無市と保谷市が合併した場合の新市名公募に多数のご応募をいただき、ありがとうございました。

現在我集計中ですが、8千通を超える多くの応募がありました。

新市名については、これから新市名候補選定小委員会において5つ程度にまで選定が行われ、その後協議会会議で最終的な選定が行われることとなります。

「名付け親賞」ほか各賞の当選者は、協議会での最終選定が終わりしだい決定し、市報合併特集号や合併協議会ホームページでお知らせするほか、ご本人に直接ご連絡します。

◇協議会会議は傍聴できます◇

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

田無市・保谷市  
合併協議会開催のお知らせ

○第8回会議  
△とき 1月27日(木)午後2時から  
△とき 2月10日(木)午後6時から

△ところ 田無市役所議会棟4階全員協議会室(第8回・第9回とも)

# たなし市報

# 合併特集号 ほうや市報

2000年(平成12年) 2月15日 No.5

●発行/田無市・保谷市

●編集/田無市・保谷市合併協議会事務局

●田無市南町五丁目6番13号 田無市役所内

●電話0424-64-1311 (代表)



- 新市名公募結果について (詳しくは2面)
- 協議事項 (詳しくは2面)
- 協議事項第8号「使用料・手数料の取扱い」について (その1)
- 協議事項第9号「各種事務事業の取扱い」について (その1)

## 第7回・第8回会議結果

第7回協議会会議は1月13日(木)午後2時から、第8回協議会会議は1月27日(木)午後2時から、それぞれ田無市役所で開催されました。

○新市建設計画重点施策について (下段参照)

○まちづくり事業の財源について

○市民意向の確認方法について (詳しくは2面)

○新市名公募結果について (詳しくは2面)

○協議事項 (詳しくは2面)

○協議事項第8号「使用料・手数料の取扱い」について (その1)

○協議事項第9号「各種事務事業の取扱い」について (その1)

1月に開催された合併協議会第7回、第8回会議では、新市建設計画の重点施策、市民意向の確認方法などについて協議されました。このうち新市建設計画の重点施策に関する協議では、(仮称)合併記念公園の整備、コミュニティバスの運行、地域情報化の推進、ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進の4施策が重点施策として決定されました。

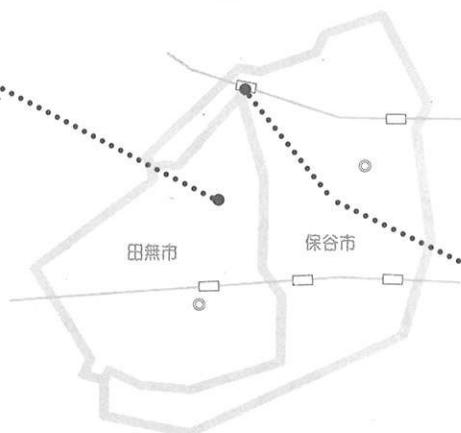
このほか協議事項として、企画・総務部門などの各種事務事業と使用料・手数料の取扱いが協議され、情報公開制度や個人情報保護制度はより幅広い運用が行われている制度によるものとして、情報公開制度は田無市を基準に、個人情報保護制度は保谷市を基準にそれぞれ制度化を図ること、施設使用料は現行のままとすることなどが決まりました。

# 新市建設計画重点施策に4施策

(仮称)合併記念公園の整備、コミュニティバスの運行、地域情報化の推進、ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進

## 新市建設計画重点施策

合併を象徴するような事業として、新市建設計画の中核施策として位置づけられ、合併した場合に、特に重点的に推進される重点施策として、次の4つの施策が決定されました。



### ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進

市域が入り組んでいたため、これまで一括的な整備を行うことが難しかったひばりヶ丘駅周辺地域の総合的な整備を中長期的に推進していきます。市民、事業者、行政が連携して、駐輪場対策、道路整備、遊休地の活用、出張所等の公共施設整備などを進めます。



通称・東大原子核研究所

### コミュニケーションバスの運行

交通不便地域の解消や公共交通へのアクセスの改善などを図り、両市民の交流を促進するため、保谷市キャンバスの路線の延長や新規路線を運行します。

平成11年度から基礎調査を実施しており、今後ルート設定などについて検討していきます。



保谷市・キャンバス

### 地域情報化の推進

地域情報化計画を策定し、ホームページの充実による情報提供の推進や証明書自動交付機、公共施設予約システム、図書予約システムなどの導入を進めることにより、公共交通利用の利便の向上、生涯学習、福祉・医療、教育等各種情報の提供や有効活用などを図ります。



ひばりヶ丘駅南口

**施設使用料・事務手数料は ほぼ現行のまま  
情報公開制度 より幅広い制度を基準に**

## 各協議事項協議結果

行っている制度を適用する視点から、情報公開制度については田無市の制度を基準に個人情報保護制度については保谷市の制度を基準に新市において制度化することとされま

協議された主な項目とその取り扱い	その他の事務事業の取扱い
て策定する	て、企画・広報広聴、財務、総務部門に関する事務事業（他の協議事項で協議するものを除く）の取扱いが協議されました。
継続して促進する	
日の発行を継続する	
準で制度化を図る	
準で制度化を図る	

事務手数料については両市にほとんど差異はないが、「負担公平の原則」から現在単価を基準として統一を図ることとされました。

今回は、使用料・手数料のうち、施設使用料と事務手数料の取扱いが協議されました。このうち施設使用料については、それぞれ各施設ごとに、その建設費・維持管理費その他に隣市の状況等を勘案して定めたものであることが確認されました。ただし、学校施設使用料と公園使用（占用）料については、その施設本來の目的と異なる目的に使用する場合は、適正な負担をお願いする視点から、使用料を高く設定している田無市の例により統一することとされました。

## ○協議事項第8号「使用料・手数料の取扱い」について（その1）

協議された主な項目	取扱い
基本構想に関すること	新市において策定する
行政改革大綱に関すること	一本化し、継続して促進する
広報紙の発行に関すること	毎月1日、15日の発行を継続する
情報公開(公文書公開)に関すること	田無市の基準で制度化を図る
個人情報保護に関すること	保谷市の基準で制度化を図る

- 重点施策が決まってから意向を聞くというのは遅すぎないか
- 住民投票をやらないのは、時代に逆行することにならないか
- 5パーセントと住民投票を
- 声広い市民の意見を聞くべきではないか

## 市民意向確認方法（事務局提出）の概要

調査方法	主な特徴	概算費用	調査期間
有権者5%アンケート	統計学上十分な規模の調査。費用が低廉。期間も比較的短い。	300万円	1.5か月
全有権者アンケート	郵送回収 参加しやすいが調査期間が長い。	3,400万円	2か月
	訪問回収 戸別訪問により調査票を回収。回収率が高いが費用がかかる。	6,700万円	2か月
	投票方式 公正さに優れ多様な調査が可能。	5,500万円	10日程度
住民投票	原則として○×方式による投票。それぞれの市ごとに実施。	5,500万円	10日程度

## 市民意向の確認方法について

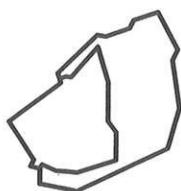
市民の声



**応募総数は約8,700件**  
～新市名公墓結果～

昨年11月から12月末日まで行った新市名公募の結果がまとまり、応募総数は約8,700件、その種類は約3,000種以上にも及びました。

事務局では、これを大分類6項目、中分類19項目、小分類54項目に分類して小委員会に提出し、小委員会で選考を進めています。小委員会では、5つ程度の候補にまで絞り込み、2月24日の第10回協議会会議に協議事項として提案する予定です。



A 合併しても、新店舗は建設せず、今の両市の店舗などと有効活用することが確認されています。

B 現在の両市は、それぞれ標準的な職員

務局までお寄せください。  
ファックス：04244-63-0000  
電子メール…gappei@tanasi-hoya.co.jp

◇協議会会議は傍聴できます  
詳しく述べ、事務局までお問い合わせ下さい。

◆協議会会議は傍聴できます◆

△どじろ 田無市役所議会棟4階全員協議会室（第10回・第11回とも）

△とき 3月9日(木)午後5時3分  
から(時間は、変更になる場合もあります)

## 田無市・保谷市 合併協議会開催のお知らせ

数ですが、合併したひとつの中としてみると、標準的な職員数よりも200人程度多いと、いうことになります。人件費の削減は、試算した合併効果を現実のものとするための非常に重要な要素ですから、もちろん、合併してすぐにというわけにはいきません

# たなし市報

合併特集号

# ほや市報

2000年(平成12年)3月15日 No.6

●発行/田無市・保谷市

●田無市南町五丁目6番13号 田無市役所内

●編集/田無市・保谷市合併協議会事務局

●電話0424-64-1311 (代表)

## 市民の意向確認は投票方式で

18歳以上の全市民を対象 新市名も投票に

全国初の試み!

### 協議事項

#### ■協議事項第10号

「市議会議員の定数及び任期の取扱いについて」

市議会議員については、合併後2年間を超えない範囲で引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとし、具体的な期間については、合併の期日を正式に定めるときに改めて協議することとされました。

#### ■協議事項第11号

「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」

農業委員会委員については、新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任することが確認されました。



### 第9回・第10回会議内容

- 市民意向の確認方法について〔下段参照〕
- 「負担」に係る協議事項の概要について〔詳しくは、2面〕
- 給付に係る協議事項の制度概要について
- 新市建設計画の各種施策について
- 新市名選定小委員会報告〔下段参照〕
- 協議事項第10号「市議会議員の定数及び任期の取扱いについて」
- 協議事項第11号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」

### 新市名決定は8月に

～新市名選定経過～

平成11年11月～12月の2か月間公募を行った、新市名候補の選定と公募に関わる賞の割り振り等についてお知らせします。

#### ◆新市名候補小委員会選定結果（7グループ10候補）

①北多摩市、②北武蔵野市、③けやき野市、④中むさし市、⑤西東京市、  
⑥「ひばり」にちなんだ名前（ひばりが丘市、ひばり市、ひばり野市）

⑦「みどり」にちなんだ名前（みどり市、みどり野市）  
◆賞の割り振り

①「名付け親賞」 最終的に新市名に選考された名前の応募者から1人（旅行券10万円分）

②「協議会特別賞（残念賞）」「名付け親賞」の抽選に漏れた応募者から30人（図書券5千円分）

※対象者少數の場合は、小委員会選定候補名の応募者に对象を拡大

③「協議会特別賞（アイデア賞）」 アイデア、ユーモアに優れるなど小委員会が特に推薦する名前の応募者から10人（図書券5千円分）

※新市名については、協議会でさらに3～5候補に絞り込み、7月中旬に実施を予定している市民意向調査を経て、その後に開催する協議会会議で正式決定することとなり、各賞の取扱いも、新市名決定後正式に定めることとしました。

田無市・保谷市合併協議会第9回会議では、市民意向の確認方法について協議が行われ、両市の18歳以上の市民を対象に、投票方式による市民意向調査を実施することが確認されました。調査項目として、合併の賛否だけではなく、新市名も対象とするほか、新市に望む施策の方向性に関する調査も行うこととされ、それぞれに結果を反映するためのルールも定められています。法定の合併協議会において全市的な市民意向調査を行うことも極めて珍しいことです。新市名を実質的に市民の投票によって決定しようとする試みは、おそらく全国初であるとして、各方面からの注目を浴びています。

2月に開催された第9回・第10回会議では、このほか、新市建設計画の各種施策も体系化して示され、また、「負担と給付」に関する問題として、税金、下水道使用料などの市民の負担に関する調整と、市が給付を行う市民サービスの水準に関する調整に関する各種制度の概要等の説明が行われるなど、市民生活に直接関わる課題についてはおおむね示されたことになりました。合併協議もいよいよ大詰めを迎えます。

田無市・保谷市合併協議会第9回会議では、市民意向の確認方法について協議が行われ、両市の18歳以上の市民を対象に、投票方式による市民意向調査を実施することが確認されました。調査項目として、合併の賛否だけではなく、新市名も対象とするほか、新市に望む施策の方向性に関する調査も行うこととされ、それぞれに結果を反映するためのルールも定められています。法定の合併協議会において全市的な市民意向調査を行うことも極めて珍しいことです。新市名を実質的に市民の投票によって決定しようとする試みは、おそらく全国初であるとして、各方面からの注目を浴びています。

### 市民意向調査の概要

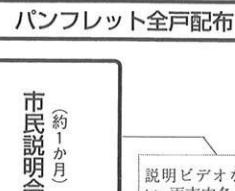
#### 調査実施までのスケジュール

4月 新市建設計画作成・主要協議の終了

5月 合併協定書（案）とりまとめ

新市建設計画や税、サービスの取扱いなど合併協議の内容をわかりやすくまとめます。

6月 パンフレット全戸配布



説明ビデオなどを用いて、両市内各地で合併について説明します。

7月 市民説明会

8月 調査実施

協議会会議・新市名決定

調査の結果を報告し、その結果に基づいて新市名を決定するほか調査結果の取扱いを定めます。

**投票方式による市民意向調査の概要**

▽実施主体 田無市・保谷市合併協議会

▽調査対象者 両市在住の18歳以上の全市民（住民基本台帳登載者）

▽調査方式 一般選挙に準ずることを原則に、投票を行いやすくするための工夫を行なう。

▽投票時間 午前7時～午後10時 不在者投票時間 午前8時30分～午後10時

▽投票事由 不在者投票の事由 不問

▽調査項目・集計方法

①両市合併に対する賛否・各市ごとに集計

②新市の名称・全体集計

③新市に期待する施策の方向性・地域別（投票区分別）集計

※その他の制度の詳細は、今後の協議会の協議により決定します。





## みどり野市 (みどりのし)

## 【選定理由】

○両市は、武蔵野の代表的な風景である農地、雑木林、屋敷林などが残された地域であることから、「みどり」は、両市の自然環境の特徴と一致している。

○新市将来構想の基本理念である「21世紀を拓き、緑と活気にあふれ、一人ひとりが輝くまち」を実現するための象徴ともなる。

○「みどり」という名前の持つ潤いやゆとりといったイメージが、生活の質的豊さを求める社会傾向と一致している。

○応募数から市民等の要望の強さを感じられる。

## 新市名最終候補5候補決定

### 最終決定は、市民意向調査の結果を踏まえて

3月23日に開催された第12回会議では、新市名候補選定小委員会で選定された候補名7グループ10候補について協議が行われ、委員全員の無記名投票により、最終候補名として5候補を決定しました。

新市名は、7月中に実施を予定している市民意向調査の1項目として市民の意向を確認した上で、最終的に決定することとなります。

最終候補名とその選定理由は、以下のとおりです。

## 西東京市 (にしどうきょうし)

## 【選定理由】

○この地域は、東京23区の西に隣接していることから、この地域を地理的にイメージできる名前である。

○「東京」という名前の持つスケールの大きさから、新市がより一層発展することへの願いの象徴ともなる。

○名前としてインパクトがあり、知名度という点で優れている。

○応募数から市民等の要望の強さを感じられる。

## 北多摩市 (きたたまし)

## 【選定理由】

○両市とも、市制施行以前は、北多摩郡に属していたことから、「北多摩」は、両市に共通する地名としてなじみが深い。

○応募数から市民等の要望の強さを感じられる。

## けやき野市 (けやきのし)

## 【選定理由】

○「けやき」は、両市の木に指定されるなど、この地域の代表的な樹木として親しまれてきた。

○空高くそびえ立ち、枝葉が大きく繁る「けやき」の姿から、新市がより一層飛躍することへの願いの象徴ともなる。

## ひばり市 (ひばりし)

## 【選定理由】

○「ひばりが丘」は、両市境に位置していることから、両市に共通する地名としてなじみが深い。

○「ひばり」が空高く舞う姿から、新市がさらなる飛躍を遂げることへの願いの象徴ともなる。

○「ひばり」という名前の持つ響きのよさや自然を感じさせるイメージなどが市民に親しまれている。

○知名度という点で優れている。

○応募数から市民等の要望の強さを感じられる。

## 主たる事務所の位置は田無市役所に

### 協議事項「事務所の位置の取扱い」調整方針

協議事項「事務所の位置の取扱い」では、事務所の位置として条例で定める位置としては、現在の田無市役所の位置(田無市南町五丁目6番13号)とし、現在の田無市庁舎を「田無市庁舎」、現在の保谷市庁舎を「保谷市庁舎」とそれぞれ呼称することが確認されました。

事務所の位置とは、市の主たる事務所、すなわち市役所のことですが、その位置は、交通事情や他の官公署との関係等に配慮して条例で一箇所を定めることとされています。市庁舎については、新市庁舎は建設せず、現在の両市庁舎を有効活用し、両市庁舎のそれぞれの特長を生かしながら機能分担を行います。なお、市民の皆さんを利用する主な窓口については、両庁舎に設置することとしています。

## 両市の本町は「田無町」「保谷町」に

### 協議事項「町名の取扱い」調整方針

協議事項「町名の取扱い」では、原則として現在の町名のままですることとし、両市に共通する「本町」については、現在の田無市本町を「田無町」と、現在の保谷市本町を「保谷町」として現在の市名を残すこととしたほか、田無市の「ひばりが丘団地」については、「ひばりが丘三丁目」に統合することが確認されました。



**A Q 合併のデメリットはないのですか。**  
A 合併のデメリットは、人によって異なることがあります。ある人にメリットがあることがあります。ある人はデメリットであることもあります。例えば、市の名前が変わることになります。例えば、市名が変わることによって、事業所の看板や表札などを書き換える費用については、先進事例を見ます。名前の話が出たので、若干ご説明すれば、市名が変わることによって、事業所の看板や表札などを書き換える方も多い歴史のある、愛着のある名前が変わってしまうことを惜しまれる方もいらっしゃいます。名前の話が出たので、各自でご負担いただくことになるものと考えています。これは、事例が多くあることと、どこまでが本当に市名の変更によるものなのかを判断することができないという理由によります。こうした負担を

ご意見・ご質問などがありましたら、事務局までお寄せください。  
Fax: 0424-63-9560  
Email: gapppei@tanasi-hoyaco.jp

**A Q 合併の最大のメリットは何ですか。**  
A 合併の最大のメリットは、市民負担の軽減に振り向けることができる点にあります。ただ、両市の現在の事務事務を比較して、そのすべてを単純に市民負担は軽く、サービス水準は高くというよう

に調整してしまうことは、今後の行政運営のあり方としても、また財政的にも難しいと考えられます。

## 市民の声



していただかなければならぬ点は、デメリットであるといえます。

しかし、田無と保谷の合併に関していえば、他の、合併について一般的にいわれるデメリット(例えば、中心地だけが発展して周辺は取り残されるなど)は、その面積、人口規模などから考えて、ほとんどの該当しないものと考えています。

◇ 協議会会議は傍聴できます	詳しく述べて詳しくは、事務局までお問い合わせください。
○ 第14回会議	△ とき 4月27日(木)午後2時から
△ 第15回会議	▽ とき 5月11日(木)午後3時から
△ ところ	電子メール: gapppei@tanasi-hoyaco.jp
△ 会室(第14回・第15回とも)	田無市役所議会棟4階全員協議会室

# たなし 市報

合併  
特集号

# ほや 市報

2000年(平成12年) 5月15日 No.8

●発行/田無市・保谷市

●編集/田無市・保谷市合併協議会事務局

●田無市南町五丁目6番13号 田無市役所内

●電話0424-64-1311(代表)

## 「新市建設計画」を作成

まちづくりの総事業費は 589 億円

主要な協議事項は ほぼ終了

- 協議事項第1号「各種事務事業の取扱い」(その2)について
- 協議事項第2号「補助金等の取扱い」(その1)について
- 協議事項第3号「一般職の職員の身分の取扱い」(その1)について
- 協議事項第4号「特別職の職員の身分の取扱い」(その1)について
- 協議事項第5号「公共的団体等の取扱い」(その2)について
- 協議事項第6号「介護保険制度の取扱い」について
- 協議事項第7号「電算システムの取扱い」(その3)について
- 協議事項第8号「各種事務事業の取扱い」(その3)について(詳しくは4面)
- 協議事項第9号「補助金等の取扱い」(その2)について
- 協議事項第10号「新市建設計画」について(詳しくは2面～3面)



協議事項

第13回・第14回・第15回会議内容

4月に開催された3回(臨時会を含む)の協議会会議では、新市の羅針盤ともいえる「新市建設計画」が協議され、活発な意見交換を経て、一部修正の上確認されました。計画期間10年間の概算総事業費は589億円、合併支援による財源などを含めた財政計画の裏付けを持つ計画としてとりまとめられました。4月は、このほか11項目にわたる協議事項が確認され、これにより、合併に向けた主要な協議事項は、市民意向調査の結果を踏まえて確認する新市の名称の取扱いを除き、ほぼ終了したことになります。今後は、市内各地での市民説明会が行われ、7月下旬には投票方式による市民意向調査が実施されることになります。

### 国民健康保険料について

料率については、当面の措置として総じて市民負担の軽減となる田無市の例により調整することとなりました。なお、合併する年度(平成12年度)については、旧市の例によることとし、新市において速やかに国民健康保険運営協議会を設置し、保険料等のあり方について検討することとされました。

### 下水道使用料について

下水道整備にかかった費用などを反映して保谷市の方が田無市よりも若干高く設定されていますが、新市において改めて新料金体系を設定するまでの間は、当面現在の市域ごとに現行の料金を適用することとされました。

### 税金について

両市で税率に違いがあるのは、都市計画税と法人市民税だけで、それ以外の税については、税率は現行のままとされました。

また、税率の異なる都市計画税と法人市民税については、いずれも市民の負担軽減を図る視点から、都市計画税の税率は、現在の保谷市の例(現行、田無市の0.26%、保谷市の0.24%)により調整することとし、法人市民税は田無市の例により調整することとされました。

### 公共施設について

公民館は、地区館として田無地区、保谷地区にそれぞれ1館ずつ計2館、分館としてそれぞれ2館ずつ計4館とし、今までと変わらずに利用することができます。図書館、地区会館、福祉会館、保育園、児童館なども、当面現行のままで、そのまま新市へ引き継ぐこととされました。

### ～合併協議会の

### 協議結果から～

### 町名の取扱い

田無市の「本町」を「田無町」に、保谷市の「本町」を「保谷町」にすることとされました。また、田無市の「ひばりが丘団地」は、保谷市の「ひばりが丘三丁目」に統合することとされました。

### 小中学校の通学区域について

通学区の問題は、非常に難しい問題なので、合併して直ちに改正することはできませんが、当面の措置として市境の地域については、弾力的に取り扱うことされました。たとえば、保谷市の学校へ通うより田無市の学校へ通った方が近い場合、また、この逆で田無市の学校へ通うより保谷市の学校へ通った方が近い場合など、保護者の希望によりどちらの学校でも選べるということになります。

### 乳幼児医療費の助成について

1歳未満の乳児について、田無市では所得制限を設けていないことから、田無市の制度を基礎に調整することとされました。

### 保育料について

田無市と保谷市では、所得階層の区分および保育料に違いがありますが、少子化傾向の対策として保護者の負担の軽減になるように調整することとされました。

どう  
変わる  
市民の暮らし



さまざまな産業が育つまち

新しい事業や企業が育ちやすいまちを実現します。さらに、地域商業を発展させ、にぎわいと活気あるまちを実現したり、将来的に発展が期待されるテレワーク等に対応したまちづくりを進め、地域間競争にも耐えられるようなまちを実現します。

コミュニティFMやCATVを利用したインターネットなどの地域における高度情報通信資源を活用した新たな産業を育成するため、起業支援、テレワークセンター（情報通信機器を利用して、自宅や自宅近くの事務所で仕事を行う、職住接近型の勤務形態）の整備などについて検討します。

また、中小企業事業融資あっせん制度の活用等により、中小企業の振興策を展開するとともに、都市農業の振興や保全に努めるなど地域産業の育成を引き続き推進します。

## 安全で快適なまち

道路整備、駅前整備など、市街地整備をさらに進めるとともに、通学環境の安全性向上を図ったり、防災機能を向上させて災害にも強いまちを実現します。また、公園や緑地など子どもたちが安心して遊べる場所を確保したり、スポーツやコミュニティ活動が活発に行われるようなまちを創出します。このように市民の生活環境のさまざまな側面に対して、安全性、利便性、快適性を一層向上させて、暮らしやすいまちを実現します。

施 策 名	主 要 事 業 の 概 要	概 算 事 業 費
道路の整備	○都市計画道路の整備 ○市道の整備 ○市道整備基金の創設	百万円 3,742
放置自転車対策	○自転車駐車場設置事業	461
公共交通の拡充	○コミュニティバスの運行 ○公共交通バスロケーションシステム(バス利用者の利便性の向上を図るため、田無・保谷地区のコミュニティバス、路線バスの主要バス停と市役所等に情報案内板を設置)の導入の検討	711
駅周辺の整備	○ひばりヶ丘駅周辺まちづくりの推進 ○ひばりヶ丘駅周辺整備計画の策定 ○保谷駅南口地区市街地再開発事業 ○田無駅南口景観整備事業	8,800
庁舎整備	○田無庁舎・保谷庁舎及び敷地整備事業	1,328
防災対策の充実	○地域防災計画等の策定 ○防火貯水槽の設置 ○緊急物資の充実 ○地域防災無線の増設工事 ○防災行政無線の整備	1,543
スポーツ施設の整備	○田無市民体育館の建替	1,006

# 新市建設

## 若者を育てるまち

安心して子どもを育てることができる環境を整えるとともに、子どもたち一人ひとりが尊重され、活気に満ちたまちを実現します。幼児期の子育てに対する支援機能を充実させて、子どもをもつ女性が自己実現できる環境を整えます。さらに、幅広い教育問題について相談できる環境を整えたり、情報化時代にふさわしい教育環境を整え、青少年の健全な成長を応援するまちを実現します。また、田無・保谷両市の伝統的な文化を次世代に適切に伝える仕組みを整えます。

施策名	主要事業の概要	概算事業費
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小・中学校の施設整備</li> <li>○青嵐中学校校舎建替</li> <li>○西原地区小学校統合事業</li> <li>○通級学級の開設           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の通常学級に在籍する心身に軽度の障害がある児童を対象に、障害の改善、克服を目的とした指導を行う通級学級の開設</li> </ul> </li> <li>○小学校給食の食器改善</li> <li>○中学校給食の導入に向け検討</li> <li>○教育相談機能の充実</li> <li>○特色ある教育の実現           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特色ある学校づくりを推進するため、情報、スポーツ、芸術等さまざまな分野の地域人材を外部講師として活用します。また、インターネットへの利用環境を整備</li> </ul> </li> </ul>	百万円 9,251
社会教育・生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○郷土資料館の整備について検討</li> <li>○青少年センターの整備について検討</li> </ul>	一

## 市民が参加する活力あるまち

行政と市民が共に考え、共に行動することができるよう、市民がまちづくりに積極的に参加できる仕組みを整えます。行政と非営利団体との適切な役割分担の実現、非営利団体への支援拡充、情報公開制度の拡充などにより、幅広い市民の意見が反映されるまちを実現します。

施 策 名	主 要 事 業 の 概 要	概算事業費
市民との協働及び支援	○非営利活動団体（NPO）等との協働及び支援 ○合併市町村振興基金の設置 ·合併特例債を活用し、地域住民の連帯強化及び地域振興のための基金を設置	百万円 2,200
市民参加の推進と情報の公開	○地域情報化の推進	819
女性の自立と社会参加	○男女平等の推進 ○女性センター（女性の自立に向けての資料コーナーや相談室、カウンセラーの配置、講座のできる会議室などを備えたセンター）の整備について検討	33
コミュニティの形成	○（仮称）上向台地区会館の建設 ○（仮称）東伏見コミュニティセンターの建設	608

補助金等の取扱い（その2）では、保健・福祉関係の補助金等について調整方針が示されました。調整方針の内容に関しては、「補助金等の取扱い（その1）」と同様になっています。

4面をご覧ください。

新市における条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、市民生活に支障のないよう、①合併と同時に即時制定、施行するもの、②合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの、③合併後、逐次制定、施行するもの、の3つの分類で整備を図ることとされました。

棄物処理業の許可手数料については、両市に相違がないため、現行のままとすることとされました。

使用料・手数料の取扱い（その3）

医師会、歯科医師会については将来の統合に向けて調整、商工会については合併後速やかな統合に向けて調整、土地開発公社については田無市土地開発公社を解散させて保谷市土地開発公社に債権を譲渡、債務を引き継いで合併後につきできる新公社に引き継ぐこととされました。

介護保険制度については、保険給付の内容、保険料の賦課期日とも両市に相違が無いため、現行の制度のとおりとし、若干差異のある保険料については、混乱を避けるため平成12年度についてのみそれぞれ旧市の例によることとし、平成13年度から新保険料を設定することとされました。

### 各種事務事業の取扱い

各種事務事業の取扱い(その2)では、教育、生活環境、建設、都市事業の一元化の原則に基づき、それぞれ調整をすることとされました。また、各種事務事業の取扱い(その3)で、保健福祉分野について協議され、今後予想されるさまざまな社会経済状況の変化に対応しつつ負担公平および市民福祉向上の観点から調整を図ることされました。

ここでは、主な事務事業について左記の3つの分類に分けてご説明します。

なお、詳細をお知りになりたい方は、合併事務局ホームページをご覧いただか、または合併事務局までお問い合わせください。

#### ① 各種計画について

両市では長期短期の期間を設定した各種の計画を基に、さまざまな施策を展開しています。これらの計画の内容を踏まえながら、新市の計画として新たに策定することとなります。

- 主な計画
- 生涯学習推進計画
- 地域防災計画
- 女性行動計画
- 都市計画マスター・プラン
- 緑の基本計画

#### ② 施設について

両市内にある公共施設については、設立・運営の経緯等を勘案して、現行のまま新市に引き継ぐこととなります。

##### (主な施設)

- 地区会館・市民集会所
- 田無市民総合体育館・保谷市スポーツセンター
- 田無市民会館
- こもれびホール
- ひよっこ・ひいらぎ
- 障害者福祉センター
- 各授産施設・更生施設
- 総合福祉センター・保健福祉
- 総合センター
- 保育園・児童館・学童クラブ

#### ③ 市民サービスにかかる事業について

市民の皆さんに直接関係するさまざまなサービスについては、現状のサービスを低下させないということを基本に、市民福祉の向上、負担公平の原則により調整を図ることとなります。

## 市民の声



Q 燃えるごみの収集は、保谷市は週3回、田無市は週2回だと聞きます。合併したらどうなりますか。サービスの低下が心配です。

Q 両市の合併は、どちらの市に不利にならないか不安です。

A 両市の合併が、どちらかの市に一方的に不利なものとなるとは考えられません。

そもそも、いすれかの市に一方的に不利なものが、あれば協議会の協議を通して解決することができます。

Q 燃えるごみの収集だけを見れば、現状は、確かに問い合わせたところと違っています。しかし、注意していただきたいのは、ごみ収集のサービスの水準は、可燃ごみの収集の回数だけでご判断いたくものではないといつ

ことです。

A 結論から申し上げますと、一部のものを除き、ほとんどのものについて、住所変更の手続きは必要ありません。住民票や戸籍の記載事項も職権で自動的に修正されることになります。

Q 合併すると、自動車運転免許証など、いろいろなものについて住所変更などの手続きが必要になると思うのですが。

A 結論から申し上げますと、一部のものを除き、ほとんどのものについて、住所変更の手続きは必要ありません。免許証の更新時に通常の更新手続をすれば自動的に新住所に変更されます。住民票などの添付も不要です。

Q 不動産所有者の登記 持ち家の登記については、法務局が職権で表題部の所在の記載を変更しますので、住所変更の手続きは原則として必要ありません。

Q 自動車運転免許証 住所変更の手続きは必要ありません。免許証の更新時に通常の更新手続をすれば自動的に新住所に変更されます。住民票などの添付も不要です。

Q 郵便局 貯金通帳 保険関係、郵便配達関係での住所変更の手続きは必要ありません。

Q 公共機関の登記 他の、国民健康保険、国民年金なども住所変更の手続きは必要ありません。

Q 住所変更の必要なもの 建設業許可、建築士事務所登録

両市では長期短期の期間を設定した各種の計画を基に、さまざまな施策を展開しています。これらの計画の内容を踏まえながら、新市の計画として新たに策定することとなります。

- 住宅マスター・プラン
- 地域高齢者住宅計画
- 地域福祉計画
- 障害者基本計画
- エンゼルプラン

#### Q 合併しなければサービスが低下するといつていますが、田無市や保谷市は、今までどのような努力をしてきたのですか。

A 田無市も保谷市も、ここ数年で数十人規模の人員削減を行い、また、事務経費などにはマイナスシーリングを設定してその圧縮に努め、その効果を市民サービスの維持などに振り向けてきました。それは、現在のように厳しい財政事情のもとでは、行政として当然に行わなくてはならないものですが、こうした内部努力による経費削減には一定の限界があることも事実です。

今後、例えば高齢者人口は年々増加していますから、もし、高齢者一人当たりに提供するサービスを維持するとなれば、増加する人口分に比例してサービスにかかる経費は自然に増大することになります。また、時代の変遷とともに新たなサービス需要も発生します。さらに、地

方分権の下、自治体が負うべき仕事の範囲はさらに拡大していくでしょう。こうした面を考えあわせると、内部努力だけで現在のサービス水準を維持し、市民負担の増大を回避していくことは極めて困難な状況にあることがあります。しかし、合併の効果として捻出することができる財政効果を用いれば、新たなまちづくりの展開や税などの市民負担の軽減を図ることが可能となり、両市の市民にとっては大きなメリットになるものと考えられます。合併については、その評価を総合的に考慮してご判断いただきたいと思います。

Q 両市の合併は、どちらかの市に不利にならないか不安です。

A 両市の合併が、どちらかの市に一方的に不利なものとなるとは考えられません。

そもそも、いすれかの市に一方的に不利なものが、あれば協議会の協議を通して解決することができます。

Q 両市の合併は、どちらかの市に不利にならないか不安です。

A 両市の合併が、どちらかの市に一方的に不利なものが、あれば協議会の協議を通して解決することができます。

## 田無市・保谷市 合併協議会開催のお知らせ

### ◎第17回会議

▷とき 6月22日(木)午後2時から

▷ところ 田無市役所議会棟4階全員協議会室

なお、5月26日(金)に予定されていた協議会は開催しないことになりました。

◇協議会は傍聴できます◇

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

# たなし市報

合併特集号

# ほや

2000年(平成12年) 6月15日 No.9

●発行／田無市・保谷市

●田無市南町五丁目6番13号 田無市役所内

●編集／田無市・保谷市合併協議会事務局

●電話0424-64-1311 (代表)

**投票日は7月30日(日)**

田無市・保谷市合併に関する

## 市民意向調査

～投票開票オブズマンを市民から一般公募～

田無市・保谷市合併協議会  
議室  
（昭和57年7月31日以前に生まれた方）  
の全市民を対象として投票方式に  
より行われ、投票日は平成12年7月30  
日、不在者投票期間は7月23日から29  
日という日程で実施されることとなりました。  
制度の内容としては、①投票開票に立会い、調査票の交付、会場  
案内等調査業務に直接参画していただく職として投票開票オブズ  
マンを設置し、市民から広く一般公募すること。②不在者投票所  
を両市内に数ヶ所設置し、いずれの場所においても投票ができる  
ようにすること。など、新たな試みが盛り込まれた内容となっ  
ています。

また、調査の結果は、投票終了後直ちに集計が行われ、翌日に  
は公表されます。

### 市民意向調査の概要

5月11日（木）に開催された第16回協議会  
第16回会議では、第9回協議会  
会議（2月10日開催）で確認された制度骨子に基づき、実施要  
綱案等調査実施に向けた詳細事  
項が報告され、次のように確認  
されました。

### 不在者投票

▽期間 平成12年7月23日(日)  
～29日(土)

▽投票所 平成11年執行の市議  
会議員選挙の例により定める  
所)。

▽投票日 7月30日(日)  
▽投票時間 午前7時～午後10時

### 投票日・投票時間

▽投票時間 午前8時30分～午  
後10時(⑤を除く)

▽投票所 ①田無市役所2階  
20、20会議室 ②保谷市役所東  
分庁舎地下1階A・B会議室  
③ひばりが丘図書館1階講座  
室 ④柳沢公民館1階第2会

満18歳以上の者

### 投票資格者

平成12年7月23日において田  
無市または保谷市の住民基本台  
帳に登載されている者で、投票  
日(平成12年7月30日)現在、  
満18歳以上の者

田無市・保谷市合併に関する

## 市民意向調査 調査票

【問1】 田無市・保谷市の合併について(1つだけ○)

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| <input type="radio"/> | 賛成        |
| <input type="radio"/> | 反対        |
| <input type="radio"/> | どちらともいえない |

【問2】 新市の名称について(1つだけ○)

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| <input type="radio"/> | 西 東 京 市   |
| <input type="radio"/> | け や き 野 市 |
| <input type="radio"/> | 北 多 摩 市   |
| <input type="radio"/> | ひ ば り 市   |
| <input type="radio"/> | み ど り 野 市 |

\*実際の調査票は、A4版です。  
レイアウトは、若干異なります。

いて「反対」とする票の合計が  
「賛成」とする票の合計を上回  
る場合は、合併の期日その他の  
協議事項の内容を見直すものと  
する。②新市の名称に関する  
項目：協議会は、この結果を尊  
重して新市の名称を定めるもの  
とする。③新市に期待する施  
策の方向性に関する項目：結果  
を尊重し、今後の施策方針等に  
反映するものとする。

①合併の賛否に関する項目：い  
ずれか一方または両方の市にお  
いて「反対」とする票の合計が  
「賛成」とする票の合計を上回  
る場合は、合併の期日その他の  
協議事項の内容を見直すものと  
する。②新市の名称に関する  
項目：協議会は、この結果を尊  
重して新市の名称を定めるもの  
とする。③新市に期待する施  
策の方向性に関する項目：結果  
を尊重し、今後の施策方針等に  
反映するものとする。

### 開票

▽開票日 7月31日(月)午前

なあ、特設不在者投票所

は、下保谷図書館と芝久保公民館の2か所で、投票時間  
は、午前8時30分から午後5時までとなりました。

協議会は、意向調査後最初に  
開催される協議会において、各  
調査項目ごとに、次に掲げる方  
針に基づき協議のうえ、取り扱  
いを決定するものとする。

①合併の賛否に関する項目：い  
ずれか一方または両方の市にお  
いて「反対」とする票の合計が  
「賛成」とする票の合計を上回  
る場合は、合併の期日その他の  
協議事項の内容を見直すものと  
する。②新市の名称に関する  
項目：協議会は、この結果を尊  
重して新市の名称を定めるもの  
とする。③新市に期待する施  
策の方向性に関する項目：結果  
を尊重し、今後の施策方針等に  
反映するものとする。

協議会は、両市の合併につ  
いて、広報誌の発行、市民説明会  
の開催などにより、協議結果の  
周知徹底を図るとともに、意向  
調査の意義、目的の普及啓発を  
積極的に行い、市民の参加と協  
力の促進および投票率の向上に  
努めるものとする。

議室

⑤特設不在者投票所(会  
員が市民の利便等を考慮して定  
められる場所)

め

所)

※投票資格者は、いずれの投票  
所でも投票可能とする。

所

で

投票

を

確  
保

す

る

た

め

に

民  
主  
主  
義  
の  
精  
神  
を  
確  
保  
す  
る

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め

に

の

た

め



# たなし 市報

合併特集号

市報

# はや

2000年(平成12年) 8月15日 No.10

●発行／田無市・保谷市

●編集／田無市・保谷市合併協議会事務局

●田無市南町五丁目6番13号 田無市役所内

●電話0424-64-1311（代表）

# 新市名は「西東京市」



7月31日田無市役所  
で行われた記者会見

第18回会議結果

8月3日(木)に開催された第18回会議では、7月30日に実施された市民意向調査において、両市で合併に「賛成」とする票が「反対」とする票を上回ったこと、また、新市の名称に関する間で「西東京市」が最多得票を得たことなどを受け、正式な合併期日を平成13年1月21日

これにより、合併協議会において開かれたこととなり、合併協定書の内容も確認されました。

この結果を受けて、両市は法律に定められている合併手続を進めることとなり、両市長の協議により8月11日（金）に合併議について議会の議決を得たため

午前10時30分から保谷こもれびホール小ホールで開催することが確認されたほか、新市名公募に伴う各賞の抽選も行われ「西東京市」に応募された378名の方の中から葉千葉県印旛郡栄町の榎本さんが「名付け親賞」と決定しました。

このほか、合併協定の確定による臨時市議会が招集されることになりました。両市議会の議決後は、東京都知事への合併申請、東京都議会の議決、東京都知事の合併決定、自治大臣への届け出、官報への告示を経て、来年1月21日の新市誕生となりますが、合併協定の確認によります。

第18回会議内容

- 田無市・保谷市合併に関する市民意向調査の結果について

○協議事項

  - ・合併の期日について
  - ・新市の名称について

○新市名公募に伴う各賞の取り扱いについて

○他の賞の取り扱いについて

○合併協定書(案)について

○調印式について

○平成11年度協議会決算報告



**新市発足は来年1月21日**

# 合併協定内容のすべてを確認

# 田無市 保谷市 合併に関する市民意向調査

## 調査結果の概要

## 投票結果

	投票資格者数	投票者数(人)	投票率(%)
合 計	148,895	65,769	44.17
田 無 市	64,113	28,878	45.04
保 谷 市	84,782	36,891	43.51

開票結果

#### 【問1】田無市・保谷市の合併について

	合計	田無市	保谷市
賛成	37,985	13,971	24,014
反対	21,647	12,288	9,359
どちらともいえない	5,916	2,529	3,387

【問2】新市の名称について

西東京市	17,638	ひばり市	13,752
けやき野市	8,768	みどり野市	6,229
北多摩市	5,918		

### 【問3】特に力を入れて欲しい施策について

	合 計	田無市	保谷市
高齢者福祉の充実	34,277	14,573	19,704
子育て支援の拡充	13,289	5,647	7,642
障害者福祉の充実	10,941	4,515	6,426
個性を伸ばす教育の実施	10,464	4,493	5,971
生涯学習の充実	14,047	6,182	7,865
環境対策の推進	21,210	8,847	12,363
公園・緑地の整備	18,663	8,012	10,651
安心して歩ける歩道の整備	28,126	11,411	16,715
防災対策の充実	11,207	4,639	6,568
市民の市政参加の推進	8,393	3,654	4,739

**投票率は44.17%**

## 両市とも「賛成」多数

7月30日(日)に実施された市民意向調査は、満18歳以上の全市民、「住民基本台帳登載者」を対象に投票方式により実施されました。合併関係市町村すべてにわたる全市的な調査を投票方式で行い、しかも、新市の名称もその対象とするこれまでに例のない方式として全国から注目される中で投票が行われ、投票率は44・17%(<sup>1</sup>), 両市で6万5千769人の市民の方が投票されました。



# 新市名公募各賞決まる

## 「名付け親賞」に 榎本 暁さん

# たなし 市報

# 合併特集号 市報

# ほや

2000年(平成12年) 9月15日 No.11

●発行/田無市・保谷市

●田無市南町五丁目6番13号 田無市役所内

●電話0424-64-1311(代表)



## 両市長が 都知事に合併申請

8月16日、田無・保谷両市長が東京都府廳を訪れ、石原都知事に両市の合併申請書を手渡しました。席上、石原都知事が両市長にぎらいの言葉がかけられ、合併を歓迎する意向が示されました。

この申請を受けて、9月の東京都議会定例会に両市の合併議案が上程され、その議決を経て都知事が両市の合併決定を行うこととなります。

### ○両市合併の経緯について

両市の合併については、最初に合併決定までの期間について尋ねられました。両市長は、「今回の一連の動きとしては約4年、任意の合併協議会設置以降で2年半ほどであるが両市の合併については、古くは明治23年ごろから記録があった。前回の市制施行を前にしての合併論議の際には、法定協議会を立ち上げたものの合併に至らず、市制施行後も合併に向けた努力を続けることの付帯決議がなされて現在に至っている」など、歴史的にも非常に長く、両市にとって長年の懸案事項であったことを説明しました。

### ○両市の合併について

両市の合併については、「これから時代を見据えた先例として、国がもっと喧伝しているはずではない」とし、「両市の良識は、これから日本にとって大事なことだから、東京都も努力してキャンペーンしていく」と合併を歓迎する意向を示しました。

### ○新市名について

新市名については、「西なのかな?」と疑問を口にする一コマもありましたが、東京23区(旧東京市)の西側に位置することや新市名の選定に至る経緯、「西東京」という名称が、スカイタワー西東京やFM西東京などにおいて両市の地域に既に定着したものであるなどの説明を受け、納得した様子でした。

### 合併に伴う住所変更の内容と変更手続きについて

田無市と保谷市との合併に伴い、平成13年1月21日から市名が「西東京市」に、田無市・保谷市の本町がそれぞれ「田無町」「保谷町」に変わります。

これに伴い、住所変更等の手続きを必要とするものもありますので、以下の説明をよくご覧ください。それぞれ手続きをお願いします。このほかにも現在各機関に調査を行っています。それらの内容については、隨時お知らせします。

**○住所等の変更の内容**

市名は「西東京市」に変更になります。町名および地番については、原則として現行のまま変更はありませんが、両市にそれぞれ「本町」があることから、現在の田無市本町を「田無町」に、保谷市本町を「保谷町」に変更することとしています。

**○電話番号について**

電話番号についても、今回の合併に伴う変更は予定されていないとのことです。

**○住所変更等の手続き**

合併による住所等の変更に伴う公的機関などへの届け出事項等の変更の手続きについては、一部のものを除き、住所変更の手続きは必要ありません。住民票や戸籍の記載事項も職権で自動的に修正されることになります。

**○郵便局**

郵便通帳、保険関係、郵便配達関係での住所変更の手続きは必要ありません。

**○パスポート**

その他、国民健康保険、国民年金なども住所変更の手続きは必要ありません。

**○預金通帳**

銀行などの預金通帳についても、住所変更の手続きは必要ありません。

**○不動産所有者の登記**

土地・建物等の物件の所在を示す表題部の記載は、法務局が権利で変更します。

また、所在者等の住所の記載については、新市名に変更されます。たもののみなさますので、特

に変更の必要はありません。

この合併に伴って郵便番号を改正する予定はないとのことで、郵便物については、合併後

出等に関するもの

※これらの手続きのために証明書が必要となる方のために無償書が必要となります。

詳細については、決まり次第お知らせします。

### 平成13年1月21日 住所が変わります

に変更の必要はありません。

銀行などの預金通帳についても、住所変更の手続きは必要ありません。

※平成7年に合併したあきる野市でも、旧秋川市、五日市町の郵便番号のままとなっています。

**○住所変更の手続きは必要ありません。**

**○電話番号について**

電話番号についても、今回の合併に伴う変更は予定されていません。

**○住民票**

住民票のままとなっています。

**○建設業許可、建築士事務所登録**

建設業許可、建築士事務所登録手続き・問い合わせ先 東京都都市計画局建設指導部建設課(都府庁 03-5388-3351)

**○会社等への届け出**

公立の小中学校以外の各学校へ届け出

**○個人での契約(生命保険等)**

個人での契約(生命保険等)による届け出

**○他の公的機関以外への届け出**

他の公的機関以外への届け出等に関するもの

※これら手続きのために証明書が必要となる方のために無償書が必要となります。

詳細については、決まり次第お知らせします。

合併したら  
どうなる?  
どうしたらしい?

# 合併後の各種取扱いについてお知らせします

## Part 1



### 合併前の申請にかかるもの

#### ◇小中学校の通学区域について

合併後的小中学校の通学区域については、新市において速やかにその適正規模・適正配置の検討と併せて見直しを行うこととしています。それまでの間は現状のままとしますが、合併による特例措置として現在の両市の市境付近にお住まいの児童・生徒については、現在の通学区域による指定校より現在の市境を越えた別の学校が近い場合は、希望されれば来年4月からその学校に通うことができるようになります。

詳しくは、10月1日付のたなし市報・ほうや市報でお知らせする予定です。

合併したら、「あれはどうなるんだろう?」、「これはどうしたらいいの?」そんな疑問を持たれている方も多いと思います。両市では、市内に合併に向けた調整を行い、あるいは関係機関に照会してこれらの情報の整理を進めています。今後、整理のついたものから順次お知らせしていきます。

#### 市の体制について

##### ◇各種申請に基づくサービスについて

市のサービスに関するものについては、平成12年度中は、原則として現在のそれぞれの市のサービスを継続します。ごく一部のものを除いて住所変更の手続きなどを改めてしていただく必要はありません。

手続きが必要となるものについては、詳細が決まり次第お知らせします。

##### ◇市役所の窓口について

市役所の各窓口については、合併後も平成12年度中は、管理部門等一部の部署を除いて、原則として現在のまま受付を行う予定です。なお、課の名称等については、両市間で統一が図られるため、一部変更される予定です。これらの内容についても、詳細が決まり次第お知らせします。

##### ◇公共施設について

原則として、現在のまま新市に引き継ぎ、当分の間これまでどおり利用することができます。なお、公民館については、田無地区、保谷地区それぞれ1館ずつ計2館を地区館とし、それぞれ2館ずつ計4館を分館として位置付けます。位置付けは変わりますが、これまでどおり利用していくだけます。



##### ◇市役所の窓口について

市役所の各窓口については、合併後も平成12年度中は、管理部門等一部の部署を除いて、原則として現在のまま受付を行う予定です。なお、課の名称等については、両市間で統一が図られるため、一部変更される予定です。これらの内容についても、詳細が決まり次第お知らせします。

##### ◇国民健康保険料について

国民健康保険制度については、まず賦課方式を田無市の例により統一し、「保険料」としています。(保谷市では現行「保険税」としています)。

##### ◇下水道使用料について

下水道使用料については、その整備に必要な費用などを反映して保谷市の方が田無市より若干高く設定されています。しかし、国民健康保険制度も含めて、両市ともその規定の収入によって歳出をまかなえず、多額の赤字補てん的な繰り入れを行つております。制度の見直しを行うことが必要となっています。こうしたことから、新市において改めて新料金体系を定めることとし、それまでの間は、現在の市域ごとに現行の料金を適用することとしています。

##### ◇保育園の入園申込みについて

保育園の入園申込みについては、平成13年度入園希望者から田無市・保谷市の区分なしに行うこととしています。つまり、田無市にお住まいの方が保谷市の保育園に、保谷市にお住まいの方が田無市の保育園に入園希望することができます。

申請手続きなどの詳細については、現在調整を行っていますので、決まり次第お知らせします。

##### ◇税金について

両市で税率に違いのある都市計画税と法人市民税の法人税割については、いずれも市民負担の軽減を図る視点から、都市計画税については現在の保谷市の例 現行田無市0・26%(保谷市0・24%)により、法人市民税については田無市の例により調整することとし、それ以外の税については税率は現行のままとします。ただし、平成12年度中は、現行のとおりとします。

なお、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の納期については、平成13年度から現在の保谷市の例により統一します。

##### ◇国民健康保険料について

国民健康保険制度については、まず賦課方式を田無市の例により統一し、「保険料」としています。(保谷市では現行「保険税」としています)。

##### ◇ごみ収集について

ごみの収集日、回数などは、現状両市で取り扱いが異なりますが、当分の間は、現在の市域ごとに現行どおりの収集を行います。

#### 個別に対応していただく事項

##### ◇事業所の看板、表札等の変更

市名、町名の変更による住所表記の変更に伴い、事業所の看板や帳票類、印判や各家庭の表札などを作り替える費用については、各自でご負担いただることになります。これは、事例が多くすぎるほど、どこまでが本当に住所の変更によるものなのかを判断することができないことが多いことにより、過去の合併事例でも同様の取り扱いとなっています。ご理解をいただきたいことがあります。

なお、住所の変更に関しては、現在の表記のままで郵便物が届かなくなるなどの不都合はないとのことですので、合併にあわせて改めて住所変更等の通知を出す必要はありません。

# たなし 市報

合併  
特集号

# はoya 市報

2000年(平成12年) 11月15日 No.12 ●発行/田無市・保谷市

●田無市南町五丁目6番13号 田無市役所内  
●電話0424-64-1311 (代表)

## 合併による住所変更と その取り扱いについて



合併による住所変更を下表のとおり実施する予定です。  
これからの住所表記の変更に伴い、個別に手続等が必要になるものがあります。現在、関係機関等に調査を行っているところですが、今回は、これまでに回答があつたものなどについてお知らせします。

市名は「西東京市」  
田無市本町は「田無町」、保谷市本町は「保谷町」  
田無市ひばりが丘団地は「ひばりが丘三丁目2番」に

平成13年1月21日

住所が変わります

### 「名称変更の予定なし」との回答のあった官公署・施設・支店名等

#### ○官公署等

田無警察署、田無郵便局、保谷郵便局、東京法務局田無出張所、NTT田無営業所、西武鉄道各駅

#### ○金融機関各支店等（未回答あり）

#### ○生命保険会社各支店等（未回答あり）

※平成12年11月1日現在

### 各施設等の名称について

左表の官公署・施設・支店名等については、両市の合併に伴う名称等の変更はないとのことです。これ以外の内容および検討中とされたものについては、引き続き調査を行っていますので、結果がわかりしだい、順次お知らせしていきます。

### 住所表記の変更内容一覧

変更の内容/現行	変更後	備考
(1) 市名の変更		
田無市	西東京市	(2)、(3)以外の町名、街区番号、住居番号等は変更なし
保谷市		
(2) 町名の変更		
田無市本町	西東京市田無町	街区番号、住居番号等は変更なし
保谷市本町	西東京市保谷町	
(3) 田無市ひばりが丘団地の取り扱い		
田無市ひばりが丘団地	西東京市ひばりが丘三丁目2番	住居番号は変更なし ○○(棟番号) - △△(部屋番号)号

#### 【ご注意】

上記の変更は、平成13年1月21日施行予定です。

郵便番号、電話番号については変更はありません。

ただし、田無市ひばりが丘団地については、現在ひばりが丘三丁目を受け持つ郵便局が保谷郵便局である

ため、保谷市ひばりが丘三丁目に符定されている郵便番号(202-0001)を使用していただく予定です。

年賀状などは、新旧いずれの住所を記載しても支障はありませんが、1月21日から住所が変更になる旨一筆添えていただきますようお願いします。

### お詫びと訂正

○名称の変更が予定されている主なものの交差点名称、バス停名称  
なお、図書館、公民館、出張所、小中学校、保育園等、市立の公共施設の名称については、一部の例外を除き、名称の変更はありません。

市報合併特集号第11号(9月15日発行)で、住所変更手続きが必要であるとしてお知らせした建設業許可、建築士登録については、関係機関と登録により改めて住所変更

手続きを行っていただく必要があることとなりました。  
お詫びして訂正します。

※問い合わせ先 東京都都道  
(都府) 03-5388-3311  
市計画局建築指導部建政課

51

件名	該当者	住所変更等による取り扱い		手続き・問い合わせ先
		要・不要	手続きの方法等	
加入電話に関する契約	契約者	不要	電話番号に変更はありません。	N T T 田無営業所(田無市本町1~5~3、☎116または0120-490-124)
国民健康保険被保険者証(国民健康保険証)	左記保険者証等の所持者	不要	被保険者証は、3月末日に郵送しますので、住所変更の手続きは必要ありません。それまでの間は、現在の被保険者証を使用することができます。	田無市保険年金課または保谷市保険年金課
国民健康保険標準負担額減額認定証				
国民健康保険特定疾病療養受療証				
国民年金、厚生年金(受給者)	国民年金、厚生年金受給者	不要	社会保険業務センターで一括変更します。	武藏野社会保険事務所(武藏野市吉祥寺北町4~12~18、☎0422-56-1411)
国民年金(加入者)	国民年金加入者	不要		田無市保険年金課または保谷市保険年金課
国民年金基金	国民年金基金加入者	不要		東京都国民年金基金
共済年金	共済加入者・受給者	各共済組合に確認してください。		各共済組合
自動車、オートバイの使用者・所有者の住所(自動車検査証)	普通自動車の所有者 二輪の軽自動車(126cc~250cc) 二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	不要	新市名等に変更されたものとみなされます。ただし、申請により変更することもできます(手数料無料)。	東京都陸運支局多摩自動車検査登録事務所登録部門(国立市北3~30~3、☎042-523-2455)
営業施設許可	許可を受けている方	不要	手続きは不要ですが、合併による住居表示の変更を事由とした許可書の書き換えは行いません。許可書に係る住所変更の証明が必要な場合は、申請をしてください。	多摩小平保健所地域保健推進室(小平市小川町2~1332、☎042-341-4141)
不動産所有者(土地登記簿・建物登記簿等)の住所登記	土地、建物の登記簿上の住所が「田無市・保谷市」登記されている方	原則不要	所有者等の住所は、新市名等に変更されたものとみなされますので、そのままでも特に問題はありません。ただし、変更しないと不都合を生じる場合は、申請により変更することができます。	東京法務局田無出張所(田無市本町4~16~24、☎0424-61-1130)または 不動産については、不動産所在地を管轄する法務局
抵当権者等(土地登記簿・建物登記簿等)の住所登記				会社・法人については、本店・支店の所在地を管轄する法務局
会社等の商業登記・法人登記およびその代表者の住所登記	会社等の代表者(例えば、株式会社の代表取締役、有限会社の取締役、法人を代表する理事等)	原則不要	田無市または保谷市内にある会社の本店・法人の主たる事務所の市名は、法務局で修正します(支店の場合は、本店を管轄する法務局で支店の所在地を変更した後、支店を管轄する法務局に変更登記を申請してください)。この修正がされるまでの間および代表者等の住所変更登記については、上記不動産の場合と同様です。	東京法務局田無出張所(田無市本町4~16~24、☎0424-61-1130)または 不動産については、不動産所在地を管轄する法務局
道路占用許可・河川占用許可書	許可を受けている方	不要		北多摩南部建設事務所管理課(府中市線町1~27~1、☎042-364-4651) 市道については、田無市道路・公園・下水道課または保谷市管理課
建設業許可・建築士事務所登録	建設業許可または建築士事務所登録を受けている代表者	不要		東京都都市計画局建築指導部建設課(新宿区西新宿2~8~1、☎03-5388-3352)
預金通帳・定期預金証書等	預金者等	ほとんどの金融機関(郵便局を含む)から住所変更等の手続きは不要であるとの回答が来ています。手続きが必要となる金融機関については、まとまり次第お知らせします。		金融機関(郵便局を含む)
キャッシュカード・クレジットカード	キャッシュカード・クレジットカードの所有者			金融機関およびクレジット会社

合併による住所表記の変更については、現在のところ、個人で個別の手続きを必要とするものはほとんどありません。ただし、両市外に本店または支店のある法人等、個人においても特別の事情がある場合は、別途手続きが必要となることもあります。

ありますので、左の観察表をご覧のうえ、それなお問い合わせ先にご確認ください。このほかの内容についても、引き続き調査を行っていますので、結果がわかりましたら順次お知らせしていきます。

## 田無市ひばりが丘団地にお住まいの方へ

現在の「田無市ひばりが丘団地」については、「ひばりが丘三丁目2番」に統合されるため、他の地域にお住まいの方とは異なる取り扱いとなるものがあります。このため、左表でお伝えしている内容に関わらず、個別に手続きが必要になる場合が想定されています。



**住所変更通知用のはがき(無料)が郵便局から配布されます**

1世帯当たり50枚を配布

### 旧住所表記でも郵便物は配達されます

合併により住所の表記が変更された後も、合併前の旧住所表記でも当分の間は郵便物は配達されます。また、通知用はがきに関する詳細については、左記までお問い合わせください。

問い合わせ先

田無郵便局集配営業課  
(☎0424-61-2611)  
保谷郵便局集配営業課  
(☎0424-67-6224)



お知らせ

# たなし

# 合併特集号

市報

2000年(平成12年)12月15日 No.13 ●発行／田無市・保谷市  
編集／田無市・保谷市

●田無市南町五丁目6番13号 田無市役所内  
●電話0424-64-1311(代表)



～最終會議を有しまつする末本會長～

合併協議会廃止手續  
統いて、両市の合併に関する  
法的な手続がすべて完了し、田  
無市・保谷市合併協議会はその  
役割をすべて終えたことになる  
ことから、その廃止の手続等に  
ついて説明が行われ、確認さね  
ました。

最後に、協議会の正副会長である両市長から「両市の合併は新しい方式の合併として各方面から注目されており、それに恥じない素晴らしいまちづくりを行なうことが我々の責務である」とのあいさつが行われ、各委員に対しても謝意が示されました。

注目に恥じない  
まちづくりを

て合併関係観察の受入状況が報告されました。観察受入件数は任意の合併協議会である田無吉・保谷市合併推進協議会を設置してから今年11月末までで合計57件、特に今年9月以降は37件にのぼっています。

全国から注目  
視察相次ぐ

第19回協議会会場は  
11月22日

第19回会議結果

その後の合併手続

席上、まず前回の会議以降の

・経過報告として  
・合併協定調印式（8月10日）  
・両市議会臨時会における合併  
関連議案の議決（8月11日）

田無市・保谷市合併協議会は、11月22日、最終会議となる第19回会議を開催し、その廢止の手続等について確認しました。席上、11月17日付で両市の合併に関する自治省告示が行われたことにより、法律に定める合併手続がすべて終了し、来年1月21日正式に新市「西東京市」が誕生する運びとなつたことが報告されました。

これにより合併協議会はそのすべての役割を終え、正式な手続を踏んで、新市誕生の前日に廃止されることとなります。

## 合併協議会が最終会議

新市誕生へ その役割を終え

住所表記の変更内容一覧 平成13年1月21日施行予定

変更の内容／現行	変更後	備考
(1) 市名の変更		
田無市		下記以外の町名、街区番号、住居番号等は変更なし 例…(変更前) 田無市南町5-6-13 (変更後) 西東京市南町5-6-13
保谷市	西東京市	
(2) 町名の変更		
田無市本町	西東京市田無町	街区番号、住居番号等は変更なし 例…(変更前) 保谷市本町1-6-20 (変更後) 西東京市保谷町1-6-20
保谷市本町	西東京市保谷町	
(3) 田無市ひばりが丘団地の取り扱い		
田無市 ひばりが丘団地	西東京市ひばりが丘 三丁目2番	住居番号は変更なし 例…(変更前) 田無市ひばりが丘団地123-4 (変更後) 西東京市ひばりが丘 2-2-123-4

[一]注音

郵便番号、電話番号については変更はありませんが、現在の田無市ひばりが丘団地の郵便番号は、〒202-0001(保谷市ひばりが丘の郵便番号)に変更される予定です。新旧いすゞ

れの住所表記でも郵便物は配達されます。年賀状などでは、どちらの表記を使われても支障はありませんが、1月21日から住所が変更になる旨一筆添えていただきますようお願いします。

合併特集号は、今回で終了します。合併に関する情報は、今後市報でお知らせします。

# 住所変更等の手続について

合併による住所表記の変更については、下の表のような取り扱いとなります。通常の場合において特別な手続きが必要となるものはありませんが、特別の事情がある場合は、別途手続きが必要となることもありますので、それぞれのお問い合わせ先にご確認ください。なお、自動車、オートバイの自動車検査証に関する取り扱いについては、田無市ひばりが丘団地にお住まいの方は、個別に配布したお知らせにあるとおりとなります。

	件名	該当者	住所変更等による取り扱い		手続き・問い合わせ先
			要・不要	手続きの方法等	
市役所の業務に関するもの	◇印鑑登録証 ◇ほうや市民カード（保谷市）	印鑑登録証またはカードを所持している方	不要	現在お持ちの印鑑登録証およびほうや市民カードは、合併後もそのままご使用になります。	田無市…市民課 保谷市…市民課
	◇外国人登録証明書	外国人登録をしている方	不要	特に手続きは不要ですが、来庁の機会等にお申し出くださいれば、修正します。	
	◇国民健康保険被保険者証（国民健康保険証）◇国民健康保険標準負担額減額認定証◇国民健康保険特定疾病療養受療証	被保険者証等の所持者	不要	被保険者証等は、3月末日までに郵送しますので、住所変更の手続きは必要ありません。それまでの間は、現在の被保険者証を使用することができます。	田無市…保険年金課 保谷市…保険年金課
	◇国民年金（加入者）	国民年金加入者	不要	――――――	田無市…保険年金課 保谷市…保険年金課
	◇老人保健法医療受給者証（⑥） ◇老人医療の入院時一部負担金限度額適用認定証◇老人保健標準負担額認定証◇老人保健特定疾病療養受領証	受給者証の所持者	不要	各受給者証は、3月末日までに郵送しますので、住所変更等の手続きは必要ありません。	田無市…保険年金課 保谷市…保健福祉サービス課
	◇老人医療費受給者証（⑦）	受給者証の所持者	不要	受給者証は、6月末日までそのままご使用になれます。	
	◇障害者医療費受給者証	受給者証の所持者	不要	――――――	田無市…介護サービス推進課 保谷市…保健福祉サービス課
	◇心身障害者手当◇難病者福祉手当◇特別障害者等手当◇東京都重度心身障害者手当	手当受給者	不要	――――――	
	◇東京都心身障害者扶養年金証書	制度加入者	不要	――――――	
	◇身体障害者手帳 ◇愛の手帳	手帳所持者	要	特に期限はありませんが、合併後来庁の機会がありましたら、手帳をお持ちになり、新市名等への変更手続きをおとりください。	田無市…児童福祉課 保谷市…子育て推進課
その他	◇乳幼児医療証（⑨） ◇ひとり親家庭医療証（⑩）	医療証の所持者	不要	有効期限までご使用になれます。	
	◇児童手当◇児童育成手当 ◇児童扶養手当（証書含む） ◇特別児童扶養手当（証書含む）	受給者	不要	――――――	
	◇学童クラブ	入会児童	不要	育成料等は、お持ちの納付書で納付してください。	
	◇保育園	入園児童	不要	保育料等は、お持ちの納付書で納付してください。	
	◇図書館利用カード	カード所持者（登録者）	不要	――――――	各図書館
市役所の業務以外に関するもの	◇旅券（パスポート）	旅券所持者	不要	旅券最終ページの「所持人記入欄」の住所はご自身で訂正できます。他のページに書き込みをすると旅券が無効となりますのでご注意ください。なお、旅券取得のために申請の6か月以内に取得した住民票・戸籍謄（抄）本は使用できます。	東京都生活文化局国際部旅券課 (新宿区西新宿2~8~1、☎03-5321-1111(代))
	◇自動車運転免許証	免許証所持者	不要	免許証、各種許可証の本籍・住所は更新等にあわせて変更してください。更新時以外に変更を希望される場合は、警察署で手続きしてください。なお、運転免許証（優良運転者等）の更新については、合併後の西東京市に住所を有する方は、石神井警察署、立川警察署、青梅警察署、高尾警察署、町田警察署でも申請できます。	警視庁田無警察署 (田無市本町5~2~5、☎0424-67-0110)
	◇質屋営業許可証◇古物営業許可証◇風俗営業許可証◇銃刀砲類所持許可証	許可証所持者	不要	――――――	N T T 田無営業所（田無市本町1~5~3、☎116または0120-490-124)
	◇加入電話に関する契約	契約者	不要	電話番号に変更はありません。	武蔵野社会保険事務所 (武蔵野市吉祥寺北町4~12~18、☎0422-56-1411)
	◇国民年金 ◇厚生年金（受給者）	国民年金、厚生年金受給者	不要	社会保険業務センターで一括変更します。	東京都国民年基金
	◇国民年金基金	国民年金基金加入者	不要	――――――	各共済組合
	◇共済年金	共済加入者・受給者	各共済組合に確認してください。		軽自動車検査協会多摩支所（国立市北3~27~11、☎042-525-4360)
	◇自動車 ◇オートバイの使用者・所有者の住所（自動車検査証）	軽自動車（三・四輪）の所持者 普通自動車の所有者 二輪の軽自動車（126cc~250cc）、二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）	不要 不要	新市名等に変更されたものとみなされます。 ただし、申請により変更することもできます（手数料無料）。	東京都陸運支局多摩自動車検査登録事務所登録部門（国立市北3~30~3、☎042-523-2455)
	◇不動産所有者（土地登記簿・建物登記簿等）の住所登記 ◇抵当権者等（土地登記簿・建物登記簿等）の住所登記	土地、建物の登記簿上の住所が「田無市・保谷市」と登記されている方	原則不要	所有者等の住所は、新市名等に変更されたものとみなされますので、そのままでも特に問題はありません。 ただし、変更しないと不都合を生じる場合は、申請により変更することができます。	東京法務局田無出張所 (田無市本町4~16~24、☎0424-61-1130)
	◇会社等の商業登記・法人登記およびその代表者の住所登記	会社等の代表者（例えば、株式会社の代表取締役、有限会社の取締役、法人を代表する理事等）	原則不要	田無市または保谷市内にある会社の本店、法人の主たる事務所の市名は、法務局で修正します（支店の場合は、本店を管轄する法務局で支店の所在地を変更した後、支店を管轄する法務局に変更登記を申請してください）。この修正がされるまでの間および代表者等の住所変更登記については、上記不動産の場合と同様です。	または 不動産については、不動産所在地を管轄する法務局 会社、法人については、本店・支店の所在地を管轄する法務局
	◇預金通帳、定期預金証書等	預金者等	不要	ただし、法人等で名義に使用されている名称が変更される場合（例…田無支店→西東京支店）は、別途手続が必要です。	金融機関（郵便局を含む）
	◇キャッシュカード、クレジットカード	キャッシュカード、クレジットカードの所有者	不要	――――――	金融機関およびクレジット会社

田無市  
保谷市

合併に関する  
市民意向調査

平成12年7月20日発行

調査公報

田無市・保谷市合併協議会

7月30日(日)

合併決断の日

田無市・保谷市合併に関する  
市民意向調査

あなたの1票が  
まちの将来を決めます

必ず投票にお出かけください

来たる7月30日(日)田無市と保谷市の合併について、市民意向調査を実施します。この調査は、両市の合併の是非、合併した場合の新市名を決める極めて重要な調査であることから、満18歳以上のすべての両市市民を対象に、一般的な選挙と同様に投票方式により行います。この調査では、投票時間を午後10時まで拡大するほか、不在者投票所も両市内に6か所設け、そのいずれの投票所でも投票を行うことができるようになります。市民の皆さんのが投票を行いやすくするためのさまざまな配慮を行っています。

この調査公報では、市民意向調査について詳しくお知らせします。

まちの将来を決める大事な調査です。ぜひ投票をお願いします。

合併協議会事務局(☎64-1311内線379、482)

調査票の書き方と意味

下の様式は、今回の調査の調査票です。一般の選挙と同様に皆さんのお手元に郵送する入場整理券と一緒に、投票所または不在者投票所でお受け取りください。

ここでは、調査票の書き方と各項目の意味などについてご説明します。

調査票の書き方

(1) 合併の賛否

(2) 新市の名称

(3) 特に力を入れてほしい施策の3つです。それぞれに選択肢を用意していますので、自分の意思に合致する項目の左側の記載欄に「○」をつけください。

「1 合併の賛否」と「2 新市の名称」についてはそれぞれ1つだけ、「3 特に力を入れてほしい

(1) 合併の賛否  
(2) 新市の名称  
(3) 特に力を入れてほしい施策の3つです。それぞれに選択肢を用意していますので、自分の意思に合致する項目の左側の記載欄に「○」をつけください。

各調査項目の意味

田無市・保谷市合併に関する市民意向調査 調査票

【問1】 田無市・保谷市の合併について(1つだけ○)

<input type="radio"/>	賛成
<input type="radio"/>	反対
<input type="radio"/>	どちらともいえない

【問3】 特に力を入れてほしい施策について(3つまで○)

<input type="radio"/>	高齢者福祉の充実 (介護・自立支援、生きがい対策など)
<input type="radio"/>	子育て支援の拡充 (保育・育児相談、一時(緊急)預かりなど)
<input type="radio"/>	障害者福祉の充実 (生活支援、就労支援、社会参加など)
<input type="radio"/>	個性を伸ばす教育の実施 (総合教育、情報化教育、学校施設などの充実)
<input type="radio"/>	生涯学習の充実 (スポーツ・文化・コミュニティ施設の充実)
<input type="radio"/>	環境対策の推進 (ごみの減量化、リサイクル運動の増強など)
<input type="radio"/>	公園・緑地の整備 (公園の整備、緑地の保全、街路樹の整備など)
<input type="radio"/>	安心して歩ける歩道の整備 (駐輪の規制、歩道の整備など)
<input type="radio"/>	防災対策の充実 (防災倉庫・備蓄品の充実、防災情報の徹底など)
<input type="radio"/>	市民の市政参加の推進 (行政情報の公開、市民との対話の機会の確保など)

【問2】 新市の名称について(1つだけ○)

<input type="radio"/>	西東京市
<input type="radio"/>	けやき野市
<input type="radio"/>	北多摩市
<input type="radio"/>	ひばり市
<input type="radio"/>	みどり野市

この項目は、田無市・保谷市それぞれ地域ごとに集計を行い、それら寄せられた8千753件、3千190件ですが、どちらか一方の市で、または両方の市で、「反対」とする票が「賛成」とする票を上回った場合は、「合併の期日」をはじめ、合併に関するこれまでの協議の内容を見直すこととされています。

両市の合併の是非を決める極めて重要な項目です。

両市の合併は、田無市と保谷市が合併した場合に誕生する新市の名称について伺います。

ここでは、田無市と保谷市が合併した場合に誕生する新市の名称について伺います。

新市名候補については、昨年11月から12月末までの2か月間

この項目は、地域ごと(投票区ごと)に集計し、地域ごとの傾向を分析したうえで、今後の施設方針に反映していく予定です。

この項目は、地域ごと(投票区ごと)に集計し、地域ごとの傾向を分析したうえで、今後の施設方針に反映していく予定です。

# 田無市・保谷市合併に関する市民意向調査

**投票日は 7月30日(日)**

**午前7時～午後10時**

**より投票しやすく**

**18歳以上の方が**

**投票でできます**

今回の市民意向調査では、有権者(投票資格者)の年齢引き下げ、投票時間の拡大、不在者投票所の増設以外にも、市民の皆さんが投票を行なやすくなるためのさまざまな方策を講じます。例えば、身体障害者手帳をお持ちの方は、その写しをつけ請求していただければ、調査票をお送りしますので、郵便で投票を行うことができます。

一般的の選挙とは、一部取扱いが異なりますので、ご注意ください。

**投票できる方**

庁舎地下1階A・B会議室、③

**郵便投票**

◇保谷市 サンメール尚和、緑寿園、東京老人ホーム、保谷苑、保谷厚生病院

※不在者投票期間から投票日にかけて、仕事・旅行等で両市以外に滞在される方は、郵便投票を行なうことができます。詳しくは、次の郵便投票の欄をご覧ください。

調査のご案内と投票所での受付のための入場整理券を7月20日ごろから郵送しますので、ご自分の投票所をご確認のうえ、投票の際にお持ちください。

なお、入場整理券を紛失した場合でも、投票資格者名簿に登録されていれば、投票することができます。合併協議会事務局にご確認のうえ、免許証等身分証明になるものを持つてお出かけください。

※投票所への車での来所はなるべく遠慮ください。

会事務局までお問い合わせを。

**入場整理券**

票所における投票が困難な方

◎必要な書類：当該投票が困難な理由を説明する書類またはその写し

郵便投票による調査票等の請求ができるのは、投票日の4日前(7月26日)までとなります。

詳しくは、お早めに合併協議

会事務局までお問い合わせを。

**ご注意**

今回の調査では、田無市にお住まいの方への入場整理券について、保谷市にお住まいの方と同様に各世帯ごとに世帯主の方あてにお送りします。折込み形式のはがきとなつておはがきを開くとお一人ずつの入場整理券が出てきますので、切り離してご本人の分だけをお持ちください。

**不在者投票**

昭和57年7月31日以前に生まれた方で、平成12年7月23日において田無市または保谷市の住民基本台帳に登載されている方(平成12年7月24日以降に転入届を出された方は除きます)

投票日前の投票を希望される方は、不在者投票を行なうことができます。

投票日に不在である理由等は問いませんので、お出かけのついでなどにお気軽に立ち寄りください。

▽とき 7月23日(日)～29日(土)の毎日午前8時30分～午後10時(土曜日・日曜日も同じ)。

▽ところ ①田無市役所2階202室会議室、②保谷市役所東分館

青い鳥

**指定病院等での不在者投票**

病院・老人ホーム等に入院している方は、そこが不在者投票指定施設であれば、その施設内で不在者投票をすることができます。お早めに施設の方にお申出ください。

▽とき 7月23日(日)～29日(土)の毎日午前8時30分～午後5時まで

▽ところ ①田無市役所2階202室会議室、②保谷市役所東分館

青い鳥

**要件**

①身体障害者手帳をお持ちの方  
②戦傷病者手帳をお持ちの方  
③必要な書類…戦傷病者手帳の写し  
④不在者投票期間から投票日にかけて、仕事または旅行のため兩市以外に滞在される方

①身体障害者手帳をお持ちの方  
②戦傷病者手帳をお持ちの方  
③必要な書類…戦傷病者手帳の写し  
④その他投票所または不在者投

**代理投票**

体が不自由などの理由により調査票をご自分で記入することができない方は、その旨をお申し出いただくことにより代理投票を行なうことができます。投票所の係員に遠慮なくお申し出ください。

なお、今回の調査では、調査票の形式上点字投票を行うことが難しいため、点字投票を行なうための用意がありません。代理投票を行なうことがありますので、あらかじめご了承ください。

田無市・保谷市 合併に関する市民意向調査投票所入場券

投票日時 平成12年7月30日(日)午前7時～午後10時まで	
投票区	投票所
氏名	
名簿番号	性別
名簿対照 調査票交付	

田無市・保谷市 合併に関する市民意向調査投票所入場券

投票日時 平成12年7月30日(日)午前7時～午後10時まで	
投票区	投票所
氏名	
名簿番号	性別
名簿対照 調査票交付	

田無市・保谷市 合併に関する市民意向調査投票所入場券

投票日時 平成12年7月30日(日)午前7時～午後10時まで	
投票区	投票所
氏名	
名簿番号	性別
名簿対照 調査票交付	



郵便はがき

田無市・保谷市 合併に関する市民意向調査のお知らせ

このはがきは、羽家族1人まで記載される投票所入場券になっており、世帯主あてにお送りしております。

投票所にお出かけの際には、このはがきを開いて本人分だけ切り離してお持ちください。

投票日: 平成12年7月30日(日)午前7時～午後10時

ここからゆっくりとはがしてご覧ください。  
裏面もよくお読みください。

市域	投票区	投票所	所在地
田無市	1	柳沢小学校生活科室	南町2-12-37
	2	西原第二小学校家庭科室	西原町4-5-6
	3	田無第四中学校昇降口ホール	向台町2-14-9
	4	田無市役所203会議室	南町5-6-13
	5	田無小学校1-3教室	本町4-5-21
	6	田無第一中学校教室	南町6-9-37
	7	芝久保小学校体育館	芝久保町3-7-1
	8	西原小学校体育館	芝久保町5-7-1
	9	田無第二中学校会議室	北原町2-9-1
	10	谷戸第二小学校昇降口ホール	谷戸町1-17-27
	11	谷戸小学校家庭科室	緑町3-1-1
	12	田無第三中学校第2音楽室	西原町3-4-1
	13	コール田無ふれあい広場	本町3-7-2
	14	西原児童館体育室	本町7-8-14
保谷市	1	新町福祉会館会館ホール	新町5-2-7
	2	私立柳橋保育園	木一郎新町1-11-25
	3	柳沢中学校1-C教室	柳沢3-8-22
	4	東伏見小学校ランチルーム	東伏見6-1-8
	5	柳沢公民館視聴覚室	柳沢1-15-1
	6	ほんちょう園	遊戯室本町3-13-1

# 投票所一覧

7月30日(日)

市民意向調査の投票所は、原則として、先の衆議院選挙（6月25日執行）と同様です。

ただし、次の2投票所については、施設の大規模改修に伴い、場所の変更等が行われているので、ご注意ください。

## 保谷市第13投票所



ひばりが丘児童館→中原小学校

中原小学校

## 田無市第6投票所



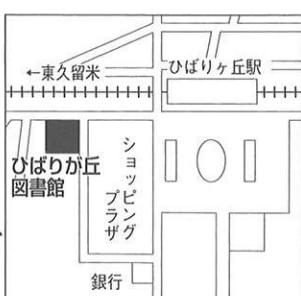
東側通用門からの入場(正門からの入場はできません。)

田無第一中学校

## 芝久保公民館



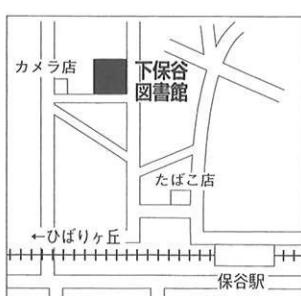
## ひばりが丘図書館



## 田無市役所



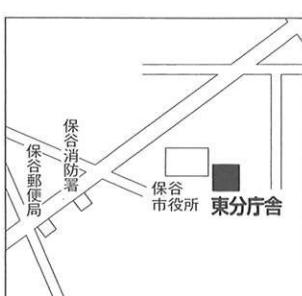
## 下保谷図書館



## 柳沢公民館



## 保谷市役所東分庁舎



左記のどこかの投票所でも投票できます

7月23日(日)から29日(土)まで

# 不在者投票所

# い」と考えています!

## 田無市・保谷市合併協議の概要

### 新市名

昨年11月から12月末まで行った新市名公募で寄せられた8千73件3千190種類もの候補の中から、新市名候補選定小委員会の選定作業などを経て、次の5候補に絞られました。最終的には、市民意向調査の結果を受けて合併協議会が決定します。

### 西東京市(にしどうきょうし)

#### 【選定理由】

○この地域は、東京23区の西に隣接していることから、この地域を地理的にイメージできる名前である。

○「東京」という名前を持つスケールの大きさから、新市がより一層発展するこどへの願いの象徴ともなる。

○名前としてインパクトがあり、知名度という点で優れている。

○応募数から市民等の要望の強さを感じられる。

### けやき野市(けやきのし)

#### 【選定理由】

○「けやき」は、両市の市木に指定されるなど、この地域の代表的な樹木として親しまれてきた。

○空高くそびえ立ち、枝葉が大きく繁る「けやき」の姿から、新市がより一層飛躍することへの願いの象徴ともなる。

### 北多摩市(きたたまし)

#### 【選定理由】

○両市とも、市制施行以前は、北多摩郡に属していたことから、「北多摩」は、両市に共通する地名としてなじみが深い。

○応募数から市民等の要望の強さを感じられる。

### ひばり市(ひばりし)

#### 【選定理由】

○「ひばりが丘」は、両市境に位置していることから、両市に共通する地名としてなじみが深い。

○「ひばり」が空高く舞い上がる姿から、新市がさらなる飛躍を遂げることへの願いの象徴ともなる。

○「ひばり」という名前を持つ響きのよさや自然を感じさせるイメージなどが市民に親しまれている。

○知名度という点で優れている。

○応募数から市民等の要望の強さを感じられる。

### みどり野市(みどりのし)

#### 【選定理由】

○両市は、武蔵野の代表的な風景である農地、雑木林、屋敷林などが残された地域であることから、「みどり」は、両市の自然環境の特徴と一致している。

○新市将来構想の基本理念である「21世紀を拓き、緑と活気あふれ、一人ひとりが輝くまち」を実現するための象徴となる。

○「みどり」という名前の持つ潤いやゆとりといったイメージが、生活の質的豈しさを求める社会傾向と一致している。

○応募数から市民等の要望の強さを感じられる。

### 町名

田無市・保谷市合併協議会では、昨年10月の発足以来、具体的にどのように合併するかについて協議が行われてきました。その内容は、これまでも市報合併特集号で逐次お知らせしてきましたが、皆さんのが合併を判断するうえで欠かせない情報であると考えられますので、再度、ここでまとめてお知らせします。

両市に共通する「本町」については、それぞれ「田無町」「保谷町」として、現在の市名を残すことは、田無市の「ひばりが丘団地」については、「ひばりが丘三丁目」に統合整理します。

### 税金

両市にはほとんど違いはありませんが、違いのある都市計画税と法人市民税法人税割については、市民の負担が軽減されませんが、違いのある都市計画税と法人市民税法人税割については、田無市の例により調整します。

### 下水道料

平成12年度と平成13年度に限り、現在の市域ごとに現行の料金体系を継続して適用し、平成14年度から新料金体系に統一します。

### 障害者

#### 【選定理由】

○「障害者」は、児童手当、特別児童扶養手当および東京都制度による児童手当、児童育成手当、児童育成(障害)手当は、現行のまま継続します。

○児童関係手当 国制度による児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および東京都制度による児童手当、児童育成手当、児童育成(障害)手当は、現行のまま継続します。

○乳幼児医療費の助成 1歳未満の乳児に対して所得制限を行っていない田無市の制度を基礎に統一します。

○介護保険 保険給付の内容は、両市に差異がないため現行のまま継続します。わざわざに違いないある保険料については、平成12年度は現行のまことに、現行のとおり継続します。

○心身障害者医療費助成、日常生活用具の給付、住宅設備の改善、チエアーキャブ運行事業

現在の施設はそのまま継続します。保育料、学童クラブ育成料については、保護者の負担軽減となるように統一します。

また、学童クラブの間食費については、当面徴収しないこととしますが、受益者負担やおやつの質・量などの兼ね合いから、合併後早急にそのあり方を検討します。

○寝たきり高齢者等おむつ代助成 田無市では現物給付を行っていませんが、田無市の例により現物給付を行います。

○高齢者はり・きゅう・あんま市では1回千円、保谷市では1回千円を助成していましたが、田無市の例により1回千円の助成を行います。

○老人給食サービス 田無市の例により週4回の配食を行います。

また、従来の65歳以上の要介護・要支援高齢者に加え、70歳以上の元気な一人暮らしの高齢者も対象となります。

また、従来の65歳以上の要介護・要支援高齢者に加え、70歳以上の元気な一人暮らしの高齢者も対象となります。

○老人給食サービス 田無市の例により週4回の配食を行います。

また、従来の65歳以上の要介護・要支援高齢者に加え、70歳以上の元気な一人暮らしの高齢者も対象となります。

# 「どのように合併した

## 合併後のまちづくりの基本指針 新市建設計画の概要

### 新市建設計画施策一覧

#### ◆地域の中で支えあう福祉のまち

【福祉施策の充実】 (24億1,500万円)	
○基幹型在宅介護支援センターの設置	
○ファミリー・サポート・センターの設立	
○病児保育室の設立	
○芝久保児童館・学童クラブの建て替え	
○しまはうや保育園・やぎわら保育園の改修工事	
○子ども家庭支援センターの建設について検討	
○子ども発達支援センターの建設	
○障害者福祉センターの整備について検討	
【健康の保持・増進】 (1億2,100万円)	
○健康づくり推進プランの策定	
○予防事業等の拡充	
【住環境の改善】 (25億7,600万円)	
○高齢者・障害者向けの住宅の確保	
○痴ほう性高齢者等グループホームの整備	
○福祉のまちづくりの推進	

#### ◆環境にやさしく美しいまち

【公共緑化の推進】 (215億5,500万円)	
○公園広場の整備	
○(仮称) 合併記念公園の整備	
【民有地緑化の推進】 (8,100万円)	
○グリーンバンクの設立	
【環境対策の充実】 (3,000万円)	
○環境基本計画の策定	
【ごみの減量化・資源化】 (16億9,600万円)	
○リサイクルプラザの建設	

#### ◆若者を育てるまち

【学校教育の充実】 (92億5,100万円)	
○小・中学校の施設整備	
○青嶺中学校校舎建て替え	
○西原地区小学校統合事業	
○通級学級の開設	
○小学校給食の食器改善	
○中学校給食の導入に向け検討	
○教育相談機能の充実	
○特色ある教育の実現	
【社会教育・生涯教育の充実】 (-)	
○郷土資料室の整備について検討	
○青少年センターの整備について検討	

○工事	○(仮称) 東伏見コミュニティセンター建設
○(仮称) 上向台地区会館建設	○田無市道77号線拡幅整備
○田無駅南口景観整備事業	○保谷駅エレベーター・エスカレーター等整備
○(仮称) 上向台地区会館建設	○病児保育室の設置
○(仮称) 東伏見コミュニティセンター建設	○こどもの発達支援センターの建設
○(仮称) 東伏見コミュニティセンター建設	○福祉のまちづくり条例の制定

#### ◆安全で快適なまち

【道路の整備】 (37億4,200万円)	
○都市計画道路の整備	
○市道の整備	
○市道整備基金の創設	
【放置自軒車対策】 (4億6,100万円)	
○自軒車駐車場整備事業	
【公共交通の拡充】 (7億1,100万円)	
○コミュニティバスの運行	
○公共交通バスロケーションシステムの導入の検討	
【駅周辺の整備】 (88億円)	
○ひばりヶ丘駅周辺まちづくりの推進	
○保谷駅南口地区市街地再開発事業	
○田無駅南口景観整備事業	
【庁舎整備】 (13億2,800万円)	
○田無庁舎および保谷庁舎・敷地整備事業	
【防災対策の充実】 (15億4,300万円)	
○地域防災計画等の策定	
○防火防水槽の設置	
○緊急物資の充実	
○地域防災無線の増設工事	
○防災行政無線の整備	
【スポーツ施設の整備】 (10億600万円)	
○田無市民体育館の建て替え	
◆さまざまな産業が育つまち	
【商工業・農業の育成】 (-)	
○地域産業の育成	
◆市民が参加する活力あるまち	
【市民との協働および支援】 (22億円)	
○非営利活動団体(NPO)等との協働および支援	
○合併市町村振興基金の設置	
【市民参加の推進と情報の公開】 (8億1,900万円)	
○地域情報化の推進	
【女性の自立と社会参加】 (3,300万円)	
○男女平等の推進	
○女性センターの整備について検討	
【コミュニティの形成】 (6億800万円)	
○(仮称) 上向台地区会館の建設	
○(仮称) 東伏見コミュニティセンターの建設	

#### 4 早期に実現を図る事業

重点事業の他、早期に実現を図る主な事業は、次のとおりです。

- 病児保育室の設置
- こどもの発達支援センターの建設
- 保谷駅エレベーター・エスカレーター等整備
- 福祉のまちづくり条例の制定

#### 1 計画期間

平成13年度～平成22年度

#### 2 計画期間中の計画事業の概算総額

約589億円

#### 3 重点事業

(1) (仮称) 合併記念公園の整備  
(通称) 東大原子核研究所の移転に伴い、その跡地(約4万5千m<sup>2</sup>)を買い取り、新市誕生に伴う、シンボル的な公園として整備します。

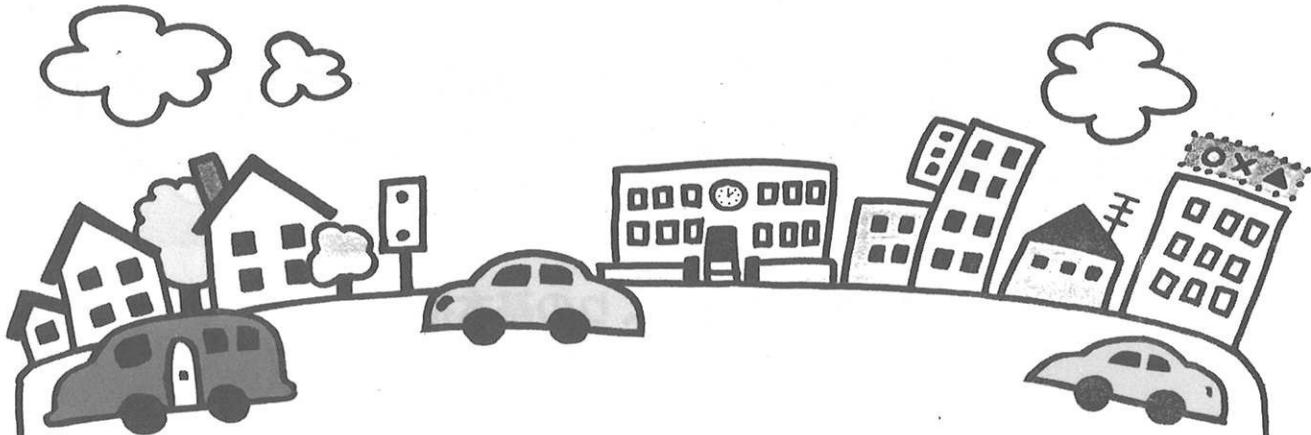
(2) コミュニティバスの運行  
交通不便地域の解消や商店街への誘客、公共施設等の有効利用などを促進するため、コミニティバスの運行を拡充します。

(3) 地域情報化の推進  
生涯学習やイベント、市の施設

(4) ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進  
市域が入り組んでいたために一体的な整備を進めることにより、近隣市からの買い物客の増加が期待できるようなり地域を総合的に整備することにより、近隣市からの買い物客の増加が期待できるようになります。また、ひばりヶ丘駅周辺地域を総合的に整備することで、にぎわいのあるまちづくりを進めるとともに、駐輪場対策等の地域環境の整備も進めます。

ることとしています。

策・計画などの情報の手軽に入手できるようホームページを充実したり、図書の予約や公共交通施設の予約ができるシステムの開発を進め、市民サービスの向上を図ります。



# 7月30日(日)

**合併の賛否を決める  
市民意向調査の日です。**

**必ず投票しましょう!**

**不在者投票は  
7月23日(日)から29日(土)まで**

### 調査の結果は翌日公表

～開票集計経過・結果公表スケジュール～

今回の調査では、投票日の翌日(31日)午前0時から開票を行い、同日中にその結果を公表します。特殊な機械を使用して集計を行うため開票所は、江東区となりますが、両市役所においても、開票所と同時に下記により集計結果・速報内容の公表を行います。

#### ○公表場所

- 田無市役所2階市民ロビー・保谷市役所正面玄関
- 第一次速報 午前6時
- 第二次速報 午前10時
- 最終結果公表 確定後速やかに
- ※いずれも、掲示板に貼り出します。

### 不在者投票所一覧

場 所	投票時間
① 田無市役所 2階202、203会議室	午前8時30分 ～午後10時
② 保谷市役所東分庁舎 地下1階A・B会議室	
③ ひばりが丘図書館 1階講座室	
④ 柳沢公民館 1階第2会議室	
⑤ 芝久保公民館 2階第2学習室	午前8時30分 ～午後5時
⑥ 下保谷図書館 2階集会室	

**不在者投票は7月23日から  
両市内6か所で**

今回の意向調査では、不在者投票を行った  
めの理由は問いません。いわば、23日から30  
までの毎日が投票日です。23日から29日ま  
では、田無市民、保谷市民を問わず、左記の  
6か所のどこでも投票を行うことができます。  
仕事や買い物の行き帰りなど、お出かけ  
のついでにお気軽に立ち寄りください。

**お出かけなどについで  
お気軽に投票ください**

× 七 欄

× 七 欄